

官報号外 平成十六年六月三日

○第一百五十九回会

衆議院会議録 第三十七号

平成十六年六月三日(木曜日)

議事日程 第二十七号
午後 時開議

- 第一 卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 國際捜査共助法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第六 工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第七 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第八 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第九 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)
- 第十 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)
- 第十一 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十二 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第十四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第十五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十六 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十七 平成十四年度政府関係機関決算書
- 第十八 平成十四年度一般会計歳入歳出決算
- 第十九 平成十四年度特別会計歳入歳出決算
- 第二十 平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書
- 第二十一 平成十四年度政府関係機関決算書
- 第二十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 第二十三 平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 第二十四 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書
- 第二十五 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第十六 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十七 平成十四年度一般会計歳入歳出決算

第十八 平成十四年度特別会計歳入歳出決算

第十九 平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書

第二十 平成十四年度政府関係機関決算書

第二十一 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二十二 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第二十三 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二十四 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第二十五 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二十六 平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書

第二十七 平成十四年度政府関係機関決算書

第二十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第二十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第三十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第三十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三十三 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第三十四 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三十五 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第三十六 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三十七 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第三十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第三十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第四十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第四十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四十三 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第四十四 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四十五 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第四十六 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四十七 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第四十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第四十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第五十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第五十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五十三 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第五十四 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五十五 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第五十六 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五十七 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第五十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

第六十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

第六十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第九 児童買春、児童ボルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

日程第十 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)

日程第十一 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十二 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第十四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第十五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十七 平成十四年度一般会計歳入歳出決算

日程第十八 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第十九 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第二十一 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十二 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第二十三 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十四 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第二十五 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十六 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第二十七 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第二十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第二十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第三十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第三十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三十三 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第三十四 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三十五 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第三十六 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三十七 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第三十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三十九 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第四十 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第四十一 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第四十二 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第四十三 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

日程第四十四 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第四十五 平成十四年度國税収納金整理資金受払計算書

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

●

日程第一 卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 國際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰等の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

する法律案について申し上げます。

卸売市場法の一部を改正する法律案は、卸売市場における流通の効率化、品質管理の徹底等を図るため、卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を五年間延長しようとするものであります。

両法律案は、去る四月九日参議院から送付され、五月二十四日本委員会に付託されました。水産大臣から提案理由の説明を聴取し、六月一日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

(柳本卓治君登壇)

○柳本卓治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案は、高度情報化社会の進展に対応して、株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、

資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化すること等により会社等の運営の合理化及び効率化を図るため、商法、有限会社法その他の法律の一部を改正しようとするものであります。

次に、競馬法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年の競馬の売上額の減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況にかんがみ、競馬の実施に係る規制の緩和、地方競馬主催者に対する必要な支援等の措置を講じようとするものであります。

○高木義明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(本号末尾に掲載)

(高木義明君登壇)

○高木義明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正是する法律案及び同報告書

日程第四 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

本案は、参議院先議に係るもので、五月二十四日

の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第四、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案、日程第五、國際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題としたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

(柳本卓治君登壇)

○柳本卓治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案は、高度情報化社会の進展に対応して、株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、

資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化すること等により会社等の運営の合理化及び効率化を図るため、商法、有限会社法その他の法律の一部を改正しようとするものであります。

官報(号外)

日本委員会に付託され、二十六日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑に入り、採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けるもので、受刑者証人移送制度を創設し、業務書類に関する証明書についての規定を整備しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月二十四

日本委員会に付託され、二十八日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月一日質疑を終局し、採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 工業標準化法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 鉱山保安法及び経済産業省設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

ら、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた登録認証機関による認証制度に改める等の措置を講ずるものであります。

次に、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案につきましては、独立行政法人産業技術総合研究所をいわゆる非公務員型の独立行政法人とする等の措置を講ずるものであります。

人産業技術総合研究所につきましては、機械器具等に

部を改正する法律案につきましては、独立行政法

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 日程第九は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 日程第九、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第九、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。青少年問題に関する特別委員長武山百合子君。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔武山百合子君登壇〕

○武山百合子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律は、平成十一年に議員立法により制定されたもので、同法附則においては、施行後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものと規定しております。

同法の施行状況を見ますと、児童買春に係る事件が大幅に増加しているほか、児童ポルノに係る事件も後を絶ちません。

また、同法の施行後、国連において、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る児童の権利に関する条約の選択議定書が採択されるなど、児童の権利の擁護に関する国際的取り組みがより一層進展しております。

本案は、このような状況を勘案し、これらの行為について、厳格な処罰を行うことができるよう法定刑を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一は、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえた立法であることを明示することとともに、児童の権利の擁護を目的とすることをより直接的に表現すること、

第二は、児童買春及び児童ポルノに係る犯罪の法定刑を見直し、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、新たに一定の類型について懲役刑と罰金刑をあわせて科すことを可能にするこ

と、第三は、条約上の義務に対応し、電気通信回線を通して児童のポルノを記録した電磁的記録等を提供する行為及び特定かつ少数の者に対する児童ポルノを提供する行為並びにこれらを目的として児童ポルノを製造、所持等しました児童のポルノを記録した電磁的記録を保管する行為、児童に姿態を撮らせて児童ポルノを製造する行為等を新たに処罰すること。

第四は、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること

等としております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る六月一日、青少年問題に関する特

別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることに決し

ます。

赤羽一嘉君

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 日程第十は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第十は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

その主な内容は、て提出され、提出者を代表して水野賢一君から趣旨の説明を聴取した後、委員会に諮ったところ、賛成多数をもつて、これを委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

第三に、政府は、告示の日から二十日以内に國

会に付議し、閣議決定に基づく入港禁止の実施に

ついて国会の承認を求めなければならぬこととし

て、当該議決に係る入港禁止の実施を終了させなければならないこと、

第四に、遭難またはやむを得ない特別の事情が

ある場合を除き、特定船舶の船長は、当該特定船

舶に係る入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、入港禁

止の期間の開始の際現に本邦の港に入港している場合には、閣議決定で定める期日までに、当該特

定船舶を本邦の港から出港させなければならない

こととし、これらに違反した船長は、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、または

本案を可決するに御異議ありませんか。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第五に、入港禁止を実施する必要がなくなったと認めるときは国会がその実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、入港禁止の実施を終了することを決定しなければならないこと。

その他、国は、この法律の施行の状況、我が国

を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めることはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずること。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

日程第十一 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十二 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第十一、地方公務員法

及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案、日程第十

二、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案は、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るために措置を講じようとするものであります。

次に、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十四日本委員会に付託され、同月二十七日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたし

ました。去る六月一日両案について質疑を行い、討論、採決の結果、いずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕
〔米澤隆君登壇〕

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、年金制度及び医療保険制度への二重加入の問題、保険期間が短いために年金を受給できない等の問題が生じていることを受け、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関し、原則として就労が行われている国の法令のみを適用することとし、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、原則として五年までは自国の法令のみを適用する等の調整を行うとともに、日米間で保険期間を通算することにより、年金受給権の確立を図るものであります。

次に、日韓社会保障協定について申し上げます。

日程第十三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第十四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第十三、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第十四、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長米澤隆君。

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

社会保険に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

場合には、原則として五年までは自国の法令のみを適用する等の調整を図るものであります。両件は、去る四月十六日に参議院より送付され、五月二十四日に外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、同月二十六日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨六月二日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 両件を一括して採決いたしました。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第十五 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出 参議院送付）

○議長（河野洋平君） 日程第十五、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本公一君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○山本公一君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、中型自動車に係る運転免許の新設、共同危険行為及び携帯電話使用等に対する罰則の強化、大型自動二輪車等の複数乗車に関する規制の見直しその他の運転者対策の推進を図るために規定等の整備を行おうとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十四日本委員会に付託され、同月二十六日小野國家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

〔池坊保子君登壇〕

○池坊保子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、著作権の分野について知的財産戦略を推進し、著作物の適切な保護と活用を図るため、商業用レコードの還流防止措置の導入、書籍または雑誌への貸与権の付与など必要となる改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第十五 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出 参議院送付）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長（河野洋平君） 日程第十六、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長池坊保子君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書（本号末尾に掲載）

第三に、著作権等を侵害した者に対する罰則を強化するための措置等を講じることとする」となどであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日河村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十八日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ねました。昨六月二日民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合の三会派共同提案に係る修正案が提出され、同日質疑を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、商業用レコードの還流防止措置の存在により、欧米諸国からの洋楽のレコードの並行輸入等が阻害されるなど消費者の利益が侵害される事態が生じた場合には、同措置の見直しを含め、適切な対応策を講じることとすることなど、十三項目の附帯決議が付されたことを申添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

(号外) 報官

日程第十七 平成十四年度一般会計歳入歳出

決算

平成十四年度特別会計歳入歳出

決算

平成十四年度国税収納金整理資

金受払計算書

平成十四年度政府関係機関決算

書類

日程第十八 平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第十九 平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(河野洋平君) 日程第十七、平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書、日程第十八、平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第十九、平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題いたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長細川律夫君。

〔細川律夫君登壇〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○細川律夫君 ただいま議題となりました平成十四年度決算外二件につきまして、決算行政監視委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。

一般会計決算額は、歳入八十七兆二千億円余、歳出八十三兆六千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百九十九兆七千億円余、歳出三百七十五兆八千億円余であります。

国税収納金整理資金の収納済額は、五十三兆三千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入五兆八千億円余、支出五兆九千億円余であります。

国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は、百十兆九千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は、一兆円余であります。

本委員会におきましては、今国会におきまして、谷垣財務大臣から概要説明を聴取し、総括質疑、分科会審査、全般的審査を行い、昨日締めくくり総括質疑を行った後、委員長から議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、平成十四年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきましたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾であります。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長細川律夫君。

一 予算の執行状況からみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 公債残高が著増するなど国の財政は極まず、深刻な状況であり、その健全化が急務です。

なっている。政府は、公債に依存した財政構造を改めるため、目標に沿つて、基礎的財政收支の早期黒字化を図るべきである。

2 年金制度については、国民年金保険料の未納付率が約四割に達し、また、保険料が未納であつた国会議員が相次いで判明するなど制度に対する国民の不信感が一層増大している。ついては、社会保険庁における未納・未加入者に対する取組みの強化に加え、年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しを行うべきである。

3 介護保険については、ゴールドプランによる基盤整備が行われてきているところであるが、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなつているかなどの課題が指摘されている。平成十二年の法施行後五年目を目指として介護保険の見直しに向けてサービス内容の適正化及びサービスの質の向上などについて十分な検討を行うべきである。

また、障害者福祉については障害者の地域生活支援の在り方等支援費制度の趣旨を踏まえ円滑な実施に努めるべきである。

4 雇用問題については特に若年者の雇用の拡大を図るとともに、政府が一体となつて若年者等に対する職業意識の啓発や学校にかかる職業教育に対する取組みを推進すべきである。

5 六兆百億円の多額の資金が投入されたワーグマイ・ラウンド農業合意関連対策については、平成十二年七月に中間評価が出され、十四年度で終了している。中間評価に

おいては効果が十分あがつていらない点が指摘されているところであります。今後とも政策全般の評価の中で成果を検証し、その結果を今後の農業政策に反映すべきである。

また、牛海綿状脳症(BSE)発生に伴う米国産牛肉の輸入停止により、外食産業を始めとして経済的損失が増大している。食の安全・安心確保を大前提に、科学的根拠に基づいた検査体制の下で、安全な牛肉の安定供給体制の構築に努力すべきである。

4 地方分権の推進に当たつては、自主・自立の地域社会の早期実現が肝要である。政府は、地方分権を推進するため、国から地方への税源移譲の促進と地方への自由度の拡大を図るための国庫補助負担金の廃止・縮減等を行い、地方交付税の所要額を確保し、真の地方分権を図るべきである。

また、義務教育費国庫負担制度については、義務教育に関する国の責任を明確にし、総額裁量制の導入で、教職員の給与が過度に削減されることのないよう配慮するとともに、義務教育における学校の設置・管理主体である市町村が自らの理念に基づいた独自の教育が可能となるよう、市町村への必要な権限委譲について検討を進めるべきである。

5 近時、凶悪犯罪の多発等を背景に国民の治安悪化への懸念が急速に高まつてゐる。政府は、ストーカー防犯灯の整備等の犯罪防止対策を積極的に推進するとともに、警察官の計画的増員及び適正配置等の体制整備並びに地域防犯力の向上を図るなど効果的

官 報 (号 外)

九十八年ミネアボリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジユネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアボリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジユネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

一、昨二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

証券取引法等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

行政事件訴訟法の一部を改正する法律

高速道路株式会社法

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構整備等に関する法律

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の一部を改正する法律

日本道路公団等の民営化に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
　　、昨二日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各
　　、各府省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

(委員推薦通知)
一、去る五月二十八日、議長は、國土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

岡本	充功君	吉田	治君
篠原	孝君	大谷	信盛君
大谷	信盛君	岡本	充功君
吉田	治君	篠原	孝君
平田	耕一君	野呂田芳成君	二田
望月	義大君	孝治君	吉田
議院運営委員	辞任	補欠	補欠
小宮山泰子君	村井 宗明君	小宮山泰子君	村井 宗明君
手塚 仁雄君	長安 豊君	手塚 仁雄君	長安 豊君
長安 豊君	手塚 仁雄君	長安 豊君	手塚 仁雄君
村井 宗明君	小宮山泰子君	村井 宗明君	小宮山泰子君
一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

議長の報告

外務委員	園田 康博君	水野 寧一君	中井 治君	保岡 興治君	江崎洋一郎君
辞任	小野寺五典君	赤嶺 政賢君	西村 明宏君	吉井 英勝君	蓮実 進君
補欠	西村 明宏君	吉井 英勝君	小野寺五典君	赤嶺 政賢君	蓮実 進君
法務委員	古屋 圭司君	佐藤 信二君	宮路 和明君	佐藤 信二君	外務委員
辞任	古屋 圭司君	佐藤 信二君	宮路 和明君	佐藤 信二君	辞任
総務委員	谷 公一君	佐藤 勉君	蓮実 進君	宮路 和明君	文部科学委員
辞任	谷 公一君	佐藤 勉君	蓮実 進君	吉井 英勝君	農林水産委員
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中根 一善君	鈴木 恒夫君	佐藤 勉君	渡辺 周君	辞任
総務委員	赤松 広隆君	鈴木 恒夫君	吉井 英勝君	吉井 英勝君	辞任
補欠	赤松 広隆君	鈴木 恒夫君	吉井 英勝君	赤嶺 政賢君	渡辺 周君
法務委員	大島 理森君	江崎 鐵磨君	大島 理森君	川上 義博君	岩國 哲人君
辞任	大島 理森君	江崎 鐵磨君	大島 理森君	川上 義博君	岡本 充功君
補欠	宇野 德彥君	仲野 博子君	宇野 德彥君	高井 美穂君	岡本 充功君
内閣委員	前原 誠司君	田中 和徳君	泉 健太君	川上 義博君	岡本 充功君
法務委員	阿久津幸彦君	齊藤 鉄夫君	島田 久君	武田 良太君	岡本 充功君
辞任	阿久津幸彦君	齊藤 鉄夫君	山花 郁夫君	赤嶺 政賢君	岡本 充功君
補欠	田嶋 室井	中川 邦彦君	島田 久君	赤嶺 政賢君	岡本 充功君
決算行政監視委員	中川 正春君	齊藤 斗志二君	泉 健太君	加藤 紘一君	谷川 弥一君
辞任	中川 正春君	齊藤 斗志二君	島田 久君	近藤 基彦君	西銘恒三郎君
補欠	鈴木 大輔君	荒井 聰君	島田 久君	金子 恭之君	谷川 弥一君
財務金融委員	赤嶺 政賢君	富田 加藤	島田 久君	赤嶺 政賢君	西銘恒三郎君
辞任	赤嶺 政賢君	富田 加藤	島田 久君	赤嶺 政賢君	谷川 弥一君
補欠	赤嶺 政賢君	富田 加藤	島田 久君	赤嶺 政賢君	西銘恒三郎君
外務委員	中川 正春君	齊藤 斗志二君	西村 明宏君	佐藤 勉君	佐藤 勉君
辞任	中川 正春君	齊藤 斗志二君	西村 明宏君	金子 恭之君	赤嶺 政賢君
補欠	中馬 弘毅君	松野 賴久君	原田 令嗣君	近藤 基彦君	赤嶺 政賢君
文部科学委員	中馬 弘毅君	市村浩一郎君	市村浩一郎君	西村 明宏君	中川 正春君
辞任	中馬 弘毅君	市村浩一郎君	松野 賴久君	赤嶺 政賢君	中川 正春君
補欠	中馬 弘毅君	市村浩一郎君	原田 令嗣君	赤嶺 政賢君	中川 正春君
財務金融委員	赤嶺 政賢君	西村 明宏君	西村 明宏君	赤嶺 政賢君	中川 正春君
辞任	赤嶺 政賢君	西村 明宏君	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君
補欠	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君	赤嶺 政賢君

官 報 (号 外)

一、去る五月二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案

旅行業法の一部を改正する法律案

通信連合条約(千九百九十二年ジユネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千一年マラケシュ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

障害者基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

一、去る五月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案

一、昨二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

旅券法の一部を改正する法律案

一、昨二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジユネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシュ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアボリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジユネーブ)を改

正する文書(全権委員会議(二千一年マラケシュ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(八代英太君外二名提出)

特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案(中川正春君外五名提出)

特定船舶の入港の禁止に関する法律案(水野賢一君外五名提出)

証券取引法等の一部を改正する法律案

一、昨二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(八代英太君外二名提出)

特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案(中川正春君外五名提出)

特定船舶の入港の禁止に関する法律案(水野賢一君外五名提出)

一、昨二日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る五月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金等に関する質問主意書(島聰君提出)

政府の憲法解釈変更に関する質問主意書(島聰君提出)

日朝首脳会談における、二二十五万トンの食糧支援に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

マレーシア「パハン・セランゴール導水事業」に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

天下りあつ旋に関する質問主意書(長妻昭君提出)

警察の文書廃棄等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書(長妻昭君提出)

個人データ流出に関する質問主意書(長妻昭君提出)

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書(長妻昭君提出)

ペーパー車検に関する質問主意書(長妻昭君提出)

車両火災に関する質問主意書(長妻昭君提出)

特別会計の事務費・人件費等の財源に関する質問主意書(長妻昭君提出)

化学物質過敏症等に関する質問主意書(井上和雄君提出)

法人税法における公示制度に関する質問主意書は次のとおりである。

勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

(質問書提出)

一、去る五月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金等に関する質問主意書(島聰君提出)

政府の憲法解釈変更に関する質問主意書(島聰君提出)

日朝首脳会談における、二十五万トンの食糧支援に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

マレーシア「パハン・セランゴール導水事業」に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

天下りあつ旋に関する質問主意書(長妻昭君提出)

警察の文書廃棄等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書(長妻昭君提出)

個人データ流出に関する質問主意書(長妻昭君提出)

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書(長妻昭君提出)

ペーパー車検に関する質問主意書(長妻昭君提出)

車両火災に関する質問主意書(長妻昭君提出)

特別会計の事務費・人件費等の財源に関する質問主意書(長妻昭君提出)

化学物質過敏症等に関する質問主意書(井上和雄君提出)

法人税法における公示制度に関する質問主意書は次のとおりである。

勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

四

事件名	発生年月日その他の事件概要	公訴時効が完成したと考えられる日
恩納村における米国軍人殺人事件	昭和47年6月11日、公園内広場の催事場にいたアメリカ軍隊の構成員の男性の大脳部を凶器で突き刺し、殺害した。	昭和62年6月10日
浦添市内の銀行における持凶暴強盗事件	昭和46年4月7日、銀行に侵入して客にナイフを突き付けて人質にし、行員を脅迫し、現金約80万円を強奪した。	昭和55年4月6日
浦添市における強姦殺人及び死体遺棄事件	昭和48年7月14日、女性を強姦した上、同人の頭部を圧迫して殺害し、市内の海岸埋立地にその死体を遺棄した。	昭和63年7月13日
中城村における女性殺人及び死体遺棄事件	昭和48年7月25日、女性を凶器で突き刺して殺害し、村内の道路脇にその死体を遺棄した。	昭和63年7月24日
羽嘉市における強姦殺人事件	昭和48年10月30日、路上において男性と口論となり、同人から腰部を打たれること等に逆上し、隠し持っていた刃物で同人の腰部を突き刺して殺害した。	昭和63年8月29日
伊江村における強姦殺人及び死体遺棄事件	昭和49年11月16日、女性を強姦した上、純潔で同人の顔面、側頭部等を殴打して殺害し、村内の農道にその死体を遺棄した。	昭和63年10月6日
金武町における殺人事件	昭和50年2月4日、スナックにおいて、経営者の男性の脚腕部等を棒状の凶器で突き刺し、殺害した。	平成元年11月15日
沖縄市における現金輸送車強盗事件	昭和50年5月12日、銀行前の路上において、現金約2億円を強奪し、現金輸送車を襲い、行員にけん銃様のものを突き付け、輸送車を奪って逃走した後、同車を放棄し、車中の現金約700万円を強奪した。	平成2年2月3日
那覇市における持凶暴強盗事件	昭和50年12月15日、バス会社に侵入して動員中の男性にけん銃様のもの及び包丁を突き付けて脅迫し、現金約3,300万円を強奪した。	昭和57年5月11日
那覇市における男子高校生殺人事件	昭和51年1月29日、歩道上において、下校途中の男子高校生とすれば違う際、ナイフ様のもので同人の左胸筋を突き刺し、殺害した。	平成3年1月28日
那覇市における殺人事件	昭和51年2月29日、歩道上において、帰宅途中の男性の背後から腹部を刃物で突き刺し、殺害した。	平成3年2月28日
那覇市における殺人事件	昭和52年6月10日、アパート居室に侵入し、就寝中の男性の頭部を殴打するなどして殺害した。	平成4年6月9日

事件名	発生年月日・その他の事件概要	公訴時効が完成したと考えられる日
大里村における女性殺人及び死体遺棄事件	昭和52年9月9日、女性の首を絞めて殺害し、村内の畑にその死体を遺棄した。	平成4年9月8日
吳志川市における女性殺人及び死体遺棄事件	昭和52年11月20日、女性の頭部を殴打するなどして殺害し、市内の葬儀場にその死体を遺棄した。	平成4年11月19日
沖縄市における強姦殺人事件	昭和52年12月28日、路上において、女性の頭部及び顔面を殴打し殺人した上、同人の首を絞めて殺害した。	平成4年12月27日
浦添市における強姦殺人未遂事件	昭和53年11月3日、銃薬施設に覆面をかぶって侵入し、同施設の従業員にけん銃を発射して重傷を負わせ、同施設の売上金約70万円を強奪した。	平成5年11月2日
那覇市における殺人事件	昭和58年6月17日、大学の体育館南側の廊下において、男性の首を絞めて殺害した。	平成10年6月16日
那覇市内の銀行における特凶暴強盗事件	昭和58年12月7日、銀行に侵入して女性行員に水中砲及び包丁を突き付けて脅迫し、現金約360万円を強奪した。	平成2年12月6日
北中城村におけるけん銃強盗事件	昭和59年6月1日、アメリカ合衆国海兵隊の施設において、動務中の男性の頭部を角材で殴打するなどし、同人が携帯していたけん銃等を強奪した。	平成6年5月31日
沖縄市内の消費者金融における特凶暴強盗事件	昭和59年6月16日、消費者金融に覆面をかぶって侵入し、女性従業員にけん銃様のものを突き付けて脅迫し、現金約15万円を強奪した。	平成3年6月15日
沖縄市内の銀行における特凶暴強盗事件	昭和61年12月30日、銀行に侵入して女性行員にけん銃様のものを突き付けて脅迫し、現金約250万円を強奪した。	平成5年12月29日
那覇市内の銀行における特凶暴強盗事件	昭和62年4月30日、銀行に侵入して行員に刃物を突き付け、さらに女性客を人質にして脅迫し、現金約300万円を強奪した。	平成6年4月29日
沖縄市における女性殺人事件	昭和62年7月10日、アパート居室内に侵入し、女性の胸部、背部等を果物ナイフで突き刺し、殺害した。	平成14年7月9日
浦添市内の銀行におけるけん銃使用強盗事件	昭和63年11月17日、銀行に侵入して行員にけん銃様のものを突き付けて脅迫し、現金約300万円を強奪した。	平成7年11月16日

平成十六年四月二十七日提出
質問 第八五号

特定非営利活動法人に関する質問主意書

提出者 若井 康彦

特定非営利活動法人に関する質問主意書
市民、民間の自発的意思により社会的な公益活動を行う民間非営利組織(NPO)に対する期待が高まっている。NPOは、福祉、環境、街づくり、国際貢献など様々な分野で活躍し、政府はじめ、地方自治体、民間企業などでも「新しい公共の担い手」として施策に組み入れ、その活用に力を入れている。平成十年十二月の特定非営利活動促進法(NPO法)の施行以来、特定非営利活動法人(NPO法人)はすでに一万人を超えているといわれ、市民の社会参加にも大きく貢献していると考える。しかし、一方で、暴力団排除の実効性確保等を盛り込んだ改正NPO法施行(平成十五年五月)後も、今年に入つてNPO法人を隠れみのにした企業恐喝事件が摘発されるなど、NPO法人をめぐる問題が明らかになつてきている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 特定非営利活動法人の最新の法人数を示されたい。

二 全国農業新聞(本年四月二十三日付け一面)は、千葉県内の実例をあげて「産廃業者がNPO法人を悪用し、農地をこみ捨て場として狙つたのではないか」と問題を提起している。前述のような企業恐喝事件など、NPOを悪用した事例について、政府はどういうふうに把握しているのか。把握していればその内容を明らかにされたい。また、把握していないのであれば、今後調査すべきと考えるが、政府の方針を明らかにされたい。

三 「NPO法人が、官僚などの新たな天下り先になつてゐる」との批判がある。政府の見解を

伺いたい。また、NPO法人への、政府職員のいわゆる「天下り」があるのであれば、退職前の所属官庁、役職、氏名、天下り先のNPO法人名について、明らかにされたい。

四 政府の平成十六年度予算のうち、NPO関連予算の総額ならびに、省庁ごとのNPO関連予算の額、ならびにNPO法人を対象として直接支出される補助金、助成金についてその総額と、事業ごとの予算額を示されたい。その上で、NPO関連予算付けについて、政府の考え方を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第八五号
平成十六年五月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員若井康彦君提出特定非営利活動法人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員若井康彦君提出特定非営利活動法人に関する質問に対する答弁書

一について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する

特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法」という。)の設立の認証を受けた者の数は、

平成十六年四月末現在で一万六千七百三十一である。

二について
都道府県知事を所轄廳としている特定非営利活動法人については、把握していないが、内閣総理大臣を所轄廳としている特定非営利活動法のうち、法令等に違反すると認められたこと

により、法第四十二条の規定に基づき改善命令を行つたもの及び法第四十三条第一項又は第二

項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したものとの内容は、以下のとおりである。

すなわち、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)違反に関連し、法第四十二条の規定に基づき改善命令を行つたものが二件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十七号)違反に関連し、法第四十二条の規定に基づき改善命令を行い、さらに、法第四十三条第一項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが一件、特定非営利活動法人の理事長等が当該法人の業務に關し第三者に対して恐喝、信用を損及び業務妨害行為を行つたものと認められたことに関連し、法第四十三条第二項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが一件、三年以上にわたつて法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないことに関連し、法第四十三条第一項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが三件である。

なお、法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としており、法の施行に当たつては、特定非営利活動法人の自主性を尊重する旨の附帯決議が国会においてなされている。法は、所轄廳による特定非営利活動法人に対する監督の権限として、特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときにおいて、当該特定非営利活動法人に対し、所定の事項に關し報告をさせることができるものと定められており、このようないくつかの規定に該当する。この規定は、この法律の目的及び附帯決議の趣旨にのつとり運用している。

三について
二について述べたとおり、法は、市民が行

項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したものとの内容は、以下のとおりである。

すなわち、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)違反に関連し、法第四十二条の規定に基づき改善命令を行つたものが二件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十七号)違反に関連し、法第四十二条の規定に基づき改善命令を行い、さらに、法第四十三条第一項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが一件、特定非営利活動法人の理事長等が当該法人の業務に關し第三者に対して恐喝、信用を損及び業務妨害行為を行つたものと認められたことに関連し、法第四十三条第二項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが一件、三年以上にわたつて法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないことに関連し、法第四十三条第一項の規定に基づき当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消したもののが三件である。

なお、法は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としており、法の施行に当たつては、特定非営利活動法人の自主性を尊重する旨の附帯決議が国会においてなされている。法は、所轄廳による特定非営利活動法人に対する監督の権限として、特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときにおいて、当該特定非営利活動法人に対し、所定の事項に關し報告をさせることができるものと定められており、このようないくつかの規定に該当する。この規定は、この法律の目的及び附帯決議の趣旨にのつとり運用している。

三について
二について述べたとおり、法は、市民が行

う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としており、法の施行に当たつては、特定非営利活動法人の自主性を尊重する旨の附帯決議が国会においてなされている。特定非営利活動法人の運営に對しても、役員及び職員の構成を含め、これらの趣旨が尊重されるべきものである。

また、国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの事項すべてについてお答えすることは困難である。各府省の職員で平成十四年八月十六日から平成十五年八月十五日までの間に本府省の企画官相当職以上で退職した者の再就職状況については「公務員制度改革大綱」(平成十三年十二月二十五日閣議決定)に基づき、既に公表しているところであり、このうち特定非営利活動法人へ再就職した者はいない。

四について
政府の平成十六年度予算に計上された事業のうち、特定非営利活動法人のみを対象としているものは、別表第一のとおりである。

また、政府の平成十六年度予算に計上された事業のうち、特定非営利活動法人のみに対する予算額を特定することができないが、特定非営利活動法人を他の法人等とともに対象に含めているものは、別表第二のとおりである。さらに、別表第二に掲げた事業に係る予算額のうち、国から地方公共団体等を介さず直接他の法人等とともに特定非営利活動法人に対して支出される補助金の予算額は、別表第三のとおりである。

これらの事業については、特定非営利活動法人の我が国経済社会における重要性にかんがみ、それぞれの事業の目的及び内容に照らし、特定非営利活動法人をその対象にしているところである。

別表第一

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
内閣府	1. ボランティア活動促進 ・特定非営利活動法人制度運営に関する都道府県等との連絡・調整業務 ・特定非営利活動促進法の施行体制の整備 ・特定非営利活動法人制度等の見直しのための調査 ・特定非営利活動法人制度に関する広報資料の作成及び配布事業 ・特定非営利活動法人の監督体制の整備・強化	14 24 13 4 21 98
	2. I T活用によるN P O法人情報の提供・利用の高度化	174
	合計	

(注) 本表における予算額は、予算の説明資料又は事業要綱等において、特定非営利活動法人のみを対象として明記している事業について掲載している。

別表第二

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
内閣府	1. ボランティア活動促進 ・市民活動促進シンポジウム ・市民活動団体等に関する調査 ・市民活動団体の実態に関する調査 2. ボランティア活動活性化事業	7 16 9 39
総務省	小計	71
外務省	1. 独立行政法人国際交流基金運営費交付金に必要な経費 ・独立行政法人国際交流基金運営費交付金 2. 無償資金協力推進団体補助金 (1) 経済協力局に必要な経費 ・政府開発援助経済開発等援助費 (うち日本N G O支援無償) 3. 海外技術協力推進団体補助金 (1) 経済協力局に必要な経費 ・政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金 4. 民間援助支援事業費 (1) 民間団体等の指導・監督に必要な経費 (2) N G O調査・支援費 5. N G O活動環境整備のための経費 6. 開発援助人材育成・振興に必要な経費(うち財團法人国際開発協会等教育機構への委託費におけるN G O開発予算) 7. 経済協力局に必要な経費(うち現地コンサルタントによるモニタリング等) 8. 独立行政法人国際協力機構運営費交付金に必要な経費 ・政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金	437 437 6, 177 7, 609 2, 700 180 6 105 159 37 21 161, 206
	小計	178, 200

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
文部科学省		
1. 生涯学習分野におけるNPO支援事業	35	
2. 「総合的な学習の時間」の推進	70	
(1) NPO等を活用した外都人材の導入の在り方についての実践研究	529	
3. 問題行動に対する地域における行動連携推進事業	838	
4. 生徒指導の充実	54	
(1) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業	11	
5. 青少年の豊かな心と社会性の育成	54	
(1) 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業 (悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業)	54	
(2) 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	121	
6. 地方スポーツ振興費補助	61	
(1) 青少年長期自然体験活動推進事業	3,972	
7. 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター運営費交付金に必要な経費	3,972	
8. 文化芸術創造プラン	6,648	
(1) オペラ、バレエ、演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造	1,864	
・オーケストラ等の最高水準の団体が行う公演等への重点支援	1,864	
・優れた芸術の国際交流	1,146	
(2) 「日本映画・映像」振興プラン	234	
・映画製作への支援	1,894	
・国内映画祭支援	2,539	
(3) 世界に羽ばたく新進芸術家の養成	1,306	
・新進芸術家の海外留学・国内研修への支援（芸術家奨学制度）		
(4) こどもの文化芸術体験活動の推進		
・本物の舞台芸術に触れる機会の確保		
・伝統文化こども教室事業		

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
厚生労働省		
9. 「日本文化の魅力」発見・発信プラン	81	
(1) 個性と魅力ある地域文化等の発見と発信構想の推進	854	
・文化ボランティア活動推進事業	20	
・次世代伝統文化継承事業	10.	
正しい日本語の普及	12,053	
(1) 地域日本語教育活動の充実	34,319	
11. 独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費	3	
小計	7	
1. エイズ予防対策費	97	
・ボランティア指導者育成事業	32	
2. 社会・援護局一般行政費	143	
(1) 職員退職慰労金等諸費用	1,969	
・遺骨収集等派遣費補助金	6,360	
3. 引揚者等援護事業に伴う経費	93	
・構造等現地調査経費等分	4,556	
4. 精神保健費等	742	
(1) 精神障害者社会復帰促進費等補助	1,328	
・精神障害者短期入所事業費	338	
・精神障害者地域生活援助事業費	4,623	
・精神障害者生活訓練施設		
・精神障害者福祉ホーム		
・精神障害者通所受産施設		
・精神障害者入所受産施設		
・精神障害者小規模通所受産施設		
・精神障害者福祉工場		
・精神障害者地域生活支援センター		

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
5.	在宅福祉事業費等補助金 ・障害者地域生活推進特別モデル事業 ・介護予防・地域支え合い事業 ・高齢者等の生活支援事業 ・介護予防・生きがい活動支援事業 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	578 40,000
6.	心身障害児(者)福祉対策費 ・障害者就業・生活支援センター	122
7.	社会福祉施設等施設整備費 ・痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業費国庫補助金	130,351
8.	特別保育事業費 ・つどいの広場事業	1,588
	市町村地域子育て支援推進強化事業	2,252
9.	児童福祉事業対策費 ・児童支援家庭訪問事業	2,021
10.	児童育成事業等に必要な経費 ・児童ふれあい交流促進事業 ・ボランティア活動研修等事業費	280 54
11.	労働者福祉対策事業費(労働保険特別会計 労災勘定) ・労働者マルチライフ支援事業	173
	労働者福祉対策費(労働保険特別会計 雇用勘定) ・労働者マルチライフ支援事業	173
小計		198,783
農林水産省		53
1.	海外食糧農業情報整備等推進費 (1) 政府開発援助国際協力事業費民間団体補助金 ・N G O等農林業協力推進事業費	53
2.	米消費流通対策事業推進費補助金 (1) 米消費拡大対策事業費補助金 ・「ごはん食推進活動支援事業」	53
3.	バイオマス生活創造構造事業に必要な経費 (1) モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金 ・バイオマス活用フロンティア推進事業(モデル事業)	200
省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
4.	農村振興対策経費 (1) 農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金 ・バイオマス活用フロンティア推進事業 ・美しいむらづくり支援事業	1,189 50 81
5.	田園自然環境保全・再生支援事業 (2) 農村振興対策民間団体事業推進費補助金 ・田園自然環境保全・再生支援事業	19
6.	中山間地域等青年協力隊活動整備推進事業費 (1) 土地改良融資事業等指導監督費補助金 ・農業用排水路等管理組織整備推進事業 (環境創造・住民参画型)	4
7.	諸土地改良事業費補助 ・グラウンドワーク推進支援事業	39
8.	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金 (1) 林業生産流通総合対策事業費補助金 ・国民参加の機づくり活動推進事業費	225 17 6
9.	青年森林協力隊活動推進事業費 ・共生林の多様な利用活動推進事業費	130
10.	松林保全自衛体制整備モデル事業 7.林業生産流通振興民間団体事業費補助金 (1) 林業生産流通総合対策事業費補助金 ・国民参加の機づくり活動推進事業費 ・学校林整備・活用推進事業費	144 52 629 333 84

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万元)
水産業振興総合対策に必要な経費 (1) 水産業振興地方公共団体事業費補助金 ・水産業振興総合対策推進事業費補助金 ・川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業 (2) 水産業振興総合対策推進事業費補助金 ・水産業振興総合対策推進事業費補助金 ・川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業	371	55
小計		3,743
経済産業省		
1. 企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業 2. 市民活動の活性化などによる地域雇用創出プログラム 3. 新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業費補助金 4. 新産業創出コーディネート活動モデル事業 5. 人材活用推進事業 6. 中小商業活性化総合補助事業 7. 広域的新事業支援連携等事業費補助金	180 1,526 176 443 2,183 623	86
小計		50,098
国土交通省		
1. 都市地方運営推進に要する経費 2. 都市再生推進事業費補助 (1) 都市再生推進事業費補助 ・都市再生交通規制整備事業 ・都市防災総合推進事業	5,217 382	1,950 852
小計		46,627
小計		17

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
環境省		
7. 半島振興等に必要な経費 (1) 地方振興対策調査費 ・半島いきいきネットワーク形成促進事業	63	
小計		50,098
小計		1,074
3. 環境教育施設の推進対策費 (1) 市民活動支援経費 (2) NPO／NGO環境政策提言推進調査費	118 14	
3. 環境教育施設の推進対策費 (1) 地球環境パートナーシップ運営費 ・地方環境パートナーシッププラザ整備事業	50	
4. エコ・コミュニティ事業経費	72	
小計		1,328
合計		472,196

(注1) 本表における予算額は、予算の説明資料又は事業要綱等において、事業の対象として特定非営利活動法人を他の法人等とともに対象に含めているもの並びに過去の実績及び事業の趣旨的から、平成16年度において、特定非営利活動法人を対象に含めることが明らかなものについて掲載している。なお、都道府県、市町村、独立行政法人等を通じて間接的に特定非営利活動法人を対象に含めた事業を行うものについても対象として含んでいる。特定非営利活動法人のみに対する予算額が特定できないことから、他の法人等に対する予算額も含めた事業全体の予算額を記載している。

(注2) 本表における予算額については、いざれも特定非営利活動法人のみに対する予算額が特定できないことから、他の法人等に対する予算額も含めた事業全体の予算額を記載している。

別表第三

省庁名	事業名	平成16年度 予算額 (百万円)
外務省	1. 無償資金協力融資 (1) 経済協力局に必要な経費 ・政府開発援助の経済開発等援助費 (うち日本N.G.O.支援無償)	2,700
	2. 海外技術協力推進団体補助金 (1) 経済協力局に必要な経費 ・政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	180
文部科学省	1. 文化芸術創造プラン (1) 「日本映画・映像」振興プラン ・映画製作への支援 (うち文化芸術振興費補助金)	2,880
厚生労働省	1. 社会・医療局一般行政費 (1) 廃棄物遺骨処理等諸費 ・遺骨収集等派遣費補助金	1,145
農林水産省	1. 農業流通対策事業推進費補助金 (1) 農業拡大対策事業費補助金 ・「ごはん食推進活動支援事業」	97
	2. 農村振興対策経費 (1) 農村振興対策民間団体事業推進費補助金 ・中山間地域等青年協力隊活動促進事業費	53
小計		97
経済産業省	1. 広域的新事業支援選択等事業費補助金	62
	小計	623
	合計	4,807

(注1) 本表における補助金は、国から地方公共団体等を介さず直接支出される補助金であり、予算の説明資料又は要綱等において、補助金の支出の対象として特定非営利活動法人を含めて、いるもの並びに過去の実績及び補助金の趣旨的から、平成16年度において、特定非営利活動法人を対象に含めることが明らかになっている。

(注2) 本表における補助金の範囲は、「平成16年度一般会計 特別会計歳出予算目次区 分表」における「16号補助金の額」に該当するものとした。本表における予算額についても、いすれも特定非営利活動法人のみに対する補助金全体の予算額を記載している。

質問 第九五号	提出者 田中 慶秋	平成十六年五月二十一日提出 緊急間伐五力年対策に関する質問主意書
		政府は近年、木材の価格が下がり、森林所有者の森林整備への意欲の低下などによる間伐の遅れの対策として、緊急的に間伐を促進させるため平成十二年度から十六年度まで、国の定めた方法に沿つて間伐を行うと、通常より高い補助率で造林補助金が受けられるというメリットがある。緊急間伐五力年対策を実施していくところである。
		これに関する具体的なケースとして、神奈川県横浜市在住で岩手県東磐井郡大東町に山林を所有する者(以下、所有者とする)が、平成十四年三月に東磐井地方森林組合(以下、組合とする)より、所有林の間伐に関する委任状と承諾書が届き、組合から執拗かつ早急に提出するよう求められたため、疑問を感じつても書類を郵送した。
		その後、所有者が大東町を訪れた際に山林を見に行つたところ、すでに約二丁八反が間伐されていた。しかも最近ではなく、だいぶ以前に間伐した様子であったので、組合など周囲に問い合わせたが、伐採者が特定できなかつた。
		更には、事業費の自己負担分(一割)を請求され、所有者はこれを支払ったものの、いわば國からの補助金(事業費の九割)を多く得るための手段として、町と組合が勝手に民有林を間伐しているのではないかとの疑惑を抱くに至つた。
		他にも最近、組合から所有者に届いた、いわゆる行う間伐事業の実施計画書(間伐する木の種類、所在地、所有者などが記載されてゐる)にいたりするなど、故意とも思える不手際も多く(間伐しても、所有者が費用を支払うようになれる)、国からの補助金が悪質に利用されているのではないかと所有者は憂慮してゐるといふである。
		そこで、以下の事項について質問する。
	1	このケースについて、町や組合が間伐事業に対する国補助金を多く得るために、勝手に民有林を間伐しているといふにないか。
	2	これまで自治体や組合が、間伐事業に対する国補助金を食い物にするような不正行為をしたケースはあつたか。
	3	国として、間伐事業に対する補助金に係る不正行為を防止するため、これまでのようない方策を講じてきたか、また、今後講じていくつもりであるか。
		右質問する。
内閣衆質一五九第九五号	内閣総理大臣 小泉純一郎	平成十六年五月二十八日
衆議院議長 河野 洋平殿	衆議院議員田中慶秋君 提出緊急間伐五力年対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。	
衆議院議員田中慶秋君 提出緊急間伐五力年対策に関する質問に対する答弁書	[別紙]	
林野庁策定の緊急間伐五力年対策に係る間伐	1及び3について	

を含め、森林環境保全整備事業実施要綱(平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十号農林水産事務次官依命通知)に基づく森林環境保全整備事業(以下単に「森林環境保全整備事業」という。)については、森林所有者又は森林所有者の委託を受けて森林組合等が実施した間伐等の事業に対して都道府県が補助する費用の一部を国が補助する仕組みとなつてある。この場合、森林所有者以外の者が間伐を実施するに当たっては、補助金の交付を申請する書類に、森林所有者との間で結ばれた間伐の受託等に関する契約書の写しを添付しなければならないこととされているところである。

御指摘のケースについて、森林環境保全整備事業の補助事業者である岩手県から、緊急間伐五力年対策が開始された平成十二年度以降に東磐井地方森林組合(以下「組合」という。)が森林環境保全整備事業として間伐を実施した森林の森林所有者のうち、神奈川県横浜市在住の者は

一名存在しており、当該森林所有者の森林に係る間伐の一部について、組合と当該森林所有者との間で締結された受託契約書の写しを確認せずに補助が行われていた旨の報告を受けたところであり、今後、必要な調査等を行つてまいりたい。

今後は、緊急間伐五力年対策を含め、森林環境保全整備事業の適正な実施を確保するため、申請書類の確認等について、関係都道府県に対し適切な指導を行つてまいりたい。

2について

緊急間伐五力年対策に係る間伐について、森

林所有者以外の者が森林所有者と間伐の受託等

に関する契約を締結しないで間伐を実施した事

例は、御指摘のケース以外には承知していな

い。

平成十六年五月十九日提出
質問第一〇三号

老齢基礎年金の受給資格に関する質問主意書

提出者 内山 晃

老齢基礎年金の受給資格に関する質問主意書

現 在 国民年金の未納・未加入問題が大きく複雑で分かりづらい現行の年金制度の欠陥があることはいうまでもありません。国民皆年金という政府の理念・目標を実現するためには未納・未加入問題を解消し、誰もが分かる制度に改める抜本改革が喫緊の課題となつています。

従つて、次の事項について質問する。

一 現在、国民年金は二十歳から六十歳までの四十年間強制加入となつていて、老齢基礎年金の受給資格発生を二十五年としているのはなぜか、答弁願いたい。

二 国民年金加入可能年数と受給資格発生年数に相違点があるのはなぜか、答弁願いたい。

三 加入可能年数と受給資格発生年数の相違する期間は未納・未加入でよいと判断するのか、答弁願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇三号
平成十六年五月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎

〔別紙〕
衆議院議員内山晃君提出老齢基礎年金の受給資格に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

一及び二について
基礎年金制度は、老後の生活の基礎的な部分にに対応した全国民共通の給付を、現役世代で公平に支える仕組みであり、このような観点から、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項の規定により、日本国内に住所を有する者は、被用者年金制度の老齢を支給事由とする年金たる給付の受給権者等を除いて、二十歳から六十歳に達するまでの四十年間被保険者となることとされている。

その上で、被保険者資格の届出については、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(以下「第一号被保険者」という。)は同法第十二条第一項の規定により市町村長に届け出なければならない、同法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者は同法第十二条第五項の規定により社会保険庁長官に届け出なければならないこととされている。また、同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)のうち厚生年金保険の被保険者については、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定により、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、社会保険庁長官に届け出なければならないこととされている。

一方、同法第二十六条に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(以下「被保険者期間」という。)が二十五年以上でなければならぬ旨の老齢基礎年金の支給要件については、基礎年金制度導入前の国民年金の老齢年金の支給要件を引き継いだものであるが、これは、保険料納付ができる限り年金受給権の発生に結び付けることを考慮するとともに、短い保険料納付済期間を支給要件とするのでは老齢基礎年金の額が低額なものとなり、基礎年金制度の役割を十分に果たすことができなくなること、受給者への給付に要する費用を賄うため

の保険料の確保を安定的に行うこと等を総合的に勘案して設けられているものである。

三について
制度は、老後の生活の基礎的な部分に対応した全国民共通の給付を現役世代で公平に支える仕組みであり、このような観点から、国民年金法第七条第一項の規定により、日本国内に住所を有する者は、被用者年金制度の老齢を支給事由とする年金たる給付の受給権者等を除いて、二十歳から六十歳に達するまでの四十年間被保険者となることとされている。

さらに、保険料の納付については、被保険者期間が二十五年を超えた場合であつても、第一号被保険者は国民年金法第八十八条第一項の規定により、原則として保険料を納付する義務がある。また、第二号被保険者のうち厚生年金保

險の被保険者についても、厚生年金保険法第八十二条第一項及び第二項の規定により、被保険者及び被保険者を使用する事業主はそれぞれ保険料の半額を負担することとされており、事業主には、被保険者が負担する分の保険料と自己が負担する分の保険料を納付する義務が課されている。

したがつて、被保険者期間が二十五年を超えているからといって、その期間について加入を要せず、また、保険料を納付することを要しなくなるものではない。

なお、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の国民年金法の被保険者であつた期間を有する被保険者については、同法第七条第二項の規定により、被用者年金制度の受給資格要件たる期間を満了した場合、同法の被保険者とされないこととなつたため、受給資格要件たる期間満了後の期間について国民年金に加入を要しない期間が存在する。

平成十六年五月二十一日提出
質問 第一〇八号

車庫証明の証明期間短縮等に関する質問主意書

提出者 大出 彰

車庫証明の証明期間短縮等に関する質問主意書
意書
国民への行政サービスの向上、すなわち申請者負担軽減、また、行政事務の効率化の観点からワントップ・サービス化が提唱されている。今回

会提出の自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案もその一環であると考えられる。さらなる利便性の向上のため、行政書士制度を活用し、車庫証明等の期間短縮を図るべきとの観点から質問する。

一 自動車の保管場所について、警察署長が確認して証明書を発行する制度である以上、証明日数の短縮は車庫証明事務の委託先を拡大することではなく、調査員の増員でしか解決できないことではなく、調査員の見解を示さたい。また、行政書士法の規定を遵守するため、書類作成は無料とし、添付書類の収集申請書の提出の手数料と明示して料金を徴収する場合、行政書士法第一条の二に該当するのか。その場合、第十九条との関係はどうなるのか。

五 自動車販売店の中には、「行政書士でないものが自動車の登録・車庫証明代行費用を徴収してはいけないのは承知しているが、役所、特に取締機関である警察が無資格代行者の申請書を受け取る限り、手数料を徴収する」として、国民から不法な金額を徴収している例もあるが、こうした違法行為是正のための対応について、示された。

六 警察署の窓口では、申請代行者は書類を作成しているにもかかわらず、届けただけの「使者」扱いである。代行者が虚偽申請した場合、取り締まりの対象となるのか、また、罰則等が適用されるのは誰か。見解を示されたい。

二 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案では、規制緩和に資するとして司法の役割（刑事罰による虚偽申請の抑制）が強調されているが、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十七条の罰則の適用は、虚偽申請で取得した保管場所証明書使用による自動車登録が完了しなければ行えないのか。

三 虚偽申請を調査で発見した場合、不受理または不許可処分となるが、「警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、自動車の整備等を行つた者について」のみ、刑事罰の対象となるのは、合理性を欠くことにならなければ、また、その場合、警察署長の証明者としての責任は問われるのか。

四 自動車保有関係手続のワントップサービス化プロジェクトの報告書は、検査登録手続の九割が本人以外の代行手続であると指摘しており、成した配置図を添付申請した保管場所証明申請について、警察署長は現地調査を省略し、翌日交付することが可能であると思量できるが、政府の見解を示されたい。この場合、行政書士が虚偽申請を行えば、警察署長は責任を問われるることはなく、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十七条に基づく罰則を直ちに適用できることとともに、罰則の担保により、より適正化が図られると考えられるが、如何か。車庫証明の現地調査業務の多くを占めている業務委託を法規に基づく執行することによって、委託費用が大幅に削減されることになる。これは、「関係法令との整合等が十分図られる必要がある」と指摘している「自動車保有関係手続のワントップサービスプロジェクト最終報告」の方向性とも合致すると考えるが、見解は如何か。

八 今後、電子化によるワントップサービス化が図られた後においても、申請者側の事情等により、出頭主義の方が利便性が高い場合もあると考えられるが、存続についての見解と見通しを問う。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇八号
平成十六年五月二十八日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

七 行政書士法第一条の二における「権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする」こと

を根拠とすれば、行政書士が保管場所を調査作成した配置図を添付申請した保管場所証明申請について、警察署長は現地調査を省略し、翌日交付することが可能であると思量できるが、政

〔別紙〕

衆議院議員大出彰君提出車庫証明の証明期
間短縮等に関する質問に対する答弁書

一について

自動車保管場所証明に要する日数の短縮に関する調査員の増員等のため予算措置を行うか否かは都道府県において判断されることとなるが、政府としては、自動車保有関係手続のワントップサービス・システムの構築、現地調査に係る事務の委託先の拡大、自動車保管場所証明業務の効率化等を適切に推進するよう都道府県警察を指導することとしている。

二について

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十五号)による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)(以下「保管場所法」という。)第十七条第二項第一号の規定は、自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、保管場所法第四条第一項の規定による処分を受けた者に対して適用される。

三について

保管場所法は、保管場所法第一条に規定するところ、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないように義務付けることをもつてその目的としている。かかる義務の履行を担保する観点から、単に虚偽の申請を行うだけでなく、保管場所法第四条第一項の規定による処分を受けに至った者を罰則の対象とすれば十分である

との判断の下に立法されたものと理解されるところである。

なお、警察署長は、自動車の保管場所に関する申請の内容の真偽を十分に判断すべきものであるが、そのように通常求められる職務上の注意を尽くして結果的に自動車の保管場所に関する事実と異なる通知を行うこととなつた場合は、当該警察署長が行政上その他の責任を問われるることはならないと考えられる。

四について

他人の依頼を受け報酬を得て、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に定める自動車の新規登録の申請手続等のうち申請書等を作成することは、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二の規定により、行政書士の業務とされており、行政書士でない者が業としてこれらの書類等を作成することは、他の法律で別段の定めがある場合を除き、同法第十九条第一項違反となる。

また、報酬を得ることなく官公署に提出する書類等を作成することは、同法第一条の二に規定する行政書士の業務には当たらないことから、行政書士でない者が報酬を得ることなくこれららの書類等を作成することは同法第十九条第一項違反とはならない。

五について

行政書士でない者が官公署に提出する書類等を作成する行為が行政書士法第十九条第一項の規定に抵触する場合には、検査等を通じて厳正に対処することとしている。

保管場所法第十七条第二項第一号の規定は、二について述べたとおり、保管場所法第四条

第一項の規定による処分を受けた者に適用されることから、基本的には、虚偽の申請を行った申請者本人がこれに該当することとなるが、申請代行者が虚偽の申請を行つた場合であつても、申請者本人との関係等個別具体的な状況において、同号の規定に抵触し、罰則が適用されることもあり得る。

第一項の規定による処分を受けた者に適用されることは、その他の洋盤レコード、明確にはいたしておりませんが、いずれにしても、今回の措置によって権利者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることにはならないことを目的として行うこととされており、警察署長は、当該証明を行うに当たつては、自動車保管場所証明の申請に係る書類の記載内容と保管場所等の実態が符合しているか否かを確認する必要がある。したがつて、行政書士が作成した保管場所の配置図が提出されたことをもつて、その確認に必要な現地調査を省略できることはならないと考える。

七について

保管場所法第四条第一項の規定に基づき警察署長が行う証明は、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的として行うこととされており、警察署長は、当該証明を行うに当たつては、自動車保管場所証明の申請に係る書類の記載内容と保管場所等の実態が符合しているか否かを確認すればどこでどう判断するとなると、最終的には裁判所に判断をいただきということになるんでしょうけれども、一般的に言うならば、今回の措置によって、日本に比べて物価が著しく安い国から入つてくるやつを防ぐんだということに限定をしているわけでございますので、洋盤レコードのように欧米諸国から直接入つてくるものについても、また国外における販売によつて得る利益が、国内における販売によつて得る利益と比べてもほとんど差がないということから考えますと、今回の措置の対象とはならない」と答弁している。また、稻葉大和副大臣は「洋楽のレコードにつきましては、いわゆるもう既に御説明をいたしておりますが、ファイブメジャー、ここでは日本の販売禁止の表示をしないで、日本への輸入については権利行使す

著作権法の一部改正案に関する質問主意書

平成十六年五月二十一日提出
質問 第一〇九号

著作権法の一部改正案に関する質問主意書

提出者

川内 博史 城山由紀夫

る考え方ではないということを明確にしておられるわけでありまして、欧米の洋盤レコードについては、今回の措置についてさほど影響はないものと、

そう考えております。しかし、先ほど申し上げましたように、消費者の利益を十二分に確保しなければならないわけでありまして、この措置が講ぜられた後も検証を重ねていかなければならぬかように思っております。さらに、それが進んで直輸入の洋盤レコードが減少したり止まってしまふ、こういう状況が見えてくるならば、必ずこの制度についての見直しを図つていかなければならぬ、こう文科省はとらえております」と答弁している。これらの大臣、副大臣の答弁にもかかわらず本法の条文が立法目的的の還流防止措置に明示して限定されていないために、多くの音楽ファンの不安は解消されていない。そこで、以下質問する。

(号外) 報

一 この参議院文教科学委員会における河村建夫文部科学大臣、稻葉大和文部科学副大臣の答弁にもかかわらず、多くの音楽ファンの不安は解消されていない。政府はこれらの答弁の内容について、政府見解として確定したものと理解してよい。

二 ならば、副大臣答弁にあるように、法施行後、今回の著作権法の一部を改正する法律案の立法趣旨に沿わない運用実態の有無等の実情を調査の上、かかる運用実態の存在が明らかになつた場合には、新法第百十三条第五項の廃止等の措置を講ずるか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇九号
平成十六年五月二十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員川内博史君外一名提出著作権法の一部改正案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君外一名提出著作権法の一部改正案に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)は、閣議決定

の上、内閣が提出したものであり、お尋ねの法案に関する平成十六年四月二十日に行われた参

議院文教科学委員会における河村文部科学大臣及び稻葉文部科学副大臣の答弁は、内閣において著作権法を所管する大臣及び当該大臣を補佐する副大臣として行つたものである。

法案が成立し、施行された後に、例えば、商

業用レコードの流通実態の変化等によつて、消

費者の利益を不当に害すると認められるような

事態が万一生じた場合には、その状況を調査、

検証した上で、必要があれば、法案第百十三条第五項の見直しを検討することとしている。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井郁子君提出夜間定時制高校の統

廃合に関する質問に対する答弁書

利委員会による「子どもの権利委員会の最終所

案に係る還流防止措置に関する再質問に対する答弁書

平成十六年五月十日提出
質問 第九三号

提出者 石井 郁子

夜間定時制高校の統廃合に関する質問主意書

書

夜間定時制高校の統廃合に関する質問主意書

近年、「高校改革」の名のもとに夜間定時制高校の統廃合が全国的かつ大規模に進められている。

東京都では都立の定時制高校が九七年の一〇三校から二〇一一年度には五五校までに減らされようとしている。大阪では府立の定時制高校二九校を一五校へと半減し二〇〇五年度から廃校対象の一四校で生徒の募集停止を行なおうとしている。神奈川、愛知、京都、長野など全国各地で定時制高校が統廃合され、削減されようとしている。

定時制高校には、働きながら学ぶ生徒がおり、学びなおそと通う年配者もいる。いじめや不登校、引きこもりに苦しんだ生徒がいきいきと学んでいる例も多い。化学物質過敏症でこれまで学校に通うことが出来なかつた生徒を初めて受け入れ、先生も化粧を落とし整髪料を避けて授業に取り組むなど涙ぐましい努力をしている。

いまや夜間定時制高校は学校や社会の中で傷つき問題を抱えた子どもたちの最後の受け皿となつている。そうした定時制高校を拡充することはあつても廃止・削減することは許されない。

今年一月三〇日に採択された「国連子どもの権

見:日本」では49項のeで「定時制高校が柔軟な教育機会をとくに学校から脱落した子どもに提供しているにもかかわらず、東京都においてそれが統廃合されようとしていること」に懸念を表明し、50項で「本委員会は締約国に以下のことを勧告する」とし、その上で「定時制高校の統廃合を再考し、従来の(競争主義的なそれ)とは異なる形態の教育を拡大するよう東京都の関係当局に働きかけること」としている。

以上を踏まえ次の事項について質問する。

一 国連子どもの権利委員会の勧告は政府に対してなされている。その勧告を受け、政府として東京都の関係当局に働きかけを行なつたのか。すでにに行なつているなら、誰が、いつ、どのような内容で行なつたのか明らかにされたい。

二 これから行なうなら、誰が、いつ、どのような内容で働きかけを行なうのが明確にされたい。

三 政府として「従来の(競争主義的なそれ)とは異なる形態の教育を拡大するよう」とはどのような内容と受けとめているか。見解を示されたい。

四 政府は、各都道府県の定時制高校の統廃合計画をつかんでいるのか。つかんでいるのならその内容を明らかにされたい。つかんでいないのなら調査すべきと考えるがどうか。

五 効果は東京都の関係当局に対して働きかけを求めているが、定時制高校の統廃合は全国的になされようとしている。国連子どもの権利委員会の効果の趣旨にのつとり各都道府県に働きかけていくのか、明確にされたい。

右質問する。

(号外)

官 報

出している著作権法の一部を改正する法律案第百十三条第五項においては、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコード(以下「国外頒布目的商業用レコード」という)が発行された際に、国内において頒布することを目的とする商業用レコード(以下「国内頒布目的商業用レコード」という)が国内において発行されていることが前提とされる旨を答弁したが、これは、同項は、国内頒布目的商業用レコードが、「最初に」国内において発行されたか否かを問わず、現に国内において発行されている状況において、それ以後に発行された国外頒布目的商業用レコードが国内に流入してくることを防ぐことを目的としたものである旨を述べたものである。

なお、国内頒布目的商業用レコードとは、国内において頒布することを目的とする商業用レコードであれば、たとえ、当該商業用レコードに係る権利者が、国外の権利者であっても、それを排除する趣旨のものではない。これは、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された一千八百六十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(昭和五十年条約第四号)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附屬書一)(平成六年条約第十五号)などの中作権関連条約において、内国民待遇を供与することが義務付けられていることによるものである。

(答弁通知書受領)

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員岩部知子君提出国民健康保険組合における組合員一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員岩部知子君提出国民健康保険組合における組合員

資格に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員細川律夫君提出検視、検案、司法解剖等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

七月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員稻見哲男君提出旧国鉄臨時職員の退職手当の取扱に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員平岡秀夫君提出いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員岩部知子君提出いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員岩部知子君提出国民年金に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三、前項第一号の目標を定めるに当たつては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

第五条第二項第一号中「及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「又は取得」を「取得又は管理」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十三条の四の四の次に次の二条を加える。
(地方卸売市場への転換)

第十三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道

官 報 (号 外)

府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を
地方卸売市場に転換することができる。

前項の許可を受けた者は、第五十五条の許可

を受けたものとみなす。

第一項の規定による転換があつたときは、当該中央卸売市場に係る第八条の認可は、その効

力を失う。

第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項の許可について準用する。

の許可をいたしました

は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

(地方卸売市場への転換の効果)

第十三条の六 前条第一項の規定による転換後の

地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が同項の規定による

転換前の中卸市場の卸売業者についての第

十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいける場合には、当該卸売業者は、

当該中央卸売市場における卸売の業務に係る市

場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第

五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十二条及び第二十三条を次のように改め

第二十二条及び第二十三条 削除

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、第
四号文が第五号に別る。

**第三十五条を削り、第三十四条の二を第三十五
四号及び第五号を削る。**

業とする。

第三十八条を次のように改める。

卷之三

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

第三十九条第一号中「すること」の下に「又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすること」を加える。

第四十一条を次のように改める。

第四十四条中「行なう」を「行う」に、「係る開設区域内においては」を「おける業務については」に改める。

第四十七条を削る。

第四十六条の二第一項中「までに、」の下に「農林水産省令で定める区分」として、「卸売予定期量の下に「その他農林水産省令で定める事項」を加え、同条第二項中「売買取引の方法」を「農林水産省令で定める区分」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十一条第三項中「当該卸売業者の業務若しくは」を「当該卸売業者の業務又はに、「命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持つていて法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「命ずる」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第六十七条第二項中「若しくは第五十八条第一項」を削り、「处分」の下に「(開設者に対する处分

第七十三条第一項中「卸売の業務」の下に「若しくは仲卸しの業務」を加え、「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号の目標及び同項第一号」に改める。

第七十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「により」の下に「第十三条の五第一項又は」を加え、同条第六号中「付された」の下に「第十三条の五第一項」を加える。

第七十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第二十三条又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(卸売市場整備基本方針についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法(以下「旧法」という。)第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の卸売市場法(以下「新法」という。)第四条第一項又は第六項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第四条第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている中央卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日

新法第五条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

(都道府県卸売市場整備計画についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により定められている都道府県における卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する日(その日までに新法第六条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたとき)までの間は、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第六条第一項の規定により定められた都道府県における卸売市場の整備を図るために計画とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(次項において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生す

官報(号外)

る日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日（当該変更の認可の処分があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

程の記載事項に、物品の品質管理の方法を追加すること。

2 中央卸売市場における取引規制の緩和
電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けた卸売を行ふことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制等を廃止すること。

3 卸売市場の再編の円滑化
卸売市場整備基本方針において、卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないこととともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備すること。

4 中央卸売市場の仲卸業者の財務の健全化
仲卸業者の財務に關する必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化すること。

5 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。
ただし、委託手数料に関する規定についてとは、平成二十一年四月一日から施行すること。

一 議案の目的及び要旨
本案は、生鮮食料品等の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、卸売市場における流通の効率化、品質管理の徹底等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 卸売市場における適正な品質管理の推進
卸売市場整備基本方針等において、物品の品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年五月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿

農林水産委員長 高木 義明

〔別紙〕

卸売市場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、食品流通をめぐる諸情勢の変化に対応し、卸売市場が基幹的な流通機構としての役割を十分果たせるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

一 記
一 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画については、関係者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に即した卸売市場の適正な配置、効率的及び効果的な施設整備が行われるように策定すること。

二 食の安全・安心確保のため、卸売市場における品質管理の推進については、各卸売市場の実情に応じた低温管理施設等の高機能施設の整備及び品質管理に関する指導・研修等につき支援の充実を図ること。また、卸売市場流通に適合したトレーサビリティシステムの開発・導入を促進すること。

二 議案の可決理由
本案は、生鮮食料品等の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、卸売市場における流通の効率化、品質管理の徹底等を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 取引規制の緩和等に当たつては、市場取引の秩序が維持されるよう適切な運用方針を策定するとともに、差別的取扱い及び受託拒否が生じることのないよう十分監視すること。

また、委託手数料の弾力化及び各種奨励金の取扱いについては、市場関係者の意向を十分にとどめている。

なお、この法律は、公布の日から施行することととしている。

四 卸売業者及び仲卸業者に對しては、経営健全化措置等を通じ、経営体質の強化が図られるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。

平成十六年四月九日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 倉田 寛之

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

附則 第二条中「十五年」を「二十年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

一 議案の目的及び要旨
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することととしている。

に表示する重勝式勝馬投票法の投票は、これを無効とする。

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合のほか、勝馬投票券を発売した

後　当該競走に一き勝馬かたし勝馬投票法の種類があつたときは、当該勝馬投票法の種類についての投票は、これを無効とする。

第二十一条の見出しを「(競馬の実施に関する事

は市町村、日本中央競馬会又は私人」に改め

第二十二条中「第六条まで、第八条、第九条」を
第九条までに、「第五条、第八条第一項、第十
条第四項及び」を「第五条第一項及び第二項、第
一条第一項及び第二項、第十二条第六項並びに」
条第二十三条を削る。
改める。

第二十三条の二中「農林水産省令で定めると

るにより」を削り、同条に次の二項を加える。

前項の規定による交付金は、競馬の開催ごと

にその終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付

しなければならない。

第二十三条の二を第二十三条とする。

第三章中第二十三条の三十を第二十三条の三十一

とし、第二十三条の二十九を第二十三条の三十

۷۴۰

第二十三条の二十七の見出しを「(父)付金の使用」に改め、同条第一項中「第二十三条の二の規定により」を「一号交付金として」に改め、「同条第

報 (号外)

官

官 報 (号 外)

4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定める

ところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の三 農林水産大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

一 その競馬の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競馬の事業の収支の改善及びこれによる一号交付金の安定的な交付が見込まれること。

3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聽かなければならない。

4 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同意をしたときは、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、地方競馬全国協会の会長は、あらかじめ、第二十三条の二十六第一項の評議員会の意見を聽かなければならぬ。

第二十三条の四 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長してもなお特例期限内に当該一号交付金を

付金を交付することが著しく困難であると見込まれるときは、当該一号交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2 第二十三条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の期限の延長について準用する。

第三条 第二十三条の二第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意を得た都道府県又は指定市町村は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて競馬の事業を実施しなければならない。

第二十三条の五 第二十三条の二第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意を得た都道府県又は指定市町村は、当該前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

五 その他農林水産省令で定める事項

六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限

(第二十三条の四の規定により特例期限を延長した場合にあっては、その延長後のもの)内に

同項第三号の経費に充てることが適当であると認めるときは、同項の同意をするものとする。

4 農林水産大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第四号の額の特例対象交付金を

の終了後一年以内にしなければならない。

5 競馬の事業から撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定

により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 第二十三条の三第一項から第四項までの規定は、第二項の規定による同意について準用する。

は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 競馬の事業からの撤退の日

二 競馬の事業からの撤退に伴う事務を行ったために必要な期間

三 前号の期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要な経費の総額

四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

五 その他農林水産省令で定める事項

六 競馬連携計画の期間

七 その他農林水産省令で定める事項

八 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は

改進の程度を示す指標

九 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項

十 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項

十一 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項

十二 競馬連携計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬連携計画の実施に必要な事項

十三 その他の競馬連携計画の実施に必要な事項

十四 第二十三条第一項の規定にかかるはず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村

が、その議会の議決に基づき、競馬の開催をしなくなることをいう。(以下同じ。)をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかるはず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村

は、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

(競馬連携計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画(以下「競馬連携計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬連携計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬連携計画の目標

二 競馬連携計画の期間

三 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は

改進の程度を示す指標

四 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項

五 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項

六 競馬連携計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項その他の競馬連携計画の実施に必要な事項

七 その他の農林水産省令で定める事項

八 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬連携計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

九 競馬連携計画の期間が五年以内であるこ

と。

一 競馬連携計画の実施により、当該都道府県

又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改

官 報 (号外)

(競走馬生産振興業務に係る勘定)

第六条 協会は、政令で定める期限までの間、第

二十三条の三十四条の規定にかかわらず、競走馬

生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る經

理については、他の經理と区分し、特別の勘定

(次項及び第三項において「競走馬生産振興勘

定」という。)を設けて整理しなければならな

い。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設け

られる場合には、第二十三条の三十四第一号中

「業務」であるのは「業務(競走馬生産振興業務及

びこれに附帯する業務を除く。)」と、第三十二

条の九第四号中「第二十三条の三十四」とあるの

は第二十三条の三十四又は附則第六条第一項】

とする。

3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に

競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その

廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び

負債については、畜産振興勘定に帰属させるも

のとする。

第四十二条を削る。

別表中「第二十三条の一関係」を「第二十三条第一項関係」に改める。

附録中「附録」を「付録」に改め、附録第一号算式中「の数」の下に「(勝馬投票の的中者がない場合にあつては、一)」を加え、「第九条」を「第八条」に改め、附録第二号算式の次に次のように加える。

第三号算式

$\Delta \times a$

Aは、出走したすべての馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

競馬法の一部を改正する法律案及び同報告書

Pは、第一号算式のPに同じ。

aは、百分の五以内で中央競馬及び地方

競馬ごとに農林水産大臣が定める率とす

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施

行する。

(払戻金の交付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に実施された競走に係

るこの法律による改正前の競馬法第八条(同法

第二十二条において読み替えて準用する場合を

含む。)の規定による払戻金の交付については、

なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第四条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第

二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号を同項第四号とし、同

項第二号の次に次の一号を加える。

三 競馬法第二十一条の規定により委託を受

けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

第二十七条第一項中「第十二条第四項」を「第

十二条第六項」に改める。

(競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正す

る法律の一部改正)

第五条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改

正する法律(平成三年法律第七十号)の一部を次

のように改正する。

附則第二条から第四条までを次のように改め

る。

第二条から第四条まで 削除

(競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正す

る法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に実施された競走につ

いては、前条の規定による改正前の競馬法及び

日本中央競馬会法の一部を改正する法律附則第

二条及び第三条の規定は、平成十七年三月三十

一日までの間、なおその効力を有する。

日本中央競馬会は、平成十七年三月三十一日

において、前項の規定によりなおその効力を有

するものとされる前条の規定による改正前の競

馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法

律附則第二条第四項において読み替えて準用す

る日本中央競馬会法第二十九条の二第一項の特

別給付資金(以下この項において「特別給付資

金」という。)を廃止するものとし、その廃止の

際特別給付資金に属する資産及び負債について

は、同法第二十九条の二第一項の特別振興資金

に帰属させるものとする。

(一) 競馬投票券の購入等の制限の対象から成

るものとされる前条の規定による改正前の競

馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法

律附則第二条第四項において読み替えて準用す

る日本中央競馬会法第二十九条の二第一項の特

別給付資金(以下この項において「特別給付資

金」という。)を廃止するものとし、その廃止の

際特別給付資金に属する資産及び負債について

は、同法第二十九条の二第一項の特別振興資金

に帰属させるものとする。

(二) 地方競馬投票券の購入等の制限の対象から成

るものとされる前条の規定による改正前の競

馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法

競馬主催者は他の都道府県又は市町村に加え日本中央競馬会及び私人に委託することができることとする。

(二) 複数の競走の一着馬等を同時に的中させ

る勝馬投票法である重勝式勝馬投票法を導入するとともに、試行的制度として払戻金

に上乗せして特別給付金を交付してきた特

別給付金制度を恒久化することとし、単勝

式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の払戻

率を見直すこと。

(三) 勝馬投票券の購入等の制限の対象から成

る學生生徒を除外すること。

(一) 地方競馬における事業収支改善の促進

地方競馬主催者が事業収支改善計画を作成し農林水産大臣の同意を得た場合には、

地方競馬全国協会への交付金の一部の交付

を猶予することとし、競馬事業から撤退し

た場合には、農林水産大臣の同意を得て、

猶予された交付金を競馬事業からの撤退に

必要な経費に充てることができることとす

ること。

(二) 地方競馬主催者は、競馬連携計画を共同

で作成し農林水産大臣の認定を受けること

により、当該競馬連携計画に基づく事業に

つき地方競馬全国協会の補助を受けること

ができることとすること。

(三) 地方競馬全国協会が行う競馬連携計画に

基づく事業に対する補助業務及び競走馬生

産振興業務に必要な資金を確保するため、

五年間に限り、地方競馬全国協会の勘定間

の繰入れを認めるとともに、日本中央競馬

会から地方競馬全国協会へ資金の交付を行

三三三

うこととすること。

3 勝馬投票類似の行為の特例

ノミ行為の情報を収集するため、競馬主催者の職員は、農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができるることとすること。

4 施行期日

この法律は、平成十七年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法律は、近年の競馬の売上額の減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況にかんがみ、競馬事業の収支改善を図るために措置として妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年六月一日

衆議院議長 河野 洋平殿
農林水産委員長 高木 義明

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十一日
参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

(商法の一部改正)
第一 条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第五章 削除」を「第五章 電子公告調査機関」に改める。

第一百条に次の六項を加える。

第一項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ同項ノ公告ヲ官報ノ外定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙又ハ電子公告(第二百六十六

条第六項ノ電子公告ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ニ依リ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第

一項ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ
前項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セズ

第四項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ヲ電子公告経過スル日迄為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

第一項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セズ

第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

第一項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

令ニ定ムルモノ

三 前項ニ於テ準用スル第百六十六条ノニ第

四項ノ規定ニ依ル定款ノ定 其ノ定

第六十七条ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

五百五条第四項を削る。

第一百三十六条第三項及び第一百四十二条中「第

四項」を削る。

第一百六十六条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ不特定多

数ノ者ガ其ノ公告スペキ内容タル情報ノ提供

ヲ受クルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲ執ル

コト(以下電子公告ト称ス)ニ依リ之ヲ為スコ

トヨリ為ストキハ同項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

経過スル日迄為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セズ

第四項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ヲ電子公告

経過スル日迄為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ之ヲ適用セズ

第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

第一項ノ規定ニ依リ第一項ノ公告ニ定ムル期間ヲ

告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ

経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

ノ二ニ於テ準用スル場合ノ前日ノ前日

依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公

告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期

間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ

置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト

ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置

カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同

ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告

ノ効力ニ影響ヲ及ぼサズ

第一公告ノ中断ガ生ズルニ付会社ガ善意ニシ

テ且重大ナル過失ナキコト又ハ会社ニ正當

ノ事由アルコト

二 公告ニ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告

期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ

タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ

ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付

シテ公告シタルコト

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ定款

式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル場

合ニ於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二

週間ヲ経過スル日

三 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前二公告

スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告

其ノ一定ノ日

告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ

経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

ノ二ニ於テ準用スル場合ノ前日ノ前日

依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公

告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期

間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ

置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト

ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置

カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同

ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告

ノ効力ニ影響ヲ及ぼサズ

第一公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告

期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ

タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ

ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付

シテ公告シタルコト

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ定款

式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル場

合ニ於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二

週間ヲ経過スル日

三 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前二公告

スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告

其ノ一定ノ日

告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ

経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

ノ二ニ於テ準用スル場合ノ前日ノ前日

依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公

告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期

間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ

置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト

ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置

カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同

ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告

ノ効力ニ影響ヲ及ぼサズ

第一公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告

期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ

タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ

ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付

シテ公告シタルコト

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ定款

式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル場

合ニ於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二

週間ヲ経過スル日

三 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前二公告

スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告

其ノ一定ノ日

告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ

経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

ノ二ニ於テ準用スル場合ノ前日ノ前日

依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公

告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期

間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ

置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト

ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置

カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同

ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告

ノ効力ニ影響ヲ及ぼサズ

第一公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告

期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ

タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ

ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付

シテ公告シタルコト

会社ノ公告ヲ電子公告ニ依リ為ストキハ定款

式ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得ル場

合ニ於ケル其ノ公告 其ノ公告ノ開始後二

週間ヲ経過スル日

三 一定ノ日ノ二週間前又ハ三週間前二公告

スルコトヲ要スル場合ニ於ケル其ノ公告

其ノ一定ノ日

告 同条第一項ノ承認ヲ得タル日後五年ヲ

経過スル日

五 第三百五十九条第一項(第三百五十九条ノ二二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ

ノ二ニ於テ準用スル場合ノ前日ノ前日

依ル公告 株式交換ノ日ノ前日

六 前各号ニ掲グル公告以外ノ公告 其ノ公

告ノ開始後一月ヲ経過スル日

前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号ノ規定ニ依リ電

子公告ヲ為スベキ期間(第二号ニ於テ公告期

間ト称ス)中公告ノ中断(前条第六項ノ状態ニ

置カレタル情報ガ其ノ状態ニ置カレザルコト

ト為リタルコト又ハ其ノ情報ガ其ノ状態ニ置

カレタル後改竄セラレタルコトヲ謂フ以下同

ジガ生ジタル場合ニ於テ左ノ各号ノ何レニ

モ該当スルトキハ其ノ公告ノ中断ハ其ノ公告

ノ効力ニ影響ヲ及ぼサズ

第一公告ノ中断ガ生ジタル時間ノ合計ガ公告

期間ノ十分ノ一ヲ超エザルコト

三 会社ガ公告ノ中断ガ生ジタルコトヲ知リ

タル後速力ニ其ノ旨、公告ノ中断ガ生ジタ

ル時間及公告ノ中断ノ内容ヲ其ノ公告ニ付

を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前条の登録を受けようとする者は、実費を勘査して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(欠格事由)

第四百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四百五十七条の登録を受けることができない。

- 一 この章の規定若しくは有限会社法第八十一条第四項、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第三十四条の二十二第二項、弁護士法(昭和二十四年法律第一百五号)第三十条の二十七第六項及び第四十三條第二項、司法書士法(昭和二十五年法律第一百九十七条)第四十六条第七項、土地房屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四十一条第七項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三条の二十一第六項、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七条)第四十八条の二十一第六項及び第四十九条の十二第二項、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五条の二十五第六項並びに弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十五条第六項(以下「有限会社法等関係規定」と総称する。)において準用する第四百七十二条第一項の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- 二 第四百七十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しな

い者

- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第四百六十条 法務大臣は、第四百五十八条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 おいて、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよ

うに組み合わされたものをいう。以下この号において同じ。)であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができるものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。

ハ 当該電子計算機及びプログラムがその

電子公告調査を行なう期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。

二 電子公告調査を行なうために必要な実施方法が定められていること。

二 登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が電子公告調査を行なう事業所の所在地

(登録の更新)

第四百六十二条 第四百五十七条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(調査の義務等)

第四百六十二条 調査機関は、電子公告調査を行なうことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行ななければならぬ。

三 役員又は職員過去二年間にそのいずれかであつた者を含む。次号において同じ。が当該調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える法人

四 役員又は職員のうちに当該調査機関(法人であるものを除く。)又は当該調査機関の代表権を有する役員が含まれている法人

(事業所の変更の届出)

第四百六十四条 調査機関は、電子公告調査を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

二項」を「同条第三項」に改め、「第三百七十四条ノ二十第二項」の下に「第三百七十六条第二項」を、「第三百七十四条ノ二十第一項本文の規定の下に「同法第三百七十六条第一項本文の規定」を、「分割」の下に「資本の減少」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

(担保附社債信託法の一部改正)

第五条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二条)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項を削る。

(農業協同組合法の一部改正)

第六条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第二項中「第一百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第七十三条の十四第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び」を「第二百四十九条並びに」に改める。

第七十三条の十五号中「第一百条」を「第百项から第三項まで」に改める。

第七十三条の二中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十九条第五号中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

第七十三条の二中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改め、同条第二号中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第七条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条の四、第一百条の五第一項及び第一百一条の十四第二項第四号中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

第一百条の十五第二項中「から第四項まで」を

「及び第三項に、「第二百四十九条及び」を「第三百四十九条並びに」に改める。

「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「ニ掲げテ」とを加える。

第一百四十四条中「第五号、第六号、第八号及び第九号」を「第五号、第七号及び第八号」に、「同法第四百十二条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号))」を「同法第四百十二条第一項本文(有限会社法)」に、「商法第四百十二条规定」を「商法第四百十二条第一項と、「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)又は第一百六十六条ノ二条中「第一百条第六項(第百四十七条において準用する場合を含む。)」と、同法第四百五十七条ノ二条第一項(公認会計士法第三十四条の二十一第六項において準用する第一百条第六項)と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十一第六項において準用する第一百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十一第六項において準用する第一百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項において準用する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした」とあるのは「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該」とに、「同項第七号」を「同項第六号」に、「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に改める。

第一百四十五条の二中「又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号」を、「第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条に改め、同条を第五十三条の三とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二中「第三十四条の二十二第六項において準用する商法第四百七十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同一規則に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定、第四百六十九条及び第四百七一条第二項、第四百六十九条及び第四百七一条の規定は監査法人がこの項において準用する同法第六十条第一項の公告を同法第六十六条第六項の電子公告により行う場合について、それ

項の電子公告により行う場合について、それ

第五十五条の二第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の「一」号を加える。

六 第三十四条の二十二第六項において準用規定は監査法人がこの項において準用する同法第六十条第一項の公告を同法第六十六条第六項の電子公告により行う場合について、それ

項の電子公告により行う場合について、それ

官 報 (号 外)

同法第百条第一項の公告を同法第百六十六条の第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七条中「第一百条第六項(第百四十七条において準用する場合を含む。)又は第百六十六条ノ二第二項」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「弁護士法第三十条の二十七第六項において準用する第百六十二条」と読み替えるものとする。

第四十三条第二項を次のように改める。

商法第百条第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項並びに第百三条の規定は弁護士会が合併する場合について、同法第四百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条第二項、第四百六十九条及び第四百七十二条の規定は弁護士会がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六条第六項の電子公告により行う場合について、民法第七十三条から第十七条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六条及び第二十七条の規定は弁護士会が解散する場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法

第百条第四項及び第八項中「定款」とあるのは「会則」と、同項中「本店」の所在地二「於テハ二週間、支店ノ所在地二「於テハ三週間」とあるのは「二週間」と、同法第一百六十六条ノ第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「弁護士法第四百五十七条中「第一百条第六項（第一百四十七条において準用する場合を含む。）又は第一百六十六条ノ第二項」とあるのは「弁護士法第四百五十七条第二項において準用する第一百条第六項」と、同法第一百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「弁護士法第四十三条第二項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

第七十七条の三 第三十条の二十七第六項又は第四十三条第二項において準用する商法第一百七十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は 三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条第二項中「第四号」の下に「 第七十七条の二」を加える。

第七十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

商法第四百五十七条の規定に違反して同
条の調査を求めるなかつたとき。
本則中第七十九条の次に次の二条を加える。
第七十九条の二 次の各号のいずれかに該当す
る者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第三十条の二十七第六項又は第四十三条
第二項において準用する商法第四百六十二
条第三項の規定による報告をせず、又は虚
偽の報告をした者
二 正當な理由がないのに、第三十条の二十
七第六項若しくは第四十三三条第二項におい
て準用する商法第四百六十七条第二項各号
又は第三十条の二十七第六項若しくは第四
十三三条第二項において準用する同法第四百
七十二条第二項各号の規定による請求を拒
んだ者
(司法書士法の一部改正)
第十一条 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十
七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十二条」を「第八十三条」に改め
る。
第四十六条第七項を次のように改める。
7 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六
项、第一百三条から第一百六条まで並びに第一百九
条から第一百十一条までの規定は司法書士法人
の合併について、同法第一百六十六条规定ノ二第二
项から第四项まで、第四百五十七条、第四百
六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定
の規定は司法書士法人がこの項において準用
する同法第一百条第一項の公告を同法第一百六
六条第六项の電子公告により行う場合につい

同法第六百六十六条ノ二第一項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「司法書士法第四十六条第七項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七条中「第百条第六項」第一項において準用する場合を含む。又は第百六十六条ノ二第一項」とあるのは「司法書士法第四十六条第七項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「司法書士法第四十六条第七項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

第七十九条の次に次の二条を加える。

第七十九条の二 第四十六条第七項において準用する商法第四百七十七条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十条中「前三条」を「第七十七条から前条まで」に改める。

第八十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第四十六条第七項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
本則に次の二条を加える。

ず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百七十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者

第三十七条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第三十八条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正當な理由がないのに、第二十五条の二十六項において準用する商法第四百七十二条第二項各号又は第二十五条の二十六项

第三十二条の二第三項第一号中「第三百七十六条第一項」を「第三百七十六条ノ四第一項ただし書」を「第三百七十四条ノ四第二項」に改める。

第六項において準用する同法第四百七十二条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(金融先物取引法の一部改正)

第十八条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の七 第三十四条の八第一項及び

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十四条の十七第二項第四号中「第一百条」を「第二百四十九条並びに」に改める。

「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

第三十四条の十八第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び」を

「第二百四十九条並びに」に改める。

第二項」を「第十六条第三項」に改める。

第七十条第二項、第四項及び第五項、第七十

二条並びに第八十三条第二項第六号中「第一百条

を「第二百四十九条並びに」に改める。

「第二百四十九条並びに」に改める。

四百八十三条ノ二第二項中「第一百六十六条规定第六項、第一百六十六条ノ二第一項第二項(第一項第一号乃至第三号、第五号及第六号ヲ除

ク)」とあるのは「第二百四十九条第五項」とを加える。

第三百二十四条第五項及び三百二十五条第

四項中「第一百八十八条第三項」を「第二百八十八条规定第四項」に改める。

第三百三十三条第一項中「第一百八十八条第三項」を「第二百八十八条规定第四項」に改め、同項第十

五号の三中「第二百八十八条规定第三項」を「第二百八十八条规定第五項」に改め、同項第十五

号の三中「第二百八十八条规定第三項」を「第二百八十八条规定第五項」に改め、同項第十四

号の三中「第二百八十八条规定第三項」を「第二百八十八条规定第四項」に改め、同項第十四

下に「(第一項ただし書を除く。)」を加える。

第一百八十八条の八第三項中「及び第三百七十六条」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加える。

第一百八十八条の九第三項中「商法第三百七十六条第一項」を「商法第三百七十六条第一項本文」に、「第一百条第二項」を「同法第一百条第二項」に改める。

第一百三十九条の五第一号及び第二号並びに第一百三十九条中「第三百七十六条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改める。

第二百五十二条第一項第二十五号中「第一百一条第七項」を「第一百一条第六項」に改め、同項第二十八号及び第二十八号の二中「第三百七十六条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第二十一条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改定する。

第十条の十七第三項及び第九項中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改め、「第十六条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改める。

第六十四条ノ三若しくは「及び「公告若しくは」を削る。

第四十条中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改め、同条第四号中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改め、「第五号中「若しくは第六十四号ノ三」、「第六十四条ノ三若しくは」及び「公告若しくは」を削る。

(弁理士法の一部改正)

第二十二条 弁理士法(平成十一年法律第四十九号)の一部を次のように改定する。

目次中「第八十四条」を「第八十五条」に改め

る。

第五十五条第六項を次のように改める。

6 商法第一百条第一項から第四項まで及び第六項、第三十三条から第六条まで並びに第一百九条から第一百十一条までの規定は特許業務法人の合併について、同法第一百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条规定は特許業務法人がこの項において準用する同法第一百条第一項の公告を同法第一百六十条第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、

六条第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定二拘ラズ同項各号」とあるのは「弁理士法第五十五条第六項二於テ準用スル第一百条第六項ノ規定二拘ラズ同項」と、同法第一百五十七条中「第一百条第六項(第一百四十七条において準用する場合を含む。)又は第一百六十六条ノ二第一項」とあるのは「弁理士法第五十五条第六項において準用する場合を含む。」又は「第一百四十七条において準用する第一百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」とあるのは「弁理士法第五十五条第六項において準用する同法第一百七十二条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 正当な理由がないのに、第五十五条第六項二項各号又は第五十五条第六項において準用する同法第一百七十二条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

三 「催告(同法第一百条第四項(同法第一百四十七条において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

四 「(昭和十三年法律第七十四号)」を削り、「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該)」を「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

五 第五十五条第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

六 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

七 第五十五条第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条第六項において準用する商法第四百六十七条第一項(同法第一百四十七条において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

九 「(昭和十三年法律第七十四号)」を削り、「公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該)」を「商法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十一 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

十二 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

十三 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

十四 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

十五 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公告)」とあるのは「催告」とを

虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条中「第七十九条」の下に「第八十条」を加える。

第六十二条第五号を同条第六号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

七 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

八 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

九 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十一 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十二 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十三 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十四 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十五 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十六 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十七 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十八 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

十九 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十一 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十二 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十三 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十四 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

二十五 第五十五条第六項において準用する商法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした会社にあつては、二十万円以下の過料に処する。

権者は、特定社債管理会社が前項の弁済を受けたとき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 特定社債管理会社は、前項各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告

し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を別別に通知しなければならない。

第一百三十九条中「第三百七十六条第二項においては、前項の規定によるものとし、第一項ただし書を除く。」を加える。

六条第一項本文に改める。
第一百八十三条第一項第二十四号中「第一百十一
条第七項」を「第一百十二条第六項」に改める。

(施行期日)
附 則

(公告等の廃止に関する経過措置)

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

一項、第四百五十五条第一項若しくは第四百二十九条第一項(これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えの提起があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(次項における改正前の中小企業団体の組織に関する法律)第一百条の十六第一項の訴えの提起があつた場合、第十八条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十八第一項の訴えの提起があつた場合、第十九条の規定による改正前の保険業法第八十四条第一項の訴えの提起があつた場合又は第二十三条の規定による改正前の中間法人法第二十二条第一項、第三十八条第二項若しくは第三項、第七十九条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百一十五条第一項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお從前 の例による。

改正前の資産の流動化に関する法律(第百一十二条)による改正前の新事業創出促進法第十条の十七による第一項若しくは第七項の決議をした場合又は第

二十四条の規定による改正前の特定目的社会による特定資産の流動化に関する法律等の一部を

改正する法律附則第二条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされる同法第一条の

規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百十一条第一項の企

満がされた場合における公告及び通知について
は、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

おいてなお前例によることとされる場合には、
おけるこの法律の施行後にして行為に対する罰
則の適用については、ならむ前の罰則による。

（非訟事件手続法の一部改正）

第四条 非証事作手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「第二百三十五条ノ二十一中第三項十四条四第一項」を「第二百七十四条ノ四第三項」に改める。

（電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の日保証に関する法律の一部改正）

第五条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの
借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律)

第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

を「第二百八十三条第四項及び第五項」に、「第十六条第一項本文」を「第十六条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二百八十三条第五

る法律案及び同報告書

条第三項」を「第十六条第五項前段」に改める。

第六条 船主相互保険組合法の一部改正

第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「第二百八十三条第五項」を「第二百八十三条第七項前段」に改める。

第四十四条第一項中「第二百八十三条第一項、第二項及び第四項本文」を「第二百八十三条第一項、第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「第二百八十三条第四項及び第五項」を「第二百八十三条第四項本文」を「第二百八十三条第五項」に改める。

第四十八条第一項中「第二百条及び」を「第二百条第一項から第三項まで及び」に改め、同条第二項中「第二百八十三条第四項本文」を「第二百八十三条第四項及び第五項」に、「第二百八十三条第五項本文」を「第二百八十三条第五項」に、「第二百八十三条第五項二」を「第二百八十三条第七項前段三」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第七条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第一百一条第二項中「及び第四項本文」を「及び第四項」に改め、「同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第八条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一百八十八条第三項」を「第百八十八条第四項」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第九条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

第五十六条第二項中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に、「因り」を「より」に改め

る。

第五十七条第二項中「第一百条」を「第一百条第一項から第三項まで」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第十一條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項中「第一百条第二項及」を「第百八十八条第四項」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一百条第一項後段第二項及に、「第一百条第一項」を「第一百条第一項後段及第二項」に改める。

第十一條の二第二項及び第十一條の三第一項中「第三百七十四条ノ四第二項」を「第三百七十

四条ノ四第三項」に改める。

第十一條の五第一項中「三百七十四条ノ四第三項」に改め
第一項但書」を「第三百七十四条ノ四第二項」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十二条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第十四条中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改める。

(法律第二百三十一号)の一部を次のように改め

る。

第十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改め

る。

第十二条の七第四項中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで」に、「第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号から第五号まで」に改め

る。

第十二条の十一第四項中「第三百七十六条第一項」を「第三百七十六条第一項本文」に改め、

同条第六項中「催告」の下に「同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの公告」を加える。

第三十九条中「第一百八十八条第三項」を「第一百八十八条第四項」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第十四条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正す

る。

第八十三条第三項中「三百七十四条ノ四第二項」を「第三百七十四条ノ四第三項」に改める。

第十四条号の一部を次のように改正する。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第六十四条第四項中「二百八十三条规定」に改め、同条第五項中「二百八十八条规定」に改め、同条第五項前段に、「第十六条第三項」を「第十六条规定前段」として改め、同条第五項中「二百八十八条规定」に改め、同条第五項前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第十五条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第六十四条第四項中「二百八十三条规定」に改め、同条第五項中「二百八十八条规定」に改め、同条第五項前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第十六条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第十七条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第十八条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第十九条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十一条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十二条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十三条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十四条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十五条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十六条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十七条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十八条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第二十九条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第三十条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

第三十一条 第二百八十三条规定前段に、「第十六条规定」を「第十六条规定前段」として改め。

する電子公告という方法によるることも可能とするものとすること。

(二) 電子公告を行うべき期間は、公告事項の種類に応じて定めることとし、メンテナンス、事故、ハッカーの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

(三) 電子公告が適法に行われたかどうかについての客観的証拠を残すために、電子公告を行った場合には、いわゆる決算公告の場合を除き、法務大臣の登録を受けた調査機関による調査を受けることを義務付けることとするとともに、調査機関による適正な調査が実施されるようするための規定を整備するものとすること。

ス、事故、ハッカーの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

ス、事故、ハッカーの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

ス、事故、ハッカーの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

ス、事故、ハッカーの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

ス、事故、ハッckerの侵入等により電子公告に短期間の中止が生じた場合についての救済規定を設けるものとすること。

一 議案の目的及び要旨

本案は、高度情報化社会の進展に対応して、株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、資本減少、会社分割に際して行う債権者保護手続を合理化するため、会社が債権者に対する公告を、官報に加え、日刊新聞紙又は電子公告によつても行つた場合は、原則として、知れている債権者に対する各別の催告を要しないこととし、合名会社等が合併等に際して行う債権者保護手続については、株式会社の場合と同様の取扱いを認めるものとすること。

3 公告義務の撤廃

会社等に対する各種訴え提起の公告など、公報に法的効果が伴わず、会社等に公報の義務を課す理由に乏しいと考えられる公報について、その公告義務を撤廃するものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、高度情報化社会の進展に対応して、株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化することにより会社等の運営の合理化及び効率化を図るため、商法その他の法律の一部を改正しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十六年五月二十八日

法務委員長 柳本 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十三日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(国際捜査共助法の一部改正)
第一条 国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

題名を次のように改める。

国際捜査共助等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 証拠の収集等(第五条—第十八条)

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送

(第十九条—第二十二条)

第四章 外国受刑者の拘禁(第二十三条—第二十六条)

第五章 国際捜査共助等に関する法律

第六章 共助の要請(第二十七条—第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条第一号中「証拠を提供すること」を「証拠の提供(受刑者証人移送を含む)」することに改め、同条に次の一号を加える。

四 受刑者証人移送

条約により刑事手続ににおける証人尋問に証人として出頭させることが可能とするために移送すべきものとされている場合において、刑の執行として拘禁されている者を国際的に移送することをいう。

第二条第二号中「共助犯罪」を「条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「については」の下に「条約に別段の定めがある場合を除き」を加え、同号を同条第三号とする。

第三条ただし書中「緊急その他特別の事情がある場合において、」を「条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助

の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行なう場合には、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第四条中「第二条第三号」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

一 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が条約に適合しないと認めるとき。

二 要請が条約に基づかないで行われたものである場合において、日本国が行なう同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

三 要請に応する旨の要請国の保証がないとき。

四 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たつては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告明書の提出を求めることができる。

第五条の前に次の章名を付する。

第二章 証拠の収集等

第五条第一項中「第二条各号(前項の規定による送付を受けた場合にあつては、第二条第一号、第二号又は第四号)」を「受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条各号又は前条各号)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第一項に規定する措置その他共助に関する措置を採るため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

第八条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 檢察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等(業務を遂

行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。)である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

第十六条中「この法律」を「この章」に改め、同

第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び第四号」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。

第十七条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び第四号」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。

第十六条中「この法律」を「この章」に改め、同

条を第十七条とする。

第十五条第一項中「法務大臣は、」の下に「要請が第四条第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするとき」を加え、「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条を第六条とし、第十一條から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、条約に別段の定めがある場合に、この限りでない。

第十条を第十一條とし、同条の前に次の二条を加える。

(証人尋問の請求)

第十条 檢察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。

二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。

三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

本則に次の二章を加える。

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送

(受刑者証人移送の決定等)

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める

共助刑の執行として拘禁されている者をい

う。以下同じ。)に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号(第三条第一項ただし書きの規定により法務大臣が共助の要請を行ふ場合にあつては、第二条第一号若しくは第二号、第四条第一号又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないときは、国内受刑者の引渡しを認められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

三 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が三十日を超えるとき。

四 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国裁判所に係属するとき。

二 第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定は、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合について準用する。

三 第八条第三項の規定による証明書の提出は、政令で定める。

三 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ぜるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送

(引渡しに關する措置)

第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証

の送付を受けたときは、直ちに、これを要請国に送付しなければならない。

3 前二項の規定にかかるわらず、第三条第一項ただし書きの規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合には、要請国への受領許可証の送付は、法務大臣が行うものとする。

4 前条第三項の規定による命令を受けた監獄の長は、要請国の官憲から受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

5 前項の規定により国内受刑者の引渡しを受けた要請国の官憲は、速やかに、国内受刑者を要請国内に護送するものとする。

(国内受刑者の移送期間の取扱い)

第二十一条 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間(身体の拘束を受けていた期間を除く。)は、刑の執行を受けた期間とみなす。

2 第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定は、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合について準用する。

三 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ぜるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。

いて徴役刑若しくは禁錮刑又はこれらに相当する刑の執行として拘禁されている者をい

う。以下同じ。)であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

3 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八条)第六条第一項から第三項まで及び第七条並びに刑事訴訟法第七十二条、第七十三条第三項、第七十四条及び第一百二十六条の規定は、前項の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定められる。

2 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八条)第六条第一項から第三項まで及び第七条並びに刑事訴訟法第七十二条、第七十三条第三項、第七十四条及び第一百二十六条の規定は、前項の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定められる。

2 檢察官は、前項の規定により外国受刑者を拘禁する場合において必要があるときは、前条第一項の受入移送拘禁状により、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補に当該外国受刑者の護送をさせることができる。この場合においては、刑

事訴訟法第七十四條の規定を準用する。

(外国受刑者の拘禁の停止)

第二十五条 檢察官は、病氣その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適當と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。

第二十六条 檢察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

第三条 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外国受刑者の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(逃走罪等の特則)

第二十六条 第二十三条第一項の規定により拘禁された外国受刑者については、裁判の執行により拘禁された未決の者とみなして、刑法第九十七条若しくは第九十八条又は第一百二条（第九十七条又は第九十八条の未遂罪に係る部分に限る）の規定を適用する。

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

第五十九条第一項第八号を削り、同条第二項中「同項第八号又は」を削る。

第六十一条ただし書中「緊急その他特別の事情がある場合において」を「条約に基づき法務

大臣が共助の要請の受理を行うこととされるとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合には、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができるものとする。

第七十三条中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「及び第七条第一項」を「及び第三項並びに第七条第一項」に、「第三条、第八条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第二十八条 国際捜査共助等に関する法律（昭和四十五年法律第六十九号）第十九条の国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合における補償

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中国際捜査共助法に第三章及び第四章を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第八号を削り、同条第二項一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号及び第九条中「又ハ拘禁状」を「拘禁状又ハ受入移送拘禁状」に改める。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第四条 檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「第三項」を「第五項」に改める。

(刑事補償法の一部改正)

第五条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二項を加える。

（国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合における補償）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条和五十五年法律第六十九号）第十九条の国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合において、当該国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間における身体の拘束は、日本国による刑の執行とみなす。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（明治四十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号及び第九条中「又ハ拘禁状」を「拘禁状又ハ受入移送拘禁状」に改め

1 条約に基づく国際捜査共助の手続及び要件に関する特例の創設

条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行ふこととされるときは、法務大臣がこれを行うものとするほか、いわゆる双罰性等がない場合であつても、条約に別段の定めがある場合には、共助をすることができるものとすること。

2 受刑者証人移送制度の創設

条約に基づき、刑の執行として拘禁されている者を証人尋問のために国際的に移送する制度を新設し、外国の要請により我が国の受刑者を移送するための要件及び手続を定めるとともに、我が国の要請により移送された外國の受刑者を拘禁するための規定を整備すること。

3 業務書類等に関する証明書についての規定の整備

外国からの業務書類等の提供の要請に付隨して業務書類等の作成又は保管の状況の証明を求められた場合には、裁判所における証人尋問に代えて、簡易な証明書の提出を求めることができるものとするとともに、虚偽の証明書を提出した場合には刑罰を科すものとすること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとすること。

二 議案の目的及び要旨

本案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法など関係する法律を改正し、所要の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

本案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けること

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五一

の法律を施行するため」を加え、「認定試験事業者」を「登録試験事業者」に改める。

第六十五条を次のように改める。

(外国試験事業者の試験所の登録等)

第六十五条 外国にある試験所において製品試験の事業を行う者は、その試験所について、

試験方法の区分ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関する手続は、主務省令で定める。

第六十六条 第五十七条第二項及び第三項、第五十九条第一項並びに第六十二条の規定は前項の規定による登録に、第五十八条第一項及び第三項、第六十条並びに第六十一条の規定は前項の規定による登録を受けた者(以下「登録外国試験事業者」という。)に、第五十九条第二項において準用する第五十七条第二項及び第三項の規定による登録並びに第五十九条第三項及び第四項の規定並びに第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の規定はこの項の規定により準用する第五十九条第一項の規定による登録の更新に準用する。

第六十七条 主務大臣は、登録外国試験事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その試験所についての登録を取り消すことができる。

一 その試験所が前項において準用する第五

十一条第二項の基準に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。

三 主務大臣が必要があると認めて登録外国試験事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又

は虚偽の報告がされたとき。

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に登録外国試験事業者の事務所において前

条第一項に規定する事項についての検査がさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 次項の規定による費用の負担をしないとき。

4 前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国試験事業者の負担とする。

第六十六条中「試験」を「製品試験」に、「指定商品以外の鉱工業品でその輸入に係るもの」を「その輸入に係る鉱工業品」に改める。

第六十七条 第五十九条第七号中「第五十七条第一項」に、「認定」を「登録」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「認定」を「登録」に改め、同号を同条第八号とする。

第六十八条 第五十九条第七号中「第五十七条第一項」に、「認定」を「登録」に改め、同条第七号第一項を「登録」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「認定」を「登録」に改め、同号を同条第八号とする。

第六十九条 第五十九条第七号第一項(第六十五条第二項)において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第一項に、「第六十条」を「第六十一条(これらの規定を)に、「第七号から第九号まで」を「同条第七号及び第八号」に改める。

〔第四章 指定商品に係る表示等〕

〔第五章 指定認定機関に係る表示等(第十九条・第二十五条の四)〕

〔第六章 承認認定機関(第二十六条・第三十八条)〕

〔第七章 指定認定検査機関(第三十九条・第四十条)〕

〔第八章 承認検査機関(第四十一条・第五十二条)〕

〔第九章 指定商品以外の鉱工業品に対する表示の禁止等(第五十五条・第五十六条)〕

指定期間内に、

〔第四章 鉱工業品等の日本工業規格への適合性の認証〕

〔第二節 日本工業規格への適合の表示〕

〔第三節 国内登録認証機関(第三十三条・第五十四条)〕

〔第四節 国内登録認証機関(第四十一条・第五十六条)〕

〔第五章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第六章 指定商品に係る表示等〕

〔第七章 指定認定機関に係る表示等(第十九条・第二十五条の四)〕

〔第八章 承認認定機関(第二十六条・第三十八条)〕

〔第九章 指定認定検査機関(第三十九条・第四十条)〕

〔第十章 指定商品以外の鉱工業品に対する表示の禁止等(第五十五条・第五十六条)〕

〔第十一章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十二章 指定商品に係る表示等〕

〔第十三章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十四章 指定商品に係る表示等〕

〔第十五章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十六章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十七章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十八章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第十九章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十一章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十二章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十三章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十四章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十五章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十六章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十七章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十八章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第二十九章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第三十章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

〔第三十一章 指定商品の日本工業規格への適合の表示〕

を

(加工技術の日本工業規格への適合の表示)

第二十条 鉱工業品の加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その者が当該認証に係る加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鉱工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 前項の認証は、鉱工業品の加工業者の申請に係る加工技術による加工をした鉱工業品のうち試験用のものについて製品試験を行なうことにより日本工業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その加工業者の申請に係る加工技術の加工品質管理体制(加工設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件をいう。以下同じ。)が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(報告徵収及び立入検査)

第二十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十九条第一項又は第二項の認証を受けた鉱工業品に係る業務により認証を受けた鉱工業品に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場

所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原

材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、前条第一項の認証を

受けた加工業者(以下「認証加工業者」といふ)に対し、同項の規定により認証を受けたその職員に認証加工業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工技術に係る業務に關し報告をさせ、又は

他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工をした鉱工業品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理体制を検査させるこ

とができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条の二を削る。

第二十二条の前の見出しを削り、同条から第二十四条までを次のように改める。

(表示の除去命令等)

第二十二条 主務大臣は、前条第一項の規定によ

る検査の結果、第十九条第一項若しくは第二項の認証を受けて同条第一項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示に付してある場合における当該認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

2 外国においてその事業を行う鉱工業品の輸出業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受け、その輸出する当該認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

3 外国においてその事業を行なう加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、

に係る鉱工業品の製造品質管理体制が適正でないと認めるときは、認証製造業者等に対する

規定による認証に、第二十条第二項の規定による表示を付することとする。

2 第十九条第三項の規定は第一項及び第二項の規定による認証に、第二十条第二項の規定による認証に準用する。

2 主務大臣は、前条第二項の規定による検査の結果、第二十条第一項の認証を受けて同項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該

鉱工業品を含む。以下この項において同じ。)の加工技術がその表示に係る日本工業規格に適合せず、又は当該認証に係る加工技術の加工品質管理体制が適正でないと認めるときは、認証加工業者に対し、当該表示の除去若しくは抹消又は当該表示の付してある鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

3 第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定の付してある場合における当該鉱工業品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは同

工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示又はこれと紛らわしい表示の付してある鉱

工業品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは前条第三項の規定により付されたものである場合は、この限りではない。

4 第十九条第三項の規定は第一項及び第二項の規定による認証に、第二十条第二項の規定による認証に、第二十条第二項の規定による認証に準用する。

2 輸入業者は、その加工技術につき第二十条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り

状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。)でその輸入に係るものを販

売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは前条第三項の規定により付されたものである場合は、この限りではない。

2 第二十五条から第二十五条の四までを削る。

第五章から第九章までを削る。

第四章に次の三節を加える。

第二節 認証機関の登録

(登録) 第二十五条 第十九条第一項及び第二項、第二十九条第一項並びに第二十三条第一項から第三十条第一項並びに第二十三条第一項から第三

項までの登録（以下この章において単に「登録」という。）は、主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下この章において単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」といふ。）とに、主務省令で定めるところにより、これらの規定による認証（以下この章第二十七条第一項第一号を除く。）において単に「認証」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣（第六十九条第二項の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第二十七条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条第一項又は第四十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第二十七条 主務大臣は、第二十五条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項に

いう。）と、主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下この章において単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」といふ。）とに、主務省令で定めるところにより、これらの規定による認証（以下この章第二十七条第一項第一号を除く。）において単に「認証」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（一）国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

（二）登録申請者が、その申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、又は輸出する事業者（以下この号及び第三十五条第二項において「被認証事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認証事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が三分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（登録の更新）

第二十八条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（承継）

第二十九条 登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が当該登録に係る事業の全部を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名又はその加工技術の区分

三 登録を受けた者が認証を行う鉱工業品又はその加工技術の区分

四 登録を受けた者が認証に係る製品試験を行つた場合にあつては、その代表者の氏名及び法人にあつては、その代表者の氏名

五 登録を受けた者が自ら認証に係る製品試験を行つた場合にあつては、その代表者の氏名及び所在地

（登録の更新）

第二十八条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（承継）

第二十九条 登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が当該登録に係る事業の全部を記載してするものとする。

（登録の義務）

第三十一条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（第三節 国内登録認証機関）

第三十二条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（認証の義務）

第三十三条 登録認証機関（国内にある事務所において認証を行うことにつき、その登録を受けたものに限る。以下「国内登録認証機関」という。）は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならない。

2 国内登録認証機関は、公正に、かつ、次に掲げる事項に關し主務省令で定める基準に適合する方法により認証の業務を行わなければならぬ。

(号外) 報官

務に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又

はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に關し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること

2 第二十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第四節 外国登録認証機関

(認証の義務等)

第四十一条 登録認証機関(外国にある事務所において認証を行うことにつき、その登録を受けたものに限る。以下「外国登録認証機関」という。)は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならぬ。

2 第三十一条第二項及び第三項、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定において、第三十六条及び第三十七条规定による請求に応じない場合は、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならぬ。

3 第二項において準用する第三十六条又は第三十七条の規定による請求に応じない場合は、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならぬ。

4 第二項において準用する第三十六条又は第三十七条の規定による請求に応じない場合は、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならぬ。

5 不正の手段により登録を受けたとき。

6 主務大臣が、外国登録認証機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認証の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

7 主務大臣が必要があると認めて外国登録認証機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要があると認めてその職員ものとする。

(登録の取消し等)

第四十二条 主務大臣は、外国登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第二十六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十二条第二項若しくは第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第三十九条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第三十六条又は第三十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

六 主務大臣が、外国登録認証機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認証の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて外国登録認証機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要があると認めてその職員ものとする。

に外国登録認証機関の事務所において第四十条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 第二項の規定による費用の負担をしないとき。

2 主務大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日を公示しなければならない。

3 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録認証機関の負担とする。

4 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

5 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

6 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

7 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

8 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

9 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

10 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

11 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

12 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

13 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

14 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

15 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

16 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

17 第二項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外國登録認証機関の負担とする。

の規定の適用については、国内にあるその試験所(第二十七条第二項第五号の規定により認証機関登録簿に記載された試験所に限る。)について、同号の規定により認証機関登録簿に記載された試験方法の区分に係る第五十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

第六十五条第三項第四号中「前条第一項」を第六十四条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

「第六十五条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

官 報 (号 外)

二 第二十八条第一項の登録の更新の申請
が、同項の期間の満了の日の六月前までに
行われなかつたとき。

項第八号」に改め、同条を第六十九条の三とす

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

十九条の二に改め、同条を第六十九条の四とし、第十章中同条の次に次の二条を加える。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条又は第三十四条(これらの規定を第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

第六十八条第四号を削り、同条第五号中「第三十七条又は第五十一条」を「第三十八条第一項」に、「指定」を「登録」に改め、同号を同条第一

処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第五十四条第一項」を「第四十二条第一項」に、

「承認」を「登録」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第六十九条を削り、第六十九条の二を第六十
九条とする。

第六十九条の三中「及び第六十九条の五」を

「から第六十九条の五まで」に、「同条第七号及

び第八号」を「同条第六号及び第七号」に改め、

同條を第六十九條の二とする。

第六十九條の四第一項中「第二十二條第一項

(第二十五條第三項) 第二十二條第一項

第三十八條第一項又は第五十二条第一項の規定による登録を複数回行つた場合に當る。

第三十九條第一項第一項第二項第一項

四十條第一項二に於か、同條第二項中「第二十五

四一第一項に改め 同条第二項中 第二五

第三の四第一項第五号「第四十一条第一項第九号又は第五十四条第一項第八号」を「第四十二条第一

第七十二条を削る。

詰表等を備えて置かず
財務詰表等は詰表
すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記

定を受けた日から起算して同条の規定による改正後の工業標準化法(以下この条において「新

法」という。)第五十九条第一項の政令で定める

期間を経過する日のいすれか遅い日までの間は、当該認定を受けた区分について新法第五十

七条第一項の登録を受けているものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に旧法第六十五条第一項の主務省令で定める区分について同項の認定を受けている者の当該認定に係る試験所

は、第一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日又は当該認定を受けた日から起算して新法第六十五条第二項において準用する新法第五十九条第一項の政令で定める期間を経過する日いすれか遅い日までの間は、当該認定を受けた区分について新法第六十五条第一項の登録を受けているものとみなす。

3 第一条の規定の施行の日前に旧法第五十八条第一項(旧法第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された旧法第五十八条第一項の標章は、新法第六十六条の規定の適用については、新法第五十八条第一項(新法第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された新法第五十八条第一項の標章とみなす。

4 第一条の規定の施行の日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみ

なす。

(施行前の準備)

第三条 第二条の規定による改正後の工業標準化法(以下「新法」という。)第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項

から第三項までの登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第三十三条第一項(新法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

認定製造業者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の工業標準化法(以下「旧法」とい

う。)第十九条第一項の規定により指定された品

目の鉱工業品(以下「旧指定商品」という。)につ

いて同項の認定を受けている製造業者(この法

律の施行後に附則第九条第一項の規定に基づき

なお従前の例により認定を受けた製造業者を含

む。以下「旧認定製造業者」という。)は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算

して三年を経過する日(以下「特定日」という。)

までの間は、その製造する当該認定に係る旧指

定商品又はその包装、容器若しくは送り状に旧

法第十九条第一項の表示を付することができ

る。

2 前項の規定により付された旧法第十九条第一項の表示は、施行日から特定日までの間に

る新法第十九条第四項の規定の適用については、同項に規定する紛らわしい表示には該当しないものとする。

3 旧認定製造業者及び旧法第十九条第一項又は

第一項の規定により同条第一項の表示の付してある旧指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該旧指定商品を含む。附則第六条第三項において同じ。)については、施行日から特定日までの間

は、旧法第二十五条第三項において準用する旧法第十九条第六項、第十九条の二から第十九条の四まで、第二十一条から第二十四条まで、第

六十九条の四及び第六十九条の五(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

(認定加工業者に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二十五条第一項の規定により指定された種目の加工技術(以下「旧指定加工技術」という。)について同項の認定を受けている加工業者(この法律の施行後に附則第九条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた加工業者を含む。以下「旧認定加工業者」という。)は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過する日(以下「特定日」という。)

までの間は、その者が当該認定に係る旧指

定商品又はその包装、容器若しくは送り状に旧

法第十九条第一項の表示を付することができる。

2 前項の規定により付された旧法第二十五条第一項の表示は、施行日から特定日までの間に

ける新法第二十条第三項の規定の適用については、同項に規定する紛らわしい表示には該当しないものとする。

3 旧認定加工業者及び旧法第二十五条第一項又は

第一項の規定により同条第一項の表示の付してある旧指定加工品(旧指定加工技術による加工がされた鉱工業品をいい、その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該旧指定加工品を含む。次条第三項において同じ。)については、施行日から特定日までの間

は、旧法第二十五条第三項において準用する旧法第十九条第六項、第十九条の二から第十九条の四まで及び第二十一条から第二十四条までの間

第二項の規定に基づきなお從前の例により認定を受けた者を含む。以下「旧認定外国加工業者」という。)は、施行日から特定日までの間は、その者が当該認定に係る旧指定加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に旧法第二十五条第一項の表示を付する

2 一項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する紛らわしい表示には該当しないものとする。

規定の適用については、同項に規定する紛らわしい表示には該当しないものとする。

（）は、施行日から特定日までの間は、その者が当該認定に係る旧指定加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に旧法第二十五条第一項の表示を付することができる。

除くほか、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、旧法第二十五条第一項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

旧認定外国製造業者及び旧認定外国加工業者並びに旧法第二十五条の二第一項又は第一項の規定により旧法第十九条第一項の表示が付して

これと紛らわしい表示の付してある鉱工業品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。）でそ

ある旧指定商品及び旧法第二十五条の二第二項又は前項の規定により旧法第二十五条第一項の表示が付してある旧指定加工品については、施

の輸入に係るもの販売してはならない。ただし、当該表示が旧法第十九条第一項若しくは第二十五条の二第一項の規定又は附則第四条第一

行日から特定日までの間は、旧法第二十五条の二第三項において準用する旧法第十九条第六項及び第十九条の二から第十九条の四まで並びに

項若しくは第六条第一項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

及て第十九条の二から第二十九条の四まで並びに
旧法第二十五条の二第四項により読み替えて同

はこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品

の規定(旧法第二十五条第三項において準用する旧法第二十二条の二第三項において準用する旧法第二十五条第三項において準用するこれららの規定を含む。)並びに旧法第二十五条の四、第六十九条の四及び第六十九条の五(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおそ
の効力を有する。

(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。)である輸入に係るもの販売してはならない。ただし、当該表示が旧法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第二項の規定又は附則第五条第一項若しくは第六条第二項の規定により付され

(表示の禁止等に関する経過措置)
七条 何人も、附則第四条第一項に規定する場

たものである場合は、この限りでない。

合を除くほか、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、旧法第十九条第

十三条第一項若しくは第二項の規定により付された新法第十九条第一項の表示は、第一項及び

二 旧法第二十五条第一項若しくは第二十五条の
二 第二項の規定又は附則第五条第一項若しくは
第六条第二項の規定により付された旧法第二十
五条第一項の表示は、新法第二十四条第二項の

第六十九条の四及び第六十九条の五（これらの規定に係る罰則を含む）の規定は、なおその効力を有する。

項又は第二項の承認を受けた者で、この法律の施行後に前条第二項の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものについては、旧法第三十九条第二項において準用する旧法第二十七条から第三十四条まで及び第三十六条の規定並びに旧法第四十条、第六十八条、第六十九条の四及び第六十九条の五(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

(指定検査機関に関する経過措置)

第十一條 附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十一条の二

二第一項及び附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条第一項の指定及びその公示については、施行日から特定日までの間は、なお従前の例による。

2 附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条の二第四項において読み替えて同条第三項において準用する旧法第二十五条の二第一項(旧法第二十五条第一項の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なお従前の例による。

第三項において準用する旧法第二十五条の二第一項及び附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条第一項の指定及びその公示については、施行日から特定日までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧法第二十一条の二第一項(旧法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の指定を受けた者(この法律の施行の施行後に附則第六条第三項の規定により読み替えて同条第三項において準用する旧法第二十五条の二第一項(旧法第二十五条第一項の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なお従前の例による。

後に第一項の規定に基づきなお従前の例により指定を受けた者を含む。)で、この法律の施行後に

に附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十二条の二第一項又は附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条の二第一項において準用する旧法第二十二条の二第一項(旧法第二十五条第一項の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第二十五条第三項において準用する場合を含む。次

の検査の業務を行うものについては、施行日から特定日までの間は、旧法第四十二条から第五

十二条まで、第六十八条、第六十九条の四及び第六十九条の五(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

第十二条 附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条の二第一項(旧法第二十五条第一項の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第二十五条第三項において準用する場合を含む。次

の検査の業務を行うものについては、施行日から特定日までの間は、旧法第四十二条から第五

十二条まで、第六十八条、第六十九条の四及び第六十九条の五(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

第十三条 附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条の二第一項(旧法第二十五条第一項の規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第二十五条第三項において準用する場合を含む。次

の検査の業務を行うものについては、施行日から特定日までの間は、旧法第四十二条から第五

十二条まで、第六十八条、第六十九条の四及び第六十九条の五(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

第十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法

(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第一号中「第二十二条第一項

(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項及び第五十二条第一項」を「第二十二条第一項及び第二項並びに第四

十条第一項」に、「第二十五条の四第一項第五

号、第四十条第一項第九号及び第五十四条第一

項第八号」を「第四十二条第一項第八号」に改め

る。

第十五條 独立行政法人製品評価技術基盤機構

法の一部を改正する法律

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部

による改正後の独立行政法人製品評価技術基盤

定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

(承認検査機関に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前に旧法第十九条第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定認定機関が

した認定(この法律の施行後に附則第九条の規定に基づきなお従前の例によりする認定を含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による

審査請求については、なお従前の例による。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部

による改正)

第十一條第一項第一号中「第二十二条第一項

(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項及び第五十二条第一項」を「第二十二条第一項及び第二項並びに第四

十条第一項」に、「第二十五条の四第一項第五

号、第四十条第一項第九号及び第五十四条第一

項第八号」を「第四十二条第一項第八号」に改め

る。

第十五條 独立行政法人製品評価技術基盤機構

法の一部を改正する法律

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部

による改正後の独立行政法人製品評価技術基盤

定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

機構法第十一条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 附則第四条第三項若しくは第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十二条第一項(旧法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定、

附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十八条第一項の規定又は附則第十一条第三項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十二条第一項の規定による立入検査

附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条の四第一項第五号の規定、附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十条第一項第九号の規定又は附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十四条第一項第八号の規定による検査

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

2 主務大臣が、日本工業規格に定める試験を行ふ事業者を認定する制度を、法律で定める

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一定の要件に適合する事業者の登録を行う制度に改めること。

3 この法律は、一部の規定を除き、平成十七年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、主務大臣等の認定を受けて鉱工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示を付することができる制度(JISマーク表示制度)について、国又は国の指定を受けた者が認証主体となる制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとしてその登録を受けた者が認証主体となる制度に改める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。
平成十六年五月二十八日

経済産業委員長 根本 匠

衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 倉田 寛之

政府は、信頼性が高く効率的な認証制度の確立及び公益法人改革の推進の必要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 登録認証機関が行う認証の信頼性を確保するため、登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査等の事後措置を適時適切に発動するよう努めること。

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

年法律第二百三号の一部を次のように改正する。

目次中「役員(第七条—第十条)」を「役員及び職員(第七条—第十条の三)」に、「(第十四条)」を

〔第十四条・第十五条〕に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第十条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条の二 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条の三 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五章中第十条を第十五条规定とし、同条の前に

第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は公布の日から、附則第八条の規定は同年三月三十日から施行する。(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に從前の独立行政

法人産業技術総合研究所(以下「従前の研究所」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人産業技術

総合研究所(以下「研究所」という。)の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職

として、研究所の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二条)に基づく退職手当は、支給しない。

第五条 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定

により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例によ

る。

第七条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の

の職員として在職した後引き続いて国家公務員

退職手当法第一条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第八条 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第九条 前項の規定により労働組合法の適用を受けた在職し、附則第二条の規定により引き続いて研究所の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで従前の研究所の職員として在職したものがとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに對しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第十条 前項の規定により労働組合となつたものに對しては、同法第二条及び第五条第二項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第十一条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例によ

る。

第十二条 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している従前の研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とする

あつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特

規定により研究所に引き継がれる者であるもの

は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該

労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

<p>官報(号外)</p> <p>第七条 労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置</p>	
<p>(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第八条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第一条のうち国家公務員共済組合法別表第二の次に一表を加える改正規定中 独立行政法人日本</p>	
<p>独立行政法 所 独立行政法</p>	
<p>人日本貿易保険 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)</p>	
<p>人産業技術総合研究 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)</p>	
<p>に改め</p>	
<p>人日本貿易保険 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)</p>	
<p>人産業技術総合研究 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)</p>	
<p>る。</p>	
<p>独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書</p>	
<p>議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、我が国の経済と産業の発展を図ることにかかる、技術開発的重要性が高まっていることにからんがみ、独立行政法人産業技術総合研究所がそ</p>	
<p>1 独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とすること。</p>	
<p>2 独立行政法人産業技術総合研究所の役員及</p>	
<p>び職員に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。</p>	
<p>3 この法律は、一部の規定を除き、平成十七年四月一日から施行すること。</p>	
<p>二 議案の可決理由</p> <p>本案は、独立行政法人産業技術総合研究所の業務を一層効率的かつ効果的に行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p>	
<p>右報告する。</p>	
<p>平成十六年五月二十八日</p>	
<p>経済産業委員長 根本 匠</p>	
<p>衆議院議長 河野 洋平殿</p>	
<p>[別紙]</p>	
<p>独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議</p>	
<p>政府は、基礎的な研究を我が国の産業競争力向上に結びつけることが喫緊の課題となっていることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p>	
<p>一 産業技術総合研究所が非公務員型独立行政法人となることのメリットを産業界に周知し、産業界による同研究所の一層の活用を図るよう努めること。</p>	
<p>右の内閣提出案は本院において可決した。</p>	
<p>よって国会法第八十三条により送付する。</p>	
<p>平成十六年四月二日</p>	
<p>参議院議長 倉田 寛之</p>	
<p>衆議院議長 河野 洋平殿</p>	
<p>鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律</p>	
<p>(鉱山保安法の一部改正)</p>	
<p>第一条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。</p>	

官 報 (号 外)

目次中「第三条の二」を「第四条」に、「第四条第一項」に、「第三十二条」を「第三十三条」に、「監督機関（第三十二条—第五十四条）」を「監督等（第三十三条—第五十九条）」に、「第五十五条—第五十九条」を「第六十条—第六十三条」に改める。

第一条第二項「ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第一項但書」を「第二項ただし書」に改める。

第三条第一項中「左の各号の」を「次に掲げるる」に改める。

第五十九条を削る。

第五十八条条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、第四章中同条を第六十三条とする。

第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六条第一項、第十九条第二項又は第二十九条」を「第十一条第一項、第十二条、第十三条第二项、第十九条第四项、第三十条又は第四十二条」に改め、同条第二号中「第八条第四項又は第十二条の二第四項（第十三条第三項（第十五条第五项）」を「第十三条第一項、第十五条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十二条第四项（第二十三条第三项（第二十六条第二项）」に、「又は第十五条第五项」を「若しくは第二十六条第二项」に、「の規定」を「又は第二十四条第一項の規定」に改め、同条第五号中「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に、「立入検査」を「報告

くは検査」に、「しなかつた」を「せず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第三十一條の二第三項」を「第四十四条第三項」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十一条」を「第四十一条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

第三十三条第四項 第二十条又は第二十三
条第一項(第二十六条第二項において準用
する場合を含む。)の規定による命令に違反
した者

四 第十九条第一項の規定に違反して保安規
程を定めないで鉱業を行つた者

五 第十四条第一項の規定に違反して同項
に規定する代理者を選任しなかつた者

六 第十七条第三項又は第五十条第二項の

央協議会及び地方協議会に関する必要な事項は、政令で定める。

第四十五条を削る。

第四十四条に次の二項を加える。

委員は、非常勤とする。

第四十四条を第五十五条とする。

第四十三条第一項中「及び地方協議会」、「中央協議会にあつては」及び「地方協議会にあつては鉱山保安監督部長が」を削り、同条第二項

三 第十三章第四項、第二十条又は第二十一
条第一項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第十九条第一項の規定に違反して保安規程を定めないで鉱業を行つた者

五 第二十四条第一項の規定に違反して同項に規定する代理者を選任しなかつた者

六 第二十七条第三項又は第五十条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

七 第二十八条の規定に違反して保安委員会を設けなかつた者

八 第五十五条及び第五十六条を削る。

第三章中第五十四条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第五十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十七条から第五十三条までを削る。

第四十六条を第五十六条とし、同条の次に次的一条を加える。

(政令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、中

は、政令で定める。

第四十五条を削る。

第四十四条に次の二項を加える。

3 委員は、非常勤とする。

第四十四条を第五十五条とする。

第四十三条第一項中「及び地方協議会」、「中央協議会にあつては」及び「地方協議会にあつては鉱山保安監督部長が」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

第四十三条第三項を削り、同条を第五十四条とする。

第四十二条を削る。

第四十一条第一項第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、鉱山保安監督部長の諮問に応じて」を削り、「について」の下に「産業保安監督部長の諮問に応じ」を加え、「かつ、鉱山保安監督部長」を「必要があると認めるときは、産業保安監督部長」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十条を削る。

第三十九条中「鉱山保安監督部」を「産業保安監督部」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十二条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならぬ。

一 第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一
条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査
すべき事項を定める経済産業省令を制定
し、又は改廃しようとするとき。

二 第三十四条の規定による命令をしよう
するとき。

第三十五条の前見出し中「鉱山保安監督部長等」
を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「鉱
山にこの法律又は」を「この法律若しくは」に、「
あり、かつ、危害を生じ、又はそのおそれが
多い」を「生じ、又は生ずるおそれがあると信ず
るに足りる相当の理由がある」に、「鉱山労働
者」を「鉱山労働者(第二条第二項及び第四項に
規定する附属施設における労働者を含む。次項
において同じ。)」に、「鉱山保安監督部長」を「經
済産業大臣、産業保安監督部長」に改め、同条
第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条を第五
十条とする。

第二十七条を第四十九条とする。

第三十六条の前に見出しつとして「鉱務監督官
の権限」を付し、同条第一項中「法律」の下に
「又はこの法律」を加え、「第二十五条第一項」を
「第三十六条」に、「鉱山保安監督部長」を「産業
保安監督部長」に改め、同条第二項中「第二十五
条」を「第三十七条」に、「鉱山保安監督部長」を「産業
保安監督部長」に改め、同条第三項中「第三十七
条」を「第三十八条」に、

第三項中「第二十五条の三」を「第三十九条」に、
「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改
め、同条第四項中「鉱山保安監督部長が第三十
五条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十
五条の三」を「産業保安監督部長が第三十六条か
ら第三十八条まで」に改め、同条を第四十八条
とする。

第三十五条の前見出しを削り、同条に見出
しとして「(報告徴収等)」を付し、同条第一項中
「鉱務監督官」を「経済産業大臣又は産業保安監
督部長」に、「あるときは」を「あると認めるとき
は、鉱業権者その他の関係者から必要な報告を
微し、又は鉱務監督官その他の職員に」に、「検
査し、又は関係人に対して質問する」を「検査さ
せ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同
条第二項中「鉱務監督官」の下に「その他の職員」
を加え、「前項」を「第一項」に、「且つ、関係人」
に「速やかに」に改め、同条第三項中「鉱山保
安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同
条を第四十四条とする。

り立入検査をし、又は質問する場合において
保安の監督上必要があると認めるときは、保
安委員会の委員を立ち会わせることができ
る。

第三十五条に次の二条を加える。

4 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解してはならない。

第三十条を第四十七条とする。

第三十二条を「鉱山保安監督部」を「産業保安
監督部」に改め、同条を第四十六条とする。

第三章の章名並びに第三十二条及び第三十三
条を削る。

第三十三条の三第一号及び第二号を削り、同
条第三号中「第二十五条の三」を「第三十八条」
に、「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」
に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中
「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改
め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「第
三十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改
め、同号を同条第三号とし、同条を第四十五条
とする。

第三十四条第一項中「鉱山保安監督部長は、
第二十二条第一項、第二十三条规定、第二十
四条、第二十五条の二第一項、第二十五条第一
項、第二十五条の二第二項、第二十五条第一
項、第二十五条の二第一項又は前条第一項」を
「産業保安監督部長は、第三十四条又は第三十
五条に改め、同条を第四十条とし、同条の次
に次の二条を加える。
(報告)

第三十五条の二第一項中「鉱山保安監督部長」
を「経済産業省令の定めるところにより、産業
保安監督部長」に改め、同条第二項中「すみやか
に」を「速やかに」に改め、同条第三項中「鉱山保
安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同
条を第四十四条とする。

二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十
八条を「第八条、第十二条から第十六条まで、
第二十六条、第三十三条から第三十六条まで、
第四十一条、第四十七条及び第五十条」に、「鉛
さい」を「鉛さい」に改め、同条を第四十三条と
する。

第三十六条を削る。

第二十九条中「保安図」を「鉱山に係る保安図」
に、「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」
に改め、同条を第四十二条とする。

第三十七条を削る。

第三十九条中「保安図」を「鉱山に係る保安図」
に、「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」
に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条を削る。

第二十七条第一項中「鉱山保安監督部長は、
第二十二条第一項、第二十三条规定、第二十
四条、第二十五条の二第一項、第二十五条第一
項、第二十五条の二第二項、第二十五条第一
項、第二十五条の二第一項又は前条第一項」を
「産業保安監督部長は、第三十四条又は第三十
五条に改め、同条を第四十条とし、同条の次
に次の二条を加える。
(報告)

第三十五条の二第一項中「鉱山保安監督部長」
を「経済産業省令の定めるところにより、直ち
に、災害の状況その他の経済産業省令で定め
る事項を産業保安監督部長に報告しなければ
ならない。

第三十六条を削る。

第四十一条 鉱業権者は、重大な災害として経
済産業省令の定めるところにより、直ち
に、災害の状況その他の経済産業省令で定め
る事項を産業保安監督部長に報告しなければ
ならない。

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経
済産業省令で定める時期に、経済産業省令の
定めるところにより、災害その他の保安に關
する。

第三十一条中「第四条、第八条、第九条、第
二十二条、第二十四条、第二十五条及び第二十
八条」を「第八条、第十二条から第十六条まで、
第二十六条、第三十三条から第三十六条まで、
第四十一条、第四十七条及び第五十条」に、「鉛
さい」を「鉛さい」に改め、同条を第四十三条と
する。

する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

第二十六条第一項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十五条の三中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条を第三十八条とし、同条を第三十九条とする。

第二十五条の二第一項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に、「第三十六条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第一項を削り、同条を第三十七条とする。

第二十五条第一項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十六条とする。

第二十四条の二第一項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条第一項を削り、同条を第三十五条とする。

第二十四条中「必要」を「保安のため必要」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十三条及び第二十三条の二を削る。

第二十二条中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条第一項中「保安統括者」の下に「及び保安管理者」を加え、「協力し、これに」を「つい」とする。

（鉱山労働者代表）

ただし、第三十一条第一項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

て協力し、及びに改め、「経済産業省令の定めるところにより」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三十一条第一項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

第十九条第二項から第四項までを削り、同条を第二十八条とし、同条の次に次の四条及び章名を加える。

（鉱山労働者代表）

第三十一条 鉱山労働者は、鉱業権者、保安統括者及び保安管理者と保安に関する重要な事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を経由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

委員会の委員」とあるのは「鉱山労働者代表」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

第三章 監督等

第十八条を削る。

第十七条中「保安技術管理者、副保安技術管理者及び係員」を「又は保安管理者」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（作業監督者）

第二十六条 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

（危害回避措置等）

第二十七条 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるため必要な措置（その作業の中止を含む。）をとることができる。この場合において、当該鉱山労働者は、当該危害及び当該措置の内容について保安統括者又は保安管理者に直ちに報告しなければならない。

5 保安委員会は、議長が招集し、その議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同意の場合は、議長が決する。

第三十条 鉱業権者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令の規定による経済産業大臣又は産業保安監督部長の処分があつたときは、遅滞なく、その処分の内容を保安委員会に通知しなければならない。

しようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なもの（除く。）をしようとするとき（第四項の規定による命令があつたときを含む。）も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認められたときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、「その工事の計画を変更し、又は廃止すべき」とを命ずることができる。

5 産業保安監督部長は、第一項の規定による

届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。

この場合において、産業保安監督部長は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

（鉱業権者による使用前検査）

第十四条 鉱業権者は、前条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置又は変更の工事を完成したときは、経済産業省令の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行ひ、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査においては、その特定施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

3 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認められたときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、「その工事の計画を変更し、又は廃止すべき」とを命ずることができる。

4 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認められたときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、「その工事の計画を変更し、又は廃止すべき」とを命ずることができる。

5 産業保安監督部長は、第一項の規定による

届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。

（鉱業権者による定期検査）

第十六条 鉱業権者は、特定施設であつて保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第六条 第二項を次のように改める。

2 鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるとときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

3 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認められたときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、「その工事の計画を変更し、又は廃止すべき」とを命ずることができる。

4 産業保安監督部長は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認められたときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、「その工事の計画を変更し、又は廃止すべき」とを命ずることができる。

5 産業保安監督部長は、第一項の規定による

一 水及び鉱煙の處理

二 土地の掘削

第三条の二第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に

(経済産業省設置法の一部改正)
二条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九
十九号)の一部を次のように改正する。
第十二条第二項中「第四十八号」の下に「、第
五十九号」を加え、「並びに鉱山における保安の
確保に関する事務」を削る。

附
見

行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第八項まで及び第九項から第十一項まで、第五条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

に改め、同条第一項中「鉱山保安監督部」を「産

業保安監督部」に改め、同条第二項中「那覇鉱山保安監督事務所」を「那覇産業保安監督事務所」に改め、同条第三項中「鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」を「産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所」に、「鉱山における保安」を「産業保安」に改め、同条第四項及び第五項中「鉱山保安監督部」を「産業保安監督部」に改め、同条第六項及び第七項中「那覇鉱山保安監

「督事務所」を「那覇産業保安監督事務所」に改め
る。

第二十二条(見出しを含む)中「鉱山保安監督部」を「産業保安監督部」に、「鉱山保安監督署」を「産業保安監督署」に改める。

附則第二項中「鉱山保安監督部」を「産業保安

法律案及び同報告書

七

施行の際当該申請に係る認可又は不認可の処分がされていないものは、新鉱山保安法第十三条第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、新鉱山保安法第十三条第二項中「前項の規定による届出」とあるのは「鉱山保安

画」と、新鉱山保安法第十五條中「第十三條第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「旧認可申請に係る施設」とする。

2 この法律の施行前に旧鉱山保安法第八条第一項の規定により認可を受けた工事の計画(新鉱

法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律
(平成十六年法律第
一〇二号)。以下「改正法」と
いふ。附則第三条第一項の規定により改正法に
よる改正後の鉱山保安法第十三条第一項の規定
によりされた届出とみなされた改正法による改
正前の鉱山保安法第八条第一項の規定によりさ
れている認可の申請(以下「旧認可申請」とい
う。)と、「その届出」とあるのは「その旧認可申
請」である。山保安法第十三条第一項の規定により届出な
ければならない工事の計画に該当するもので
あって、この法律の施行の際当該工事の計画に
係る施設についてその設置又は変更が完了した
ときに行う旧鉱山保安法第九条の規定による検
査に合格していないものに限る。)は、新鉱山保
安法第十三条第一項の規定により届出がされた
工事の計画とみなす。この場合において、新鉱

「請」と、同条第三項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧認可申請」と、「当該届出」とあるのは「当該旧認可申請」と、同条第四項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧認可申請」と、「その届出」とあるのは「その旧認可申請」と、同条第五項中「第一項の規定による届出」と、同条第五項中「第一項の規定による届出」とあるのは「旧認可申請」と、「当該届出」とあるのは「当該旧認可申請」と、新鉱山保安法第十四条第一項中「前条第一項の規定による届出に係る特定施設」とあるのは「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第三条第一項の規定により改正法による改正後の鉱山保安法第十三条第一項の規定による届出がされた工事の計画とみなされた改正法による改正前十四条第一項中「前条第一項の規定による届出

に係る特定施設」とあるのは「旧認可申請に係る施設」と、同条第二項中「特定施設」とあるのは

「施設」と、同項第一号中「前条第一項の規定に

による届出をした工事の計画(同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたもの)を含む。)とあるのは、旧認可申請をした工事の計

段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたも

す。この場合において、当該届出に係る保安規程は、この法律の施行の時にその効力を生ずる。

第一項本文に規定する鉱業権者がこの法律の施行前に旧鉱山保安法第十条第四項の規定により受けた認可に係る保安規程は、この法律の施行の時にその効力を失う。

第一項ただし書の規定により新鉱山保安法の承認を受けた鉱業権者及びこの法律の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者(同項本文に規定する鉱業権者を除く。)に関する新鉱山保安法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「保安規程を定め」とあるのは、「平成十七年九月三十日までに保安規程を定め」とし、同条第三項の規定は適用しない。

第二項及び第三項の規定は、前項の保安規程に準用する。

第一項本文に規定する鉱業権者が同項の規定により保安規程を定める場合には、旧鉱山保安法第十九条の規定による保安委員会の議に付されなければならない。ただし、次項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

10 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正す

をそれぞれ選任することができる。

おいて鉱業に従事する労働者は、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第三十一条第一項の規定の例により、鉱山労働者代表を選任

2 この法律の公布の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者は、前項の規定により保安統括者若しくは保安管理者若しくはこれらの者の代理人又は

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務執行に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為

し、当該鉱業権者を経由して鉱山保安監督部長に届け出ることができる。この場合において、前項中「旧鉱山保安法第十九条の規定による保

作業監督者を選任したときは、この法律の施行前においても、新鉱山保安法第二十二条第四項（第二十六条第二項において準用する場合を含

者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各項の罰金刑を科する。

安委員会の議に付さなければならぬ」とあるのは、「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一
部を改正する法律(平成十六年法律第 号)
附則第四条第十項の規定による届出に係る広

む)又は第二十四条第一項の規定の例により
鉱山保安監督部長に届け出ることができる。
3 この法律の施行前に前項の規定によりされた
届出は、施行日からして新広山保安法第二十二

第七条 経済産業大臣は、この法律の施行前にても、新鉱山保安法第五十二条第一号に規定する経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、中央広山保安協議会の議に付する。

労働者代表の意見を聽かなければならぬ」として、同項の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

居山の旅行日において、新録し仕事場第二二二条第四項、第二十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第一項の規定によりされた届出とみなす。

(中央鉱山保安協議会に係る経過措置) とができる。

11 経済産業大臣は、第二項の規定による調査の結果に照らして第一項の規定により届け出られた保安規程の内容が保安のため適当でないと認めた

第六条 附則第四条第十一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下

四十三条第一項の規定により任命された委員である者は、施行日に、新鉱山保安法第五十四条第一項の規定により中央鉱山保安協議会の委員長

めると、その他の保安のため必要があると認めるときは、この法律の施行前においても、鉱業権者に対し、当該保安規程の変更を命ずることが

の罰金に処する。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第五十五条第一項の規定にかかわらず

できる。
(保安統括者等の選任及び届出)

一 附則第四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

す、同日における旧鉱山保安法第四十三条第一項の規定により任命された中央鉱山保安協議会

第五条 この法律の公布の際現に鉱業を営んでい
る鉱業権者は、この法律の施行前においても、
新鉱山保安法第二十二条第一項若しくは第三
項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項の
規定の例により、保安統括者若しくは保安管理
者若しくはこれらの者の代理人又は作業監督者

二 附則第四条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三 附則第四条第九項の規定に違反した者

四 前条第二項の規定による届出をする場合に

の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

官 報 (号 外)

施行日に、新鉱山保安法第五十六条第一項の規定により会長として互選され、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として

第九条 次に掲げる法律の規定中「経済産業局長」を「産業保安監督部長」に改める。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十)

九号)第四十九条第一項及び第二項並びに第

五十七條第一項

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百

四号)第七十三条及び第七十九条

三 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十

九号) 第十二条の二

四 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する

る法律（昭和五十四年法律第三十三号）第九条

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号イ中「第四条第
さい

「二号」を「第八条第一号」に、「鉱滓」を「鉱さい」

に改める。

附則第十五条第五項第一号中「第四条第二号」

を「第八条第一号」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第十一章 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十

九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「左の」を「次の」に、
「に」を

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

〔いすれかに〕に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十二条第二項、第二十四条又は第二十四条の二」を〔昭和二十四年法律第七十号〕第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条に改め、同号を同条第五号とする。

第六十三条第三項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改める。

第八十三条第一項中「左の」を「次の」に、「〔いすれかに〕に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十二条第二項、第二十四条又は第三十四条の二」を〔第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条〕に改め、同号を同項第四号とする。

〔ガス事業法の一部改正〕

第十二条 ガス事業法〔昭和二十九年法律第五十一号〕の一部を次のように改正する。

第三十七条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十七条の三第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「添附」を「添付」に改める。

第三十七条の四及び第三十七条の五第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十七条の六第一項中「事由」を「理由」に改め、「何人に対しても」を削り、「における」の下に「一般の需要に応ずる」を加える。

第三十七条の六の中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十七条の七第一項中「これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業局長」と」を削り、同条第三項中「事業(第三十七条の二)」を「事業(第三十七条の二)に改め、「同条第一項から第三項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業局長」と」を削る。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「又は経済産業局長」を削る。

第四十九条第一項及び第五十一条中「又は経済産業局長」を削る。

第五十二条の二中「経済産業局長」の下に「又は産業保安監督部長」を加える。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

第三十三条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第八条」を「第十三条第一項」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第十四条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律

第三十号の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「鉱山保安法」を「鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)第一条の規定による改正前の鉱山保安法」に改め、「者が」の下に「この法律の施行の際」を、「講すべき」の下に「であつた」を加える。

(じん肺法の一部改正)

第十五条じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「鉱山保安監督部」を「産業保安監督部」に改める。

(電気用品安全法等の一部改正)

第十六条次に掲げる法律の規定中「経済産業局长」の下に「又は産業保安監督部長」を加える。

一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第五十六条

二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第一百四十四条

三 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十三条の二

第十七条液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条中「経済産業局長」を「産業保安監督部長」に改める。

第九十五条中「経済産業局長」の下に「又は産業保安監督部長」を加える。

(大気汚染防止法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設」を「第十三条第一項の経済産業省令で定める施設」に改める。

一大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十

七号)第二十七条第二項

二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第二十一条第一項

三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第一百三十八号)第二十三条第二項の表第一号

四 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)

第十八条第一項

五 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第一項

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項

七 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第三十五条第一項の表第一号

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十九条 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「経済産業局長に行なわせる」を「産業保安監督部長に行わせる」に改める。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第二十条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第二十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

十九条第二項に、「第四条」を「第八条」に改め

る。

第五条第一項中「第四条」を「第八条」に、「鉱

山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改

め、同条第三項から第六項までの規定中「鉱山

保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め

る。

第七条第一項中「第四条」を「第八条」に、「鉱

山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改

め、同条第四項中「鉱山保安監督部長」を「産業

保安監督部長」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「鉱山保安監督

部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条第四

項中「第二十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十三条第二項中「第三十二条の二」を「第四

十四条」に改める。

第十四条第三項中「鉱山保安監督部長」を「産

業保安監督部長」に改める。

第十五条第一項中「鉱山保安監督部長」を削

る。

第三十六条第一項中「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に、「第二十二条第二項」を「第三十二条第一項」に、「第二十二条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、「同法第二

十四条の二第二項及び第二十五条第一項中「命

ずることができる」とあるのは「命ずることができ

る」とあるのは「命ずることができる。この場合

において、次項の規定は、適用しない」とを削

り、「第二十六条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第二十九条」を「第四十二条」に改める。

第十七条第一項中「第二十二条第二項、第二

十四个方面に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発

に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十

一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第八号中「第二十二条第二項、第二

十四个方面に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発

に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十

一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第八号中「第二十二条第二項、第二

十四个方面に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発

に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十

一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第八号中「第二十二条第二項、第二

十四个方面に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発

に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十

一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第三十二条の二」を「第三

十三条の二」に改める。

第二十三条第一項中「鉱山保安監督部長」を削

る。

第四十八条第一項中「第七条、第二十三条、第三十

一条の二及び第四十八条第一項」を「第十一条、二」を「及び第十二条」に、「鉱山保安監督部長」を「産業保安監督部長」に改め、同条第二項を削

る。

の二第四項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十二条第二項、第二十三条の二、第二十四条の二第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十九条、第三十一条の三第三号及び第四号、第三十六条並びに第四十条第二項を「第十三条第一項及び第三項から第五項までの規定、第十五条、第二十二条第四項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第二項、第三十五条から第三十八条までの規定、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十四条第一項及び第三项、第四十五条第一号及び第二号並びに第四十八条に、「第九条の二第二項」を「第十七条第二項」に、「同法第二十二条第二項」を「同法第三十三条第二項」に改め、「同法第二十四条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項、第二十九条を「同法第三十九条第一項」に、「同法第二十九条を「同法第四十二条」に改め、「第四十条第二項中「地方協議会」とあるのは「中央協議会」と」を削る。

第三十九条の二第一項中「中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)」を「鉱山保安法第五十一条の中央鉱山保安協議会」に改め、同

項第一号中「第四十条」を「第五十一一条」に改め、
同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号と
し、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項
から第五項までを削る。

(地価税法の一部改正)

第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。

土地等へ地価税法第二条第一号に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前の各年の課税時期において、施行日前にされた旧鉱山保安法第八条第一項又は第二項の認可又は届出に係る施設の用に供されていていた土地等については、なお従前の例による。

(政令委任)
第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

五条の二第一項、第二十五条の三、第二十六条
第一項、第二十九条、第三十一条の三第三号及び
第四号、第三十六条並びに第四十条第二項」
を「第十三条第一項及び第三項から第五項まで
の規定、第十五条、第二十二条第四項、第二十
三条第一項、第二十四条第一項、第三十一条第
一項、第三十三条第二項、第三十五条から第三

(地価税法の一部改正)
第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第二第二号口中「第八条第一項又は第二項(施設計画の認可、届出等)の認可又は」を「第十三条第一項(工事計画)」に改める。
(地価税法の一部改正に伴う経過措置)
二十四条 前条の規定による改正後の地価税法

は第二項の認可又は届出に係る施設の用に供されていいた土地等については、なお従前の例による。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

一条、第四十二条、第四十四条第一項及び第三
項、第四十五条第一号又は第二号並びに第四十

別表第二第一号の規定は、施行日以後の各年の課税時期（同法第二条第四号に規定する課税時

第三十九条第一項に改める

一 議案の目的及び要旨

項」に、「同法第二十二条第二項」を「同法第三十

て、施行日以後にされる新鉱山保安法第十三条第一項の届出並びに附則第三条第一項の規定に

の法律(これに基づく命令を含む)。以下この

第二十三條 第二十二十三條の二

される旧鉱山保安法第八条第一項の認可の申

続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの

定は適用しない」と「を削り、「同法第二十六条

法第十三条第一項の届出がされた工事の計画と

則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそ

二十九条」を「同法第四十二条」に改め、「第四

条第一項の認可、附則第三条第三項の規定により新滋山保安法第十三条第一項の届出とみなさ

(罰則の適用に関する経過措置)

講会」とを贈る

第二十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

卷之三

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

鋸山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

を義務付けるとともに、鉱山労働者の保安活動への積極的な参画を促すために、従来の保安委員会制度に加え、保安委員会の機能を代替する鉱山労働者代表制度等を設けること。

(二) 鉱山において使用する機械器具等の経済産業大臣による検定や鉱山特有の国家試験制度を廃止するとともに、鉱業用施設に係る認可制を届出制に変更する等、一律・事前規制について整理・合理化を行うこと。

2 経済産業省設置法の一部改正

鉱山保安法の改正により、鉱山保安に係る規制が他の産業保安規制と同様の事後規制を主体とする体系となることに伴い、鉱山保安行政とその他の産業保安行政を一体のものとして実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組し、所掌事務を変更すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十七年四月一日から施行すること。

本案は、民間の自主性を活かした鉱山保安確保への取り組みを可能とともに、地域の現場における鉱山保安行政とその他の産業保安行政を一体的に実施するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年五月二十八日

経済産業委員長 根本 匠

〔別紙〕

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、民間の自主性を活かした新たな鉱山保安への取組みによって更なる保安水準の向上を図ることとともに、より効率的な産業保安行政を推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

右の議案を提出する。
平成十六年六月一日
提出者

青少年問題に関する特別委員長 武山百合子

一 新たな鉱山保安制度の導入に際し、制度の内容や法の運用方針を鉱業権者等に明確に示し、鉱山の現場において適正な安全管理が実施されるよう万全を期すとともに、中小零細規模の鉱山の事情等に配慮した運用に努めること。

二 鉱山において鉱業権者と鉱山労働者が一体となつた安全確保のための取組みが継続的に行われ、これらの活動を通じて蓄積された技術や知識の活用によつて、より高い次元での鉱山保安体制が確保されるよう、海外の先進的な事例も参考にしつつ、必要な監督・指導及び啓発に努めること。

三 本改正により地域における産業保安行政全般が産業保安監督部において行われることとなる

のを契機として、地方自治体と更に連携して産業保安行政の実効性を高めるよう努めること。
また、産業保安監督部については効率的な組織運営を行ふとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。

四 鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。

第四条中「三年」を「五年」に、「百万円」を「三百万円」に改める。
第五条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「千万円」に改め「五年」を「七年」に、「五百万円」を「三千百萬円」に改める。

第六条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「千万円」に改め「五年」を「七年」に、「五百万円」を「三千百萬円」に改める。

第七条の見出しを「(児童ポルノ提供等)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項に後段として次のように加える。

第一項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
第七条第二項を同条第五項とし、同条第一項中「頒布し、販売し、業として貸与し」を「不特定若人」に改め、同条第三項中「ビデオテープ」を「電磁的記録」に改め、「の擁護に資する」を「を擁護する」に改める。

しくは多数の者に提供しに、「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項に後段として次のように加える。

電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいすれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録

した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

第七条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

児童ボルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいすれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができると方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ボルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいすれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ボルノを製造した者も、第一項と同様とする。

第八条第一項中「第二条第三項第一号、第二号

若しくは第三号の」を「第二条第三項各号のいすれかに掲げる」に改める。

第十一条中「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、等に改める。

第十四条第一項及び第二項中「頒布等」を「提供等」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、この法律の施行の日又は犯罪の

国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)の施行の日のいすれか遅い日から施行する。

(検討)

第一条 児童買春及び児童ボルノの規制その他の

児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に

関する法律の施行状況、児童の権利の擁護に關

理 由

児童買春及び児童ボルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等にかんがみ、これらの行為が強い非難に値することをより

する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二第二十一号を削る。

第一条 この法律において「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

2 この法律において「特定船舶」とは、次に掲げる船舶のうち次条第一項の閲議決定で定めるものをいう。

一次条第一項の閲議決定で定める特定の外国(以下「特定の外国」という。)の国籍を有する船舶

に、その处罚の範囲を広げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成十六年六月一日

提出者

国土交通委員長 赤羽 一嘉

るものと除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、特定の外国と

前二号の関係に類する特定の関係を有する船

(入港禁止の決定)

第三条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。

2 前項の閣議決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入港禁止の理由

二 特定の外国

三 特定船舶

四 入港禁止の期間

五 前条第二項第一号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

六 第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

3 第一項の閣議決定後、前項各号に掲げる事項の変更(当該閣議決定に基づく入港禁止の一部の実施の終了を内容とする変更を除く。)の必要が生じたときは、閣議において、当該閣議決定の変更を決定することができる。

(告示)

第四条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項の閣議決定があつたときは、直ちに、その内容

を告示しなければならない。

(国会の承認)

第五条 政府は、前条の規定による告示があつたときは、当該告示の日から二十日以内に国会に付議して、第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく入港禁止の実施につき国会の承認を求めるなければならない。ただし、国会が閉会中の場合は、當該告示の日から二十日以内に国会に付議して、第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく入港禁止の実施につき国会の承認を求めるなければならない。ただし、国会が閉会中の場合は、當該告示の日から二十日以内に国会に付議して、第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく入港禁止の実施につき国会の承認を求めるなければならない。

第六条 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該議決に係る入港禁止の実施を終了させなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第七条 第三条第一項又は第三項の閣議決定後、當該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が當該閣議決定に基づく入港禁止の全部若しくは一部の実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、當該入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを決定しなければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第八条 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

第九条 第六条第一項の規定に違反した船長は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

禁錮の刑を科す。ただし、當該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、當該入港禁止の場合は、當該特定船舶の船長は、當該閣議決定で定める期間が開始された際現に當該閣議決定で定める

特定船舶が本邦の港に入港している場合においては、當該特定船舶の船長は、當該閣議決定で定める期日までに、當該特定船舶を本邦の港から

は人道上の配慮をする必要があることその他のやむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の特別の事情は、閣議において、決定する。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その内容を告示しなければならない。

(入港禁止の終了)

過した日から施行する。

2 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるとときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずるものとする。

理由

近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 倉田 寛之

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律

第一条 地方公務員法の一部改正

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百

(修学部分休業)

第二十六条の二 任命権者は、職員(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、

一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「修学部分休業」という。)を承認することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

第三十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 職員が第一項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(高齢者部分休業)

第二十六条の三 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日(第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をい

う。以下この項において同じ。)から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼつた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週

間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

第三十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 職員が第一項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(人事行政の運営等の状況の公表)

第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)を任期付職員(第五十九条第一項に規定する法律の一部改正)に改める。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職務に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期付職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職務に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期付職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職務に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期付職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職務に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期付職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職務に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期付職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しつて「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の第三項中「人事委員会」を「人事委員会(地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行ふこととされた公平委員会)を含む。」い。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第六項に改める。

<p>1 地方公務員法の一部改正に関する事項</p> <p>(一) 人事機関に関する事項</p> <p>(1) 人事委員会及び公平委員会の事務として、人事管理に関する職員の苦情を処理することその他の事務を追加すること。</p> <p>(2) 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができるものとすること。</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の委員は、当該地方公共団体の執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を兼ねることができるものとすること。</p> <p>(4) 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、二人の委員が出席すれば会議を開くことができるものとすること。</p> <p>(5) 競争試験等を行うこととされた公平委員会を置く地方公共団体は、当該公平委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置くことができるものとすること。</p> <p>(二) 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する事項</p> <p>(1) 任命権者は、職員(臨時に任用される職員等一定の職員を除く。)において</p>	<p>同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(3)において「修学部分休業」という。)を承認することができるものとする。</p> <p>(3) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から最も五年をさかのぼった日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(3)において「高齢者部分休業」という。)を承認することができるものとすること。</p> <p>(4) 又は(2)による承認の失効、勤務しない場合の給与の減額等修学部分休業又は高齢者部分休業に関する所要の規定を設けること。</p> <p>(三) 研修に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>(一) 定義に関する事項</p> <p>「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいうものとすること。</p> <p>(二) 職員の任期を定めた採用に関する事項</p> <p>(1) 任命権者は、職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限つて従事させることが公務の能率的運</p>
<p>2 地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、毎年、(1)による報告を取りまとめ、その概要及び(2)による報告を公示しなければならないものとすること。</p> <p>(3) 地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、毎年、(1)による報告を取りまとめ、その概要及び(2)による報告を公示しなければならないものとすること。</p> <p>(四) 人事行政の運営等の状況の公表に関する事項</p> <p>(一) 任命権者は、法律により任期を定めて每年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(2) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から最も五年をさかのぼった日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(3)において「高齢者部分休業」という。)を承認するところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(三) 短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する事項</p> <p>(1) 任命権者は、短時間勤務職員を(1)の(1)の業務に従事させることができ公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとすること。</p> <p>(2) 任命権者は、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、又は繁忙時における提供体制を充実する等の場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることができ公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職</p>	<p>營を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができるものとすること。</p> <p>(1) 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(2) 任命権者は、法律により任期を定めて毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(3) 地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、毎年、(1)による報告を取りまとめ、その概要及び(2)による報告を公示しなければならないものとすること。</p> <p>(4) 人事行政の運営等の状況の公表に関する事項</p> <p>(一) 任命権者は、法律により任期を定めて毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(2) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日から最も五年をさかのぼった日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(3)において「高齢者部分休業」という。)を承認するところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならないものとすること。</p> <p>(三) 短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する事項</p> <p>(1) 任命権者は、短時間勤務職員を(1)の(1)の業務に従事させことができ公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとすること。</p> <p>(2) 任命権者は、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、又は繁忙時における提供体制を充実する等の場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることができ公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職</p>
<p>3 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>八三</p>	<p>は、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができるものとすること。</p> <p>(1) 任命権者は、職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限つて従事させることができ公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職</p>

員を任期を定めて採用することができるものとすること。

(3) 任命権者は、職員が育児のための部分休業の承認等を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることができ当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとすること。

四 任期に関する事項

(一) 又は(二)により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、三年(特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあっては、五年。)を超えない範囲内で任命権者が定めるものとすること。

(五) その他

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

(一) 1の(一)(3)及び(4) 公布の日

(二) 1の(一)(1)、(3)及び(4) 平成十七年四月

地の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年六月一日

総務委員長 佐田玄一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

第一条第一項中「五十三万四千八百二十二人」を「三十三万九百八十四人」に改める。

四年法律第二十三号の一部を次のようにより改正する。

(一) その他

(二) 短時間勤務職員に対し、給料、手当及び旅費を支給するものとすること。

二 議案の可決理由

地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十六年六月一日

総務委員長 佐田玄一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

短時間勤務職員について地方公務員法第二十二条第一項の規定による条件付採用の適用があるものとすること等所要の規定の整備を行うこと。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

平成十六年四月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 倉田 寛之

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律第一条第一項に規定する定員の総数の最高限度を、三十三万九百八十四人としようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、改定後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用することとしている。

二 厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、新たな行政需要の変化に対応し、行政サービスを向上させるため、真に必要な部門には適切な組織及び定員を措置すること。

三 定員配置の適正化を推進するに当たり、省庁を越える配置転換等の活用が必要な場合は研修、訓練等を適切に実施することとし、本人の意に反する免職を行わないよう努めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。

二 議案の可決理由

国立学校の法人化等を踏まえ、国の行政機関の職員の定員の総数の最高限度を引き下げようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべき

四 社会保険料徴収業務等地方でも対応可能な業

務については、地方の行政機関に移すことを検討するよう努めること。

五 行政組織及び定員の減量・効率化を進めるためには、同時に公務員制度の充実が必要である

ことには、かんがみ、公務員制度改革においては、公務員の労働基本権の在り方についても職員団体と十分議論するよう努めること。

六 行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社についても役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

際約束の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

この協定は、

(e) 「権限のある当局」とは、日本国について

は、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国医療保険制度を管轄する政府機関をい

い、合衆国については、社会保障庁長官をい

う。

(f) 「実施機関」とは、日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国医療保険制度の実施に責任を有する保険機関

(その連合組織を含む。)をいい、合衆国につ

いては、社会保障庁をいう。

(g) 「保険期間」とは、日本国については、日本国法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げ

る日本国年金制度に関するものによる保険料納付期間及び日本国法令において給付を

受ける権利の確立に際して考慮されるその他

の期間をいい、合衆国については、合衆国

法令により加入四半期として付与される期間

又は合衆国法令による給付を受ける権利を確立するために用いることができる同等の期間をいう。

(h) 「給付」とは、いづれか一方の締約国法令に定める給付をいう。

(i) 「法令」とは、日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国医療保険制度に関する日本国法律及び規則をい

う。

(j) 「合衆国」とは、日本国については、日本国国籍に関する法律にいう。

(k) 「国民」とは、日本国については、日本国

合衆国領バージン諸島、グアム、合衆国領サモア及び北マリアナ諸島をいう。

(l) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国及びアメリカ合衆国は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、
(a) 「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

(b) 「領域」とは、日本国については、日本国のが領域をいい、合衆国については、合衆国の諸州、コロンビア特別区、プエルトリコ、合衆国領バージン諸島、グアム、合衆国領サモア及び北マリアナ諸島をいう。

(c) 「国民」とは、日本国については、日本国国籍に関する法律にいう日本国民をいい、合衆国については、移民国籍法(その改正を含む。)第一百一条に定義された合衆国の国民をいう。

(d) 「合衆国」とは、日本国については、次条1に

掲げる日本国年金制度及び日本国医療保険制度に関する日本国法律及び規則をい

う。

(e) 「合衆国」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国については、
次の日本国年金制度について適用する。
(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(iii) 国家公務員共済年金

1 日本国については、
この協定は、
(a) 次の日本国年金制度について適用する。
(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(iii) 国家公務員共済年金

2 この協定の適用上、この協定において定義された用語は、各々の締約国法令において定められた用語を有するものとする。
(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
(ii) 船員保険法(雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。)(昭和十四年法律第七十三号)
(iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
(iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

官 報 (号外)

(v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)	することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。
(vi) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	ただし、この協定の適用上、第三条、第五条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条(3を除く。)及び第十七条の規定は、日本国の医療保険制度には適用しない。
2 合衆国については、連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する次の法律及び規則(その改正を含む。)について適用する。	2 一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する規定で障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国法令の規定に影響を及ぼすものではない。
(a) 社会保障法第二編及びこれに関する規則(同編第二百二十六条、第二百二十六A条及び第二百二十八条並びにこれらに関する規則を除く。)	3 2の規定は、雇用者により一方の締約国領域から第三国領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国領域から他方の締約国領域に派遣される場合にも適用される。
(b) 千九百八十六年の内国歳入法第二章及び第二十一章並びにこれらに関する規則	4 一方の締約国法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、この規定は、日本国領域外に通常居住する場合には、その派遣の期間が五年を超えるも

1 一方の締約国法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住す	1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いざれか一方の締約国領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国法令のみを適用する。
第三条	2 5から7までの規定に従うことを条件として、一方の締約国法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、当該一方の締約国領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、この規定は、日本国領域外に通常居住する場合には、その派遣の期間が五年を超えるも
1 一方の締約国法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住す	3 2の規定は、雇用者により一方の締約国領域から第三国領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国領域から他方の締約国領域に派遣される場合にも適用される。
第三条	4 一方の締約国法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、この規定は、日本国領域外に通常居住する場合には、その派遣の期間が五年を超えるも

1 一方の締約国法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住す	1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いざれか一方の締約国領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国法令のみを適用する。
第三条	2 5から7までの規定に従うことを条件として、一方の締約国法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、当該一方の締約国領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、この規定は、日本国領域外に通常居住する場合には、その派遣の期間が五年を超えるも
1 一方の締約国法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住す	3 2の規定は、雇用者により一方の締約国領域から第三国領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国領域から他方の締約国領域に派遣される場合にも適用される。
第三条	4 一方の締約国法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、この規定は、日本国領域外に通常居住する場合には、その派遣の期間が五年を超えるも

官報 (号外)

(c) (a) の規定に従うことを条件として、日本国 の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者が合衆国の領域内において就労するために派遣される場合には、日本国 の法令のみを適用する。

8 日本国の権限のある当局又は実施機関及び合衆国の権限のある当局は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国 の法令が適用されることを条件として、この条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

9 日本国の領域内において就労する者であつて、2、4、6、7 (b) 又は8の規定により合衆国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。

ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

この条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。2及び4の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において通常雇用されている者又は

通常日本国の領域内において自営業者として就労する者が、第二条1 (a) (i) から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

合衆国については、次の規定を適用する。

1 合衆国の法令により六加入四半期以上の保険期間を有するが、合衆国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、合衆国の実施機関は、日本国の法令により付与された保険期間であつて、合衆国の法令により既に付与された保険期間と重複しないものを考慮する。

2 1の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、合衆国の実施機関は、合衆国の法令に従い、日本国の法令により付与された三箇月の保険期間(日本国の実施機関により証明されたものに限る。)と一加入四半期を付与する。その結果生じた三箇月に満たない残余の保険期間は、一加入四半期として考慮する。ただし、合衆国の法令により既に加入四半期が付与された暦四半期に対しても、いかなる加入四半期も付与しない。この2の規定により付与される合衆国の法令により既に加入四半期が付与された加入四半期及び合衆国の法令により既に付与された加入四半期の総数は、一暦年について四

通常日本国の領域内において自営業者として就労する者として一箇月以上の保険期間を有していること又は合衆国の法令による一加入四半期以上の保険期間を有していることを条件として、第三号被保険者としての保険期間に最大限十一加入四半期を付与する。

第五条

3 合衆国の法令による給付を受ける権利が1の規定に基づいて確立される場合には、合衆国の実施機関は、合衆国の法令に従い、次のもに基づいて比例分配された基本年金額を算定する。

日本国については、次の規定を適用する。

1 (a) 合衆国の法令にのみ従つて算定されたその者の平均収入

(b) 合衆国の法令に従つて決定された生涯保険期間の長さに対する合衆国の法令によるその者の保険期間の長さの比率

合衆国の法令により支払われる給付は、比例配分された基本年金額に基づいて行う。

4 1の規定の適用により確立された給付を受けた権利については、当該規定を適用することなく当該給付と同等以上の給付を受ける権利を確立するために十分な合衆国の法令による保険期間を取得したときは、消滅する。

5 1及び2の規定の適用上、日本国の法令により付与される保険期間には、日本国の法令による保険料納付期間及び日本国の法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間を含む。ただし、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に認められる合算対象期間及び国民年金における第三号被保険者としての保険期間を除く。第二文の規定にかかるらず、合衆国の実施機関は、被保険者が第三号被保険者としての保険期間の前及び後の双方に、第一号被保険者若しくは第二号被保

社会安全保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

官報 (号外)

10 この条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。2及び4の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において通常雇用されている者又は

日本国について、日本国民の年金の特例死亡一時金

(ii) 各共済年金の特例死亡一時金

(iii) 各共済年金の障害一時金

(iv) 厚生年金保険の外国人脱退一時金及び各共済年金の外国人脱退一時金

(v) 厚生年金保険の脱退手当金及び各共済年金の脱退一時金

(vi) 各共済年金の特例死亡一時金

(vii) (i) から(vi)までに掲げる給付と同様のその他の給付であつて、この協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によつて合意されるもの

2

(a) の規定の適用に当たつては、

日本国の実施機関は、各暦年について、合衆国の法令により当該暦年に付与された一加入四半期(合衆国の実施機関により証明されたものに限る。)ことに三箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間は、月を単位として、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を除き、当該暦年において最初の月から始まる順序で割り当てる。ただし、日本国の法令による個々の給付を受ける権利の確立に必要な場合には、当該付与される保険期間の月は、当該暦年において最後の月から始まる逆の順序で割り当てる。この(a)の規定により割り当てられた保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b) (a) の規定により日本国の実施機関により付与されることとなる合衆国の法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及び国民年金における第二号被保険者としての保険期間として考慮する。

3 (a) 日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、次のいずれかのときは、当該年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

4 1 (a) 又は3 (a) の規定の適用により日本国の法令による給付を受ける権利が確立される場合には、5から9までの規定に従うことと条件として、日本国の実施機関は、日本国の法令に従つて当該給付の額を計算する。

5 障害基礎年金その他の保険期間にかかるらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1 (a) 又は3 (a) の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

6 日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金(当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該年金の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に関しては、当該年金を受ける権利がこの3の規定を適用しなくとも確立される場合には、この3の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

7 5及び6の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間(障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

(a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間(千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。)

(b) (a) に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c) 障害が認定された日の属する月又は死亡し

する当該給付が支給される年金制度における保

(i) 初診日又は死亡日が属する暦四半期までの八暦四半期中に合衆国の法令による四加入四半期以上の保険期間を有するとき。

(ii) 初診日又は死亡日が属する暦四半期までの十三暦四半期中に合衆国の法令による六加入四半期以上の保険期間を有するとき。

8 5及び6の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、5に規定する保険料納付期間又は6に規定する保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。

9 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合には、6及びこの8に規定する計算方法は適用しない。

10 1 (a) この規定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

第七条

11 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定す

官 報 (号 外)

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第八条

両締約国のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。権限のある当局及び実施機関が援助を行うのに要する通常の人事費及び業務上の経費は、無償とする。

第九条

一方の締約国のある当局又は実施機関は、第七条(a)の規定により合意する措置に従い、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国のある当局又は実施機関に伝達する。

一方の締約国は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

1 一方の締約国の法令(日本国については、他の法律及び規則を含む。)において、当該一方の

締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に

関する規定があるときは、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

3 一方の締約国の実施機関により真正かつ正確な謄本であることが証明された文書の謄本については、更なる証明を要することなく、他方の締約国の実施機関により真正かつ正確な謄本として認容される。提出される証拠文書(提出元を問わない。)の証明力については、当該謄本を受領する実施機関が最終的に判断する。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、これは遅滞なく他方の締約国のある

手続及び法令に従つて取り扱う。

5 第五条及び第六条の規定は、この協定の効力発生の日以後に申請が提出される給付についてのみ適用する。

6 この協定の適用の結果として、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

7 第十三条

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

8 第十四条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違に連絡することができる。この連絡は、両締約国

のそれぞれの言語により行うことができる。

9 第十五条

この協定は、その効力発生前には給付を受けた者の権利を確立させるものではない。また、この協定は、合衆国については、その効力発生前に死亡した場合の死亡一時金を受ける権利についても確立させるものではない。

10 第十六条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

11 第十七条

この協定は、いづれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月末日まで効力を有する。

第十一条

1 一方の締約国の法令による書面による給付の法律及び規則を含む。)において、当該一方の

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日に当該一方の提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

3 第四条2又は4の規定の適用に当たつては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日より確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、これは遅滞なく他方の締約国のある

手続及び法令に従つて取り扱う。

5 第五条及び第六条の規定は、この協定の効力発生の日以後に申請が提出される給付についてのみ適用する。

6 この協定の適用の結果として、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

7 第十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

8 第十四条

この協定は、いづれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月末日まで効力を有する。

9 第十五条

この協定は、その効力発生前には給付を受けた者の権利を確立させるものではない。また、この協定は、合衆国については、その効力発生前に死亡した場合の死亡一時金を受ける権利についても確立させるものではない。

10 第十六条

この協定は、いづれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月末日まで効力を有する。

11 第十七条

この協定は、いづれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月末日まで効力を有する。

12 第十八条

この協定が1の規定に従つて終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受

も考慮する。

ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年二月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成至つたので、平成十六年二月十九日にワシントンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関する法令の適用について日本国とアメリカ合衆国との間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣される被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること、並びに年金受給権の確立のために必要とされる資格期間の計算に際して、相手国の制度に加入していった期間を自国の制度に加入していた期間と通算することにより年金受給権を確立することを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関する法令が適用される二重適用の問題、並びに就労期間が短いために保険期間が就労国の年金の受給に必要な資格期間を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民

にとつて大きな負担となつてゐることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を

締結することでアメリカ合衆国側と一致し、平成十二年十一月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的合意を見るに

ついては、連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する社会保障法及び内国歳入法に適用すること。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関して、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とするこ

と。

二 本件の議決理由

3 一時的に相手国に派遣される被用者等(第三国領域を経由する被用者等も含む)の場合には、派遣の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に取り扱うこと。

4 派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、相手国の権限のある当局又は実施機関は、引き続き当該相手国の法令の適用を免除することができる。

5 自国の年金給付を受ける権利を確立するためには、相手国の保険期間の計算に際して、相手国の保険期間も自国の保険期間と通算することにより、自国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受けける権利の確立を図ること。

6 給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の

一 本件の目的及び要旨

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定について承認を求めるの件 の件 参議院送付)に関する報告書

我が国とアメリカ合衆国との間では、企業等により相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度及び医療保険制度への強制加入に関する法令が適用される二重適用の問題、並びに就労期間が短いために保険期間が就労国の年金の受給に必要な資格期間を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民

要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月初日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

平成十六年六月一日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 米澤 隆

右報告する。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 倉田 寛之

官報 (号外)

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、日本国については、日本国

国籍に関する法律にいう日本国民をいい、大韓民国については、国籍法に定義された大韓

民国国民をいう。

(b) 「法令」とは、次条に掲げる年金制度に関する一方の締約国の法律及び規制をいう。ただし、法令には、一方の締約国が第三国との間

で締結した社会保障に関する条約その他の国際約束又はそれらの条約その他の国際約束の実施のために公布された法律及び規則を含めない。

(c) 「権限のある当局」とは、次条に掲げる年金制度を管轄する政府機関をいう。

(d) 「実施機関」とは、日本国については、次条に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)をい

い、大韓民国については、国民年金管理公団をいう。

(e) 「難民」とは、千九百五十一年七月二十八日

の難民の地位に関する条約第一条又は千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する議定書第一条にいう難民をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されて与えられている意味を有するものとする。

第二条

この協定は、次の年金制度について適用する。

(a) 大韓民国については、国民年金

(b) 日本国については、

(i) 国民年金(老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として國庫を財源として支給されるものを除く。)

(ii) 厚生年金保險

(iii) 國家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金

(v) 私立学校教職員共済年金

第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがあるすべての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族

者及び遺族に適用する。

第四条

1 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある当該一方の締約国の国民又は難民並びにこれらの者に由來する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものについては適用しない。ただし、こ

の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 第二条に掲げる年金制度への強制加入(以下「強制加入」という。)に関しては、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令に基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2 1の規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法令の規定に影響を及ぼすものではない。

3 1の規定は、大韓民国の法令による返還一時金には適用しない。

4 一方の締約国の法令による給付は、両締約国領域外の地域に通常居住する他方の締約国国民に対しては、当該地域に通常居住する当該一方の締約国国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

5 一方の締約国領域内に通常居住することを給付を受ける権利の取得又は給付の支払のための要件として定めた当該一方の締約国の法令の規定は、いずれかの締約国国民又は難民並びにこれらの者に由來する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものについては適用しない。ただし、こ

の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のための要件として定めた当該一方の締約国の法令の規定は、いずれかの締約国国民又は難民並びにこれらの者に由來する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国領域内に通常居住するものについては適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のための要件として定めた日本国法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第六条

1 強制加入に関しては、次条及び第八条の規定に従つことを条件として、第二条に掲げる一方の締約国の年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国に派遣された場合にも適用される。

3 強制加入に関しては、第二条に掲げる一方の締約国の年金制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、他方の締約国の領域内においての自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

の規定にいう派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、自國の法令の適用を免除する権限のある当局又は実施機関は、第九条の規定に従つて、引き続き自國の法令の適用を免除することができる。

第七条

強制加入に関しては、いづれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において船員として就労する者に対して、両締約国の法令が適用されることとなる場合には、その者が通常居住する領域の属する締約国の法令のみを適用する。

第八条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 強制加入に関しては、1の規定に従つことを条件として、一方の締約国の公務員又は一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するためには、その者が当該一方の締約国に派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者は特定の範囲の者にいづれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から前条までの規定の例外を認めることについて相互に同意することができる。

1 強制加入に関しては、日本国に領域内において就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により大韓民国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合を除き、日本国に法令は、適用しない。また、当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国に法令の適用の免除は、日本国に従つて決定する。

1 一方の締約国に権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国に下で収集された個人に関する情報(この協定の適用のために必要なものに限る)を当該一方の締約国その他の関連する法律及び規則に従つて他方の締約国に権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 強制加入に関しては、大韓民国の領域内において就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により日本国に法令の適用を受けるものに同伴する配偶者又は子が被用者又は自営業者として就労しない場合には、大韓民国の法令は、適用しない。

第十一條

両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意することができる。

強制加入に関しては、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申る。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響

を及ぼすものに限る)に關するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第十二条

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、そぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のためが適用されることは、第五条から前条までの規定の例外を認めることについて相互に同意することができる。

第十一条

1 強制加入に関しては、日本国に領域内において就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により大韓民国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合を除き、日本国に法令は、適用しない。また、当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国に法令の適用の免除は、日本国に従つて決定する。

1 一方の締約国に権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国に下で収集された個人に関する情報(この協定の適用のために必要なものに限る)を当該一方の締約国その他の関連する法律及び規則に従つて他方の締約国に権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国に権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国に下で収集された個人に関する情報(この協定の適用のために必要なものに限る)を当該一方の締約国その他の関連する法律及び規則に従つて他方の締約国に権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第十四条

1 この協定の実施に際して、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、相互に、及び関係者又はその代理人に対しても、各自の自國の言語により連絡することができる。ただし、一方の締約国による強制執行に直接結び付き得る文書を

4 1又は3の規定の適用に当たつては、これら

官報 (号外)

他方の締約国の領域内に通常居住する関係者は又

はその代理人に対して送付する場合には、当該

他方の締約国の言語による翻訳を添付すること

に努める。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十五条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第十六条

第六条1又は3の規定の適用に当たつては、これららの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第十七条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行なうことができる。この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末

日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年二月十七日にソウルで、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために
高野紀元

大韓民国のために

潘基文

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(参議院送付)に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国と大韓民国との間では、企業等により

相手国に一時的に派遣される被用者等について

両国の年金制度への強制加入に関する法令が適

用される二重適用の問題及び就労期間が短いために保険期間が就労地国との年金の受給に必要な

資格期間を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両

国と企業及び国民にとって大きな負担となつて

いることを踏まえ、両国の関係を更に増進する

観点から、これらの問題の解決を図ることを目

的とする協定を締結することで大韓民国側と一致し、平成十五年三月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十六年二月十七日にソウルにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について日本国と大韓民国との間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の一重負担の問題を解決することを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、日本国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、大韓民国については、国民年金について適用すること。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関して、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とすること。

3 一時的に相手国に派遣される被用者等(第

3 一時的に相手国に派遣される被用者等を含む。)の場合には、派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として自國の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱うこと。

4 派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、自國の法令の適用を免除する権

限のある当局又は実施機関は、引き続き自國の法令の適用を免除できること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換したことになつていて、

よつて政府は、本協定の締結について、日本

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、年金制度への二重

加入の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、我が国と大韓民国との間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年六月一日

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 米澤 隆

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月九日

参議院議長 倉田 寛之

官 報 (号 外)

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 道路交通法の一部を改正する法律

の一部を次のように改正する。

を削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」を「第十項及び第十二項から第二十二項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

第五十一条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十項後

により保管した車両の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

九条の二第一項第一号」を「第一百十九条の三第一項第一号」に、「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百十九条の三第一項第二号」に改め、

「第一項第一号」は「第一百一十九条の三第一項第一号」を「第一百一十九条の四第一項第一号」に改める。

第四十七条の付記中「第一百十九条の三第一項
第四号」を「第一百十九条の四第一項第四号」に、

「第一百十九条の二第一項第二号」を「第一百十九条の三第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第一百十九条の二第一項
第一号ニキ「第一百十九条の三第一項第一号ニ」
、

「第一号」を「第一百十九条の三第一項第一号」は
「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百十九条

の四第一項第一号に改める。

一項第一号」を「第一百十九条の四第一項第一号」に、「第一百十九条の二第一項第一号」を「第一百十

九条の三第一項第一号に、「第百十九条の三第一項第三号に、

に改める。

第五十一条第一項中「とき又は」を「とき、又は」に、「場合」という」を「場合」と総称する」に

改め、同条第三項中「所有者又は使用者」を「使

に、「執つた」及び「採つた」を「とつた」に改め、

に、「執つた」を「とつた」に改め、同項第二号及

ひ同条第六項中「採り」を「とり」に改め、同条第
十項中「所有者等に対し」を「使用者に対し」に改
め、「その他当該両車を所有者等に返還する

を「第十項及び第十一項から第二十二項まで」に削り、同項後段を次のように改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第十二項中「前項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十三項中「前三項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十七項中「第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項の規定による」と、「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に對する」読み替えるものとする。

第五十一条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十四項」と、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第十項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「又は」を「又はに改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十項まで」を「第十三項まで」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「前項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「三月」を「一月」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定する旨を告知しなければならない。

12 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

前三項に定めるもののほか、第九項の規定

は、政令で定める。

第五十一条の二第六項中「所有者等」を「使用者等」に改める。

第五十一条の三第一項中「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に改め、同条第二項中「採る」を「とる」に改め、同条第六項及び第七項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同条第十項中「第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」を「第十七項まで、第二十項後段、第二十項及び第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「にに関して」を「について」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項後段」を「同条第二十項後段」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十一項中「第五十二条第十一項及び第十二項(同条第二十一項)」を「第五十二条第十四項及び第十五項(同条第十四項)」に改める。

第六十七条の付記中「第一百二十条第一項第十一号」を「第一百十九条の二」に改める。

第六十八条中「及ぼす」の下に「こととなる」を加える。

第七十一条第五号の五中「限る」の下に「。第百二十条第一項第十一号において無線通話装置」という」を、「除く」の下に「。第百二十条第一項第十一号において同じ」を加え、同条の付記中「第五号まで」の下に「。第五号の三」を、「同項第九号の三」の下に「。第一百二十条第一項第十一号」を加える。

第七十二条の二の付記中「第一百二十二条第一項

官報 (号外)

(当該免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない。

から第五項まで」を又は第七十一条の二に改める。

目次中「第九節 停車及び駐車（第四十四条）第五十一条の四」を「第九節 停車及び駐車（第九節の二 違法停車及び違法駐車）第四十四条 第五十条」に改めます。

第七十一条の四の付記中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第一百二十条第一項第九号」を「第一百十九条の四第一項第五号」に改める。

第一百九条の三の付記中「第一百十九条の四第一項第五号」を「第一百十九条の四第一項第六号」に、「第一百十九条の四第一項第六号」を「第一百十九条の四第一項第七号」に改める。

第一百十九条の四第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十二条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

第一百二十条第一項第九号中「第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第五項まで」を削る。

「百十九条の四第一項第五号若しくは第六号」を「百十九条の四第一項第六号若しくは第七号」に改める。

第一百二十六条第四項中「第一百十九条の四」を
「第一百十九条の四第一項第一号から第四号まで
若しくは第二項」に改める。

別表中「第四号まで」を「第五号まで」に、
「第七十一条の二又は第七十一条の四第三項

項に、「「運転者等又は使用者等」を「運転者等又は使用者若しくは所有者(以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。)」に、「第十八項」を「第十五項」に、「第二十二項中「第十一項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百二十九条第一項第九号」を削る。

第五十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第五十二条の四」を加える。

第五十一条の二第一項中「第五十一条第八項及び第九項(同条第二十四項)」を「第五十一条第五項及び第六項(同条第二十一項)」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第十項中「第五十二条第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」を「第五十二条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十項」の「に」、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項」に、「第八項」を「第五項」に、「同条第二十項後段」を「同条第十七項後段」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「第五十二条第十四項及び第十五項(同条第二十四項)」を「第五十二条第十一項及び第十二項(同条第二十一項)」に改める。

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両(軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七百五十キログラムを超えるもの(以下「重被牽引車」という。)に限る。以下この条において同じ。)であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの(以下「放置車両」という。)の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができ。)

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反

金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

(報告徵収等)

第五十一条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の四
第一項第五号、第二百二十三条)

第五十一条の六 公安委員会は、納付命令をしたとき、第五十二条の四第三項の規定による督促をしたとき、又は同条第十六項の規定により納付命令を取り消したときその他当該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じたときは、その番号標の番号その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項(内閣府令で定めるものに限る。)を国土交通大臣等(国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、

運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会(道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。)をいう。次条において同じ。)に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け(以下「放置車両の確認等」という。)に関する事務(以下「確認事務」という。)の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録(以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。)は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 第五十一条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

三 会規則で定めるもの

4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 車両、携帯電話用装置その他の携帶用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

二 第五十一条の十二第二項の駐車監視員が放置車両の確認等を行つものであること。

三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

5 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名稱、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

れがあると認めるに足りる相当な理由がある者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号(第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家

2 (放置違反金等の納付等を証する書面の提示)
第五十二条の七 自動車検査証の返付(道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、そ

の自動車(同法第五十八条第一項に規定する自動車をいう。)が最後に同法第六十条第一項若しくは第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第五十二条の四第三項の規定による督促(当該自動車が原因となつた納付命令(同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。に係るものに限る。)を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、當該督促に係る放置違反金等を納付したこと)又はこれを徴収されたことを証する書面を提示

(確認事務の委託)
第五十二条の八 警察署長は、第五十二条の四

官 報 (号 外)

第一百一十七条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

六項又は第五十一条の二(放置両面確認機関)第六項又は第五十一条の十五(放置違反金閑係事務の委託)第一項の規定に違反した者第百十七条の五第二号中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の二(違法駐車に対する措置第一項)」とする。

「若しくは第二項」を加える。

し、第六号を第十号とし、第五号を第八号とする。
し、第四号の次に次の一号を加える。

をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第一百二十条第一項第十一号の三中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第一百二十二条第一項第九号中「第五十一条（違法駐車に対する措置）第五項（第七十五条の八

則の次に次の二表を加える。	を 大型自動車等及び重被牽引車 二万五千円	大型自動車等 二万五千円
	に改め、同表を別表第二とし、附	

(停車及び駐車の禁止)第二項において準用する

（停車及び駐車の禁止）第二項において準用する場合を含む。」第五十一条の二第十項を「第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十五条の四（放置違反金）第二項に、「（自動車の使用者の義務等）第二項」を「（自動車の使用者の義務等）第三項」に改め、同項第九号の二中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改め

第一百二十三条中「第一百十七条の四第四号から第六号まで」を「第一百十七条の四第五号から第七号まで」に、「第一百十九条の四第一項第六号若し

「くは第七号」を「第一百十九条の四第一項第五号、第七号若しくは第八号」に改める。

二号」を「第一百七十七条の四第三号」に改め、同条

第三項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改める。

に、「金額をこえない」を「金額の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

動二輪車(以下「普通自動車等」という。)を「普通

に改め、同表を別表第二とし、附

卷之三

別表第一（第五十一條の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条规定の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	大型自動車、大型特殊自動車 及び重被牽引車	三万五千円
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二項のパークイング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パークイング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	普通自動車、大型自動二輪車 及び普通自動二輪車(以下「普通自動車等」という。) 小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	二万五千円
	大型自動車、大型特殊自動車 及び重被牽引車	一万五千円
	普通自動車等	二万五千円
	小型特殊自動車等	二万円
		一万二千円

備考

放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条中「大型自動車」の下に、
「中型自動車」を加える。

第七十一条の五第二項及び第三項中「大型自

型自動車」を加える。

第七十五条の八の二第一項中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

第八十四条第三項中「大型免許」という。」の下に「中型自動車免許（以下「中型免許」といふ。）」を加え、「八種類」を「九種類」に改め、同

条第四項中「[大型第二種免許]」の下に 次のように加える。
第八十五条第二項の表大型免許の項中「普通自動車」を「中型自動車、普通自動車」に改め、同項の
次に次のように加える。

中型免許	普通自動車・小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型自動車	第八十五条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同条第五項中「又は大型免許」の下に「中型免許」を加え、「を受けた者で、当該いわゆる免許」を「のいずれか」に改め、「大型自動車」の下に「又は中型自動車」を加え、同条第六項の次のように改める。 第六十一条第一項中「大型免許」の下に「中型免許」を加える。 第八十六条第一項の表大型自動車の項の次に次のように加える。

第八十六条第二項中「旅客自動車である」を「旅客自動車である中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である」に改め、同条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」

の下に「中型第二種免許」を加え、同条第六項中「大型第二種免許」の下に「又は中型第二種免許」を加える。

八号の二」を「第八号」に改め、同号を同項第四号とする。

第九十七条の二第一項第一号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、同項第四号中「大型自動車」の下に「中型自動車」を、「大型仮免種免許、中型第二種免許」に改める。

第九十条の二の見出し中「普通免許等」を「大型免許等」に改め、同項第一項第一号中「普通免許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第一百八条の二第一項第八号」を「第一百八条の二第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、「第

第八十八条规定第一項第一号中「二十歳」を「一歳」に改め、「十九歳」に」の下に「中型免許は、十九歳」に」を加え、同条第二項中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」に」の下に「中型仮免許にあつては二十歳」(政令で定める者にあつては、十九歳)に」を加える。

許を」の下に「中型自動車であるときは中型仮免許を」を加え、同条第二項中「大型自動車」の下に「中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車」を加え、同条第三項中「つけて」を「付けて」に改め、同条第六項中「大型第一種免許を受け」の下に「中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け」を、「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

め、同条第五項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号及び第二号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、「当該いすれかの免許」を「これらの中の免許のいすれか」に改め、同項第三号中「受けようとしている」を「受けようとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九十六条の二中「普通免許、大型第二種免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許」に改め、「大型免許、中型第二種免許」に改め、「仮免許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型仮免許」を「大型仮免許、中型免許又は中型第二種免許」の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許に改める。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「普通免許、大型第二種免許

—

官 報 (号 外)

「許」の下にて、中型仮免許を加える。

「第百八条の二第一項第四号中「普通免許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」とし、「普通自動車」を「その受けようとする免許に係る自動車」に改め、同項第五号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「大型自動二輪車」を「その受けようとする免許に係る自動車」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第八号の二中「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、「受けようとしている」を「受けようとする」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

別表第一中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。
別表第二中「大型自動車、」を「大型自動車、中型自動車、」に改める。

一 第一条中附則第十六条第二項の改正規定、
附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、
附則第二十一条を附則第十九条とする改正規
定、附則第二十二条の改正規定、同条を附則
第二十条とする改正規定、附則第二十三条第
三号を削る改正規定並びに同条を附則第三十
一条とする改正規定並びに附則第三条及び第
二十五条の規定

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除
く)並びに附則第四条及び第十九条の規定
公布の日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日

三 第二条並びに次条、附則第二十三条及び第
二十四条の規定 公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条並びに附則第五条、第十六条及び第
二十一条から第二十二条までの規定 公布の日
から起算して二年を超えない範囲内において
政令で定める日

五 第四条並びに附則第六条から第十五条ま
で、第十七条及び第十八条の規定 公布の日
から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日

(準備行為)

第二条 第三条の規定による改正後の道路交通法
第五十一条の八第一項の登録、同法第五十一条
の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付その
他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行
為は、第三条の規定の施行前においても行うこ
とができる。

(交通安全管理特別交付金に関する経過措置)
第三条 平成十五年度以前に交付された交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

（保管車両等に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第五十二条第九項（同条第二十一項及び同法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十一条の三第一項又は同法第七十二条の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等（次項において「保管車両等」という。）に関する第一条の規定による改正後の道路交通法第五十一条第十項（同条第二十四項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に同法第五十二条第九項（同条第二十四項及び同法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十一条の三第一項又は同法第七十二条の二第二項後段の規定により保管されたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の道路交通法第五十二条第十項後段（同条第二十一項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされている場合における保管車両等については、なお従前の例による。

（附置車両に関する経過措置）

第五条 第三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の道路交通法第五十一条の四（同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた指示に係る車両につき同法第七十五条第一項第七号に掲げる行為が行われた場合には、第三条の規定による改正後の道路交通法第七十五条の二第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（免許等に関する経過措置）

第六条 第四条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通免許」という。）、同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第三種免許（以下「旧法普通第三種免許」という。）、同条第五項の大型自動車仮免許（以下「旧法大型仮免許」という。）及び同項の普通自動車仮免許（以下「旧法普通仮免許」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第四条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の大・型自動車免許（以下「大型免許」という。）、同項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、同項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、同項の中型自動車免許（以下「中型第二種免許」という。）、同項の普通自動車免許（以下「普通第二種免許」という。）

〔別紙〕

著作権法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

事項について特段の配慮をすべきである。

一 商業用レコードの還流防止措置の存在が欧米諸国からの洋楽のレコードの並行輸入及びすべての商業用レコードの個人輸入等を阻害するとのないよう、内外の著作権者及び著作隣接権者に対し最大限の配慮を求めるとともに、欧米諸国からの洋楽の並行輸入等が阻害されるなど消費者の利益が侵害される事態が生じた場合には、還流防止措置の見直しを含め、適切な対応策を講じること。

二 商業用レコードの還流防止措置の運用に当たっては、私の使用のための個人輸入や並行輸入等により多様な輸入レコードが国民の間に浸透し、音楽に関する文化・産業の発展に寄与するとともに、消費者保護及び適正な流通市場の維持の観点を重視した運用がなされるよう、十分留意し、監視すること。

三 還流防止措置を適用する期間を政令で定めるに当たっては、権利者、消費者等関係者の意見を十分に聴取し、適正な期間とともに、今後の動向も見ながら適宜検討を行い、見直しを図ること。

四 日本のレコード会社は、日本国内での販売を規制する作品について海外にライセンスするに当たり、日本国内発売禁止と外から見えるようにジャケット若しくはインフレイに表示するようライセンシーに要請するなど、適切に対応すること。

五 還流防止措置の対象となつた商業用レコードについて、当該作品の日本国内での販売状況

について、国内のレコード会社に定期的に報告を求め、国内のレコード会社がもはや発行していないと認められた場合には、速やかに還流防止措置の規制対象外とし、レコード流通業者、小売店及び消費者に告知すること。

六 還流防止措置導入後の消費者への利益還元、内外価格差及び商業用レコードの輸入状況等諸情勢について、継続的な評価及び分析を行い、還流防止制度全般について、必要に応じ適切な措置を講ずること。

七 還流防止措置の運用状況、商業用レコードの販売状況、商業用レコードの再販制度をめぐる議論その他還流防止措置の必要性並びに消費者及びレコード流通業者の権利利益の保護をめぐる状況について把握するとともに、広く消費者への周知に努めること。

八 本法施行後一定期間経過後、還流防止措置の必要性並びに消費者及びレコード流通業者の権利利益の保護をめぐる状況について検討を加え、その結果に基づいて還流防止措置の廃止、保護期間の短縮を含め必要な措置を講ずること。

九 還流防止措置の導入により、再販制度とあいまつて商業用レコードの価格が二重に保護されることになるとの指摘等も踏まえ、販売価格の引下げ等消費者への利益の還元に更に努めるとともに、再販制度については、消費者保護の観

極的な要請等、実効性のある対策に努めるこ

と。

十一 書籍・雑誌の貸与権の行使に当たっては、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によつて許諾し、円満な利用秩序の形成を図るよう配慮すること。また、権利者の利益の保護を図るとともに書籍・雑誌の円滑な利用の促進に資するため、書籍・雑誌の貸与権を管理する新たな機関の適切な運営及び環境の整備に努めること。

十二 今後の著作権法の改正に当たっては、文化審議会著作権分科会の議論の前提となる関係者間協議において、消費者関連団体が加わるよう配慮すること。

十三 多くの国民がインターネットを通じて自らの創作物を公表するなど、表現手段の多様化により、それぞれが利用者になると同時に権利者となる「一億総エーザー、一億総クリエイタ」の時代を迎えており、国民が著作権を身近な問題として考え、自ら判断し行動することが求められていることから、学校等における「著作権教育」の充実や国民に対する普及啓蒙活動に努めること。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額八十三兆六千八百八十九億八千四百三十二万円余(当初予算額八十一兆二千二百九十九億九千三百万円余、予算補正追加額五兆二百七十九億七千七百五十四万円余、予算補正修正減少額二兆五千六百八十九億八千六百二十三万円)に比し、三兆六千億三千七百三十二万円余の増加となつてゐる。

歳出においては、予算額八十三兆六千八百八十九億八千四百三十二万円余(当初予算額八十一兆二千二百九十九億九千三百万円余、予算補正追加額四兆五千二百四十八億七千三百五十七万円余、予算補正修正減少額二兆六百五十八億八千二百二十五万円余)に前年度繰越額四兆千五百五十一億七千百五十四万円余を加えた歳出予算現額八十七兆八千四百四十一億五千五百八十六万円余に対し、支出済歳出額は八十三兆六千七百四十二億八千九百九十二万円余であり、その差額は四兆千六百九十八億六千五百九十三万円余である。このうち、翌年度繰越額は三兆二千二百七十三億二千八百六十七万円余(明許繰越三兆千三百四十四万円余、歳出決算額八十三兆六千七百四十四万円余)である。

十 海賊版による権利侵害に対しては、侵害状況調査の拡充や侵害発生国政府への対策強化の積み上げ等消費者への利益の還元に更に努めるとともに、再販制度については、消費者保護の観

成十四年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 一般会計

平成十四年度の一般会計歳入歳出決算は、十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成十四年度政府関係機関決算書に関する報告書

十二億八千九百九十二万円余であり、差引き三兆六千百四十七億三千七百七十二万円余の剩余を生じたが、この剩余额は、財政法第四十条の規定により、一般会計の平成十五年度の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成十四年度における財政法第六条の純剩余金は、三千八百七十四億三百四万円余であるが、平成十四年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律の規定により、財政法第六条第一項の規定は適用されないこと。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額八十三兆六千八百八十九億八千四百三十二万円余(当初予算額八十一兆二千二百九十九億九千三百万円余、予算補正追加額五兆二百七十九億七千七百五十四万円余、予算補正修正減少額二兆五千六百八十九億八千六百二十三万円)に比し、三兆六千億三千七百三十二万円余の増加となつてゐる。

歳出においては、予算額八十三兆六千八百八十九億八千四百三十二万円余(当初予算額八十一兆二千二百九十九億九千三百万円余、予算補正追加額四兆五千二百四十八億七千三百五十七万円余、予算補正修正減少額二兆六百五十八億八千二百二十五万円余)に前年度繰越額四兆千五百五十一億七千百五十四万円余を加えた歳出予算現額八十七兆八千四百四十一億五千五百八十六万円余に対し、支出済歳出額は八十三兆六千七百四十二億八千九百九十二万円余であり、その差額は四兆千六百九十八億六千五百九十三万円余である。このうち、翌年度繰越額は三兆二千二百七十三億二千八百六十七万円余(明許繰越三兆千三百四十四万円余、歳出決算額八十三兆六千七百四十四万円余)である。

平成十六年六月三日 衆議院会議録第三十七号

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十四年度決算に関する報告書

一〇九

七十九億四千四百十七万円余、事故繰越八百九十三億八千四百五十万円余)、不用額は九千四百二十五億三千七百二十六万円余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成十四年度末現在四百三十七兆三百七十四億六千七百三万円余で前年度末に比し、二十三兆六千七百七十一億三千八十二万円余増加している。この債務のうち、公債は、四百二十七兆六百七十四億二千二百四十八万円余で前年度末に比し、二十四兆二千四百二十七億六千八百四万円余増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、三兆五千五百二十億七百六十六万円余で前年度末に比し、五百七億六千八百五十六万円余減少し、財政法第十条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができる金額は千億円であるが、契約等による債務負担額はない。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成十四年度末現在六十兆四百八億三千七百八十二万円余で前年度末に比し、四千八百九十六億九千二百八万円余増加している。

2 特別会計

平成十四年度の特別会計の数は三十七である。歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百九十九兆七千四百五十六億三千七百三十七万円余、歳出三百七十三兆八千九百七十七億二千三百七十一万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は八兆千八百十一億三千六百八十三万円余、不用額の合計額は十四兆三千二百三十八億千七百二十一万円余である。

債務負担額は、平成十四年度末現在二百四十一兆九千九百三十四億四千五百六十二万円余で前年度末に比し、三十七兆二千四百七十四億九千四百七万円余増加している。この債務のうち、借入金は百二兆八千七百億三千二百六十九万円余、短期証券は五十七兆四千八百六十三億七千万円である。

3 国税収納金整理資金

平成十四年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額五十三兆三千四百二十五億六千五百十四万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十二兆六千四百七十八億四千九百二十万円余であり、差引き六千九百四十七億千五百九十四万円余が平成十四年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 政府関係機関

平成十四年度の政府関係機関の数は九であり、その収入支出の決算額の合計は、収入五兆八千六百三十八億四千四百十一万円余、支出五兆九千九百六十九億五千七十九万円余である。

二 議決の内容

平成十四年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成十四年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つたが、さらには改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力をする事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 公債残高が著増するなど国の財政は極めて深刻な状況であり、その健全化が急務となっている。政府は、公債に依存した財政構造を改めるため、目標に沿つて、基礎的財政收支の早期黒字化を図るべきである。

(2) 年金制度については、国民年金保険料の未納付率が約四割に達し、また、保険料が未納あつた国会議員が相次いで判明するなど制度に対する国民の不信感が一層増大している。ついては、社会保険庁における未納・未加入者に対する取組みの強化に加え、年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しを行うべきである。

(3) 介護保険については、『ゴールドプラン21』による基盤整備が行われてきているところであるが、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなつてきるかなどの課題が指摘されている。平成十二年の法施行後五年目を目指とする介護保険の見直しに向けてサービス内容の適正化及びサービスの質の向上などについて十分な検討を行つべきである。

また、障害者福祉については障害者の地域生活支援の在り方等支援費制度の趣旨を踏まえ円滑な実施に努めるべきである。

(4)

雇用問題については特に若年者の雇用の拡大を図るとともに、政府が一体となつて若年者等に対する職業意識の啓発や学校における職業教育に対する取組みを推進すべきである。

(5) 六兆百億円の多額の資金が投入されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、平成十二年七月に中間評価が出され、十四年度で終了している。中間評価においては効果が十分があがつていない点が指摘されているところであり、今後とも政策全般の評価の中で成果を検証し、その結果を今後の農業政策に反映すべきである。

また、牛海绵状脑症(BSE)発生に伴う米国産牛肉の輸入停止により、外食産業を始めとして経済的損失が増大している。食の安全・安心確保を大前提に、科学的根拠に基づいた検査体制の下で、安全な牛肉の供給体制の構築に努力すべきである。

(6) 地方分権の推進に当たつては、自主・自立の地域社会の早期実現が肝要である。政府は、地方分権を推進するため、国から地

方への税源移譲の促進と地方への自由度の拡大を図るための国庫補助負担金の廃止・縮減等を行い、地方交付税の所要額を確保し、眞の地方分権を図るべきである。

また、義務教育費国庫負担制度については、義務教育に関する国の責任を明確にし、総額裁量制の導入で、教職員の給与とともに、義務教育における学校の設置・管理主体である市町村が自らの理念に基づづ

官 報 (号 外)

平成十六年六月三日

衆議院会議録第三十七号

衆議院会議録第三十一号中正誤		正	
ページ	段行誤	内外の	なお、
三五	二末六内閣の	外の	
同	一九おな、	なお、	
	第三十二号中正誤		
四一	二末七誤	持続可能な	持続可能な
七八八歳	三日間これに	これらに	
七十九歳	三月間		

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 〒一〇五一八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号

電 話
03
(3587)
4294

定 値
（本体）
四四〇円